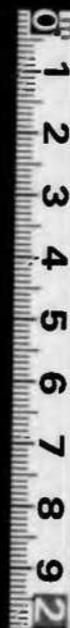


昭和二十年官制改正原議(五)



国立公文書館

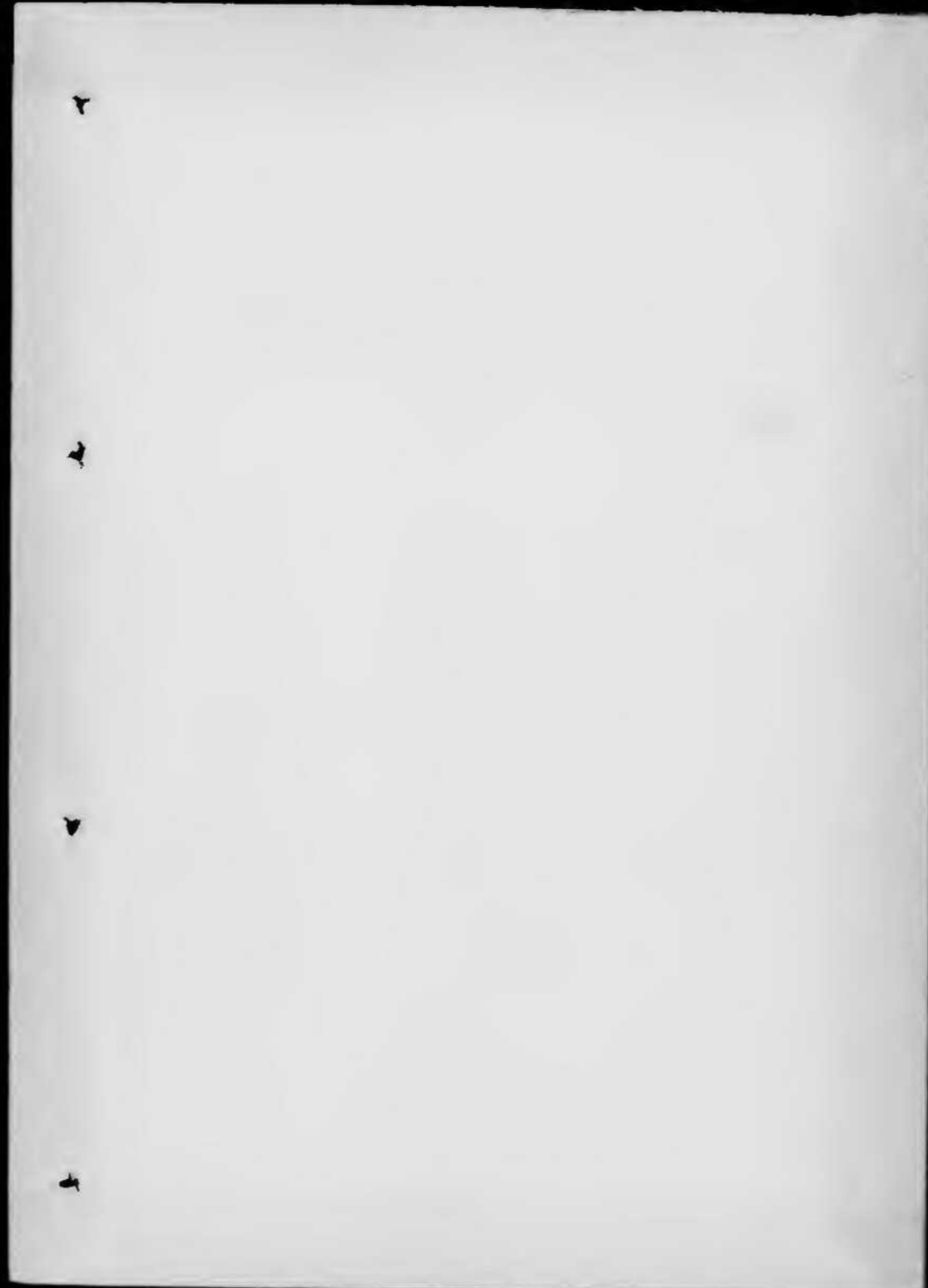
自治省

48

3 A

13-9

282



38

内務大臣官房人事課

裏面白紙

2

甲乙ノ種類
 決 判 日 月 日 年
 日 文 書 課 長
 施 行 日 月 日 年

38

目 次

頁 年 月 日 (起 終)	件 名	備 考
一 二二〇一	内務省官制の一部を改正する等	会社、土不、都市計画等
二 一〇三	都廳府縣等臨時職員等設置制一部改正	踏込工場施設等整備、 企業再建整備
三 二六	東京都官制の一部を改正する等	地方廳の保健衛生に關 する行政機構の整備強化等
四 二二	地方廳機構改正に關する件(通牒)	
五 一〇	内務省内臨時職員設置制の一部改正	昭和二十一年度公共事業

裏面白紙

受		號		局		議		合		日		月		付		受		及		並		行	
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送
受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	受
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

17/4
 〓〓〓〓 議案
 内務省官制の一新を改正する等の必要
 があるのを別紙勅令案を提出するもの
 ね肉議を請ふ。

大臣
 次官

人事局長

文書課長

主査

めくれず

裏面あり

凡
明
行

雅

日	月
第	第
號	號
月	月
日	日

內閣總理大臣
年 月 日

大臣

年持はれりおのほけなす 一八

朕は内務省の官制の一部を改正する等の勅令を發せし

二にこれを公布せしめる。

昭和二年

月 日

内閣總理大臣

内務大臣

勅令第

號

第一條 内務省の官制の一部を次の如くに改正する。

第三條中「專任三十人」を「專任三十人」に、「專任九

十八人」を「專任百十人」に改める。

第二條 内務省の臨時職員設置規則の一部を次の如くに

改正する。

第一條 地方官官制の一部を次の如くに改正する。

第三條 地方官官制の一部を次の如くに改正する。

第二條中「專任千五百人以内」を「專任千五百人

以内」に改める。

以上二條を「專任千三百八十人以内」を「專任千五百

人以内」に改める。

第十一條 第三條を「四部」に、「警備部」を

「警備部」に改め、同條第三項中「又ハ土木部」を削る。

土木部」に改め、同條第三項中「又ハ土木部」を削る。

第十四條中「土木部」を置く在縣の内務部ニ於テハ

第一號乃至第十之號及第二十四號ノ事務、教育長

生部及土木部ヲ置ク在縣の内務部ニ於テハ第一號

乃至第九號及第二十四號ノ事務を削る。

同條第十七號乃至第二十三號を削り、第二十四號

を第十七號とす。

第十四條ノ三 土木部ニ於テハ左ノ事務ヲ高シル

一 土木三門ノ事務

二 都市計画ニ関スル事項

三 住宅ニ関スル事項

四 建築ニ関スル事項

五 土地収用ニ関スル事項

六 水陸運輸ニ関スル事項

七 水面埋立ニ関スル事項

第十九條 第二項を削る。

第十七條中「第十四條ノニ」を「第十四條ノ三」に改め

る。

第四條 都市計画委員會官制の全部を次ウヤリに

改む。

第十七條第一項中「專任十九人」を「專任三十三人」

に「專任七十七人」を「專任百五人」に「專任六十二人」

を「專任六十七人」に「專任二百三人」を「專任二百十

内務省

三人」に改めらる。

附則

この勅令は、公布の日より、これを施行する。

主観ニ依リテ
四十一(勅令)ニ依リテ

本ノ旨ニ依リテ

お取
三十三

三十三

裏面白紙

理由

會計事務促進のため、由務省に二俣事務官一人、三俣事務官十人を増員すること、府縣に在る土木事業の増加に伴う現在重要な事務に土木部を配置することにならざるを、金沢府に土木部を置くに二門に在る必要があり、また、府縣に土木部を置くに必要とせらるる二俣事務官三十七人、三俣村に在る百九十九人、三俣事務官六人、四俣村に在る百九十九人、五俣事務官六人、六俣村に在る百九十九人、七俣事務官六人、八俣村に在る百九十九人、九俣事務官六人、十俣村に在る百九十九人、十一俣事務官六人、十二俣村に在る百九十九人、十三俣事務官六人、十四俣村に在る百九十九人、十五俣事務官六人、十六俣村に在る百九十九人、十七俣事務官六人、十八俣村に在る百九十九人、十九俣事務官六人、二十俣村に在る百九十九人、二十一俣事務官六人、二十二俣村に在る百九十九人、二十三俣事務官六人、二十四俣村に在る百九十九人、二十五俣事務官六人、二十六俣村に在る百九十九人、二十七俣事務官六人、二十八俣村に在る百九十九人、二十九俣事務官六人、三十俣村に在る百九十九人、三十一俣事務官六人、三十二俣村に在る百九十九人、三十三俣事務官六人、三十四俣村に在る百九十九人、三十五俣事務官六人、三十六俣村に在る百九十九人、三十七俣事務官六人、三十八俣村に在る百九十九人、三十九俣事務官六人、四十俣村に在る百九十九人、四十一俣事務官六人、四十二俣村に在る百九十九人、四十三俣事務官六人、四十四俣村に在る百九十九人、四十五俣事務官六人、四十六俣村に在る百九十九人、四十七俣事務官六人、四十八俣村に在る百九十九人、四十九俣事務官六人、五十俣村に在る百九十九人、五十一俣事務官六人、五十二俣村に在る百九十九人、五十三俣事務官六人、五十四俣村に在る百九十九人、五十五俣事務官六人、五十六俣村に在る百九十九人、五十七俣事務官六人、五十八俣村に在る百九十九人、五十九俣事務官六人、六十俣村に在る百九十九人、六十一俣事務官六人、六十二俣村に在る百九十九人、六十三俣事務官六人、六十四俣村に在る百九十九人、六十五俣事務官六人、六十六俣村に在る百九十九人、六十七俣事務官六人、六十八俣村に在る百九十九人、六十九俣事務官六人、七十俣村に在る百九十九人、七十一俣事務官六人、七十二俣村に在る百九十九人、七十三俣事務官六人、七十四俣村に在る百九十九人、七十五俣事務官六人、七十六俣村に在る百九十九人、七十七俣事務官六人、七十八俣村に在る百九十九人、七十九俣事務官六人、八十俣村に在る百九十九人、八十一俣事務官六人、八十二俣村に在る百九十九人、八十三俣事務官六人、八十四俣村に在る百九十九人、八十五俣事務官六人、八十六俣村に在る百九十九人、八十七俣事務官六人、八十八俣村に在る百九十九人、八十九俣事務官六人、九十俣村に在る百九十九人、九十一俣事務官六人、九十二俣村に在る百九十九人、九十三俣事務官六人、九十四俣村に在る百九十九人、九十五俣事務官六人、九十六俣村に在る百九十九人、九十七俣事務官六人、九十八俣村に在る百九十九人、九十九俣事務官六人、百俣村に在る百九十九人、

内務省

裏面白紙

第二條

地方官官制（抄）
前條ノ定員外ニ於テ府縣ニ通シテ左ノ職員

ヲ置クコトヲ得

地方事務官專任

專任 千五百人以内 二級

地方技官

專任 四千三百八十七人以内 二級

地方事務官又ハ地方技官

專任 二萬七千五百人以内 三級

第十三條

各府縣ニ知事官房及左ノ三部ヲ置ク

内務部

經濟部

警察部

内務大臣ハ須要ニ依リ府縣ヲ指定シテ教育民生部

内務省

裏面白紙

又ハ土木部ヲ置クコトヲ得
 第十四條 内務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル但シ教育
 民生部ヲ置ク府縣ノ内務部ニ於テハ第一號乃至第
 九號及第十七號乃至第二十四號ノ事務、土木部ヲ置
 ク府縣ノ内務部ニ於テハ第一號乃至第十六號及第
 二十四號ノ事務、教育民生部及土木部ヲ置ク府
 縣ノ内務部ニ於テハ第一號乃至第九號及第二十
 四號ノ事務ヲ掌ル

一 官吏ノ進退及身分ニ関スル事項
 二 褒賞ニ関スル事項
 三 統計ニ関スル事項
 四 會計ニ関スル事項
 五 議員選挙ニ関スル事項
 六 府縣會、府縣參事會其ノ他府縣ノ行政一般ニ

内務省

裏面白紙

- 七 市町村其ノ他公共^體ノ行政一般ノ監督ニ関スル事項
- 八 國民貯蓄ノ獎勵ニ関スル事項
- 九 戰後對策ノ總括ニ関スル事項
- 十 教育學藝ニ関スル事項
- 十一 宗教ニ関スル事項
- 十二 史蹟名勝天然紀念物ニ関スル事項
- 十三 保健衛生ニ関スル事項
- 十四 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ関スル事項
- 十五 勤勞ニ関スル事項
- 十六 社會保險ニ関スル事項
- 十七 土木ニ関スル事項
- 十八 都市計畫ニ関スル事項
- 十九 住宅ニ関スル事項

内務省

二十 建築に關スル事項

二十一 土地收用と關スル事項

二十二 水陸運輸と關スル事項

二十三 水面埋立と關スル事項

二十四 他ノ主管ニ屬セサル事項

第十四條 教育民生部、於テハ第十四條第十號ノ

至第十四號ノ事務ヲ掌ル

土木部ニ於テハ第十四條第十七號乃至第二十三號

ノ事務ヲ掌ル

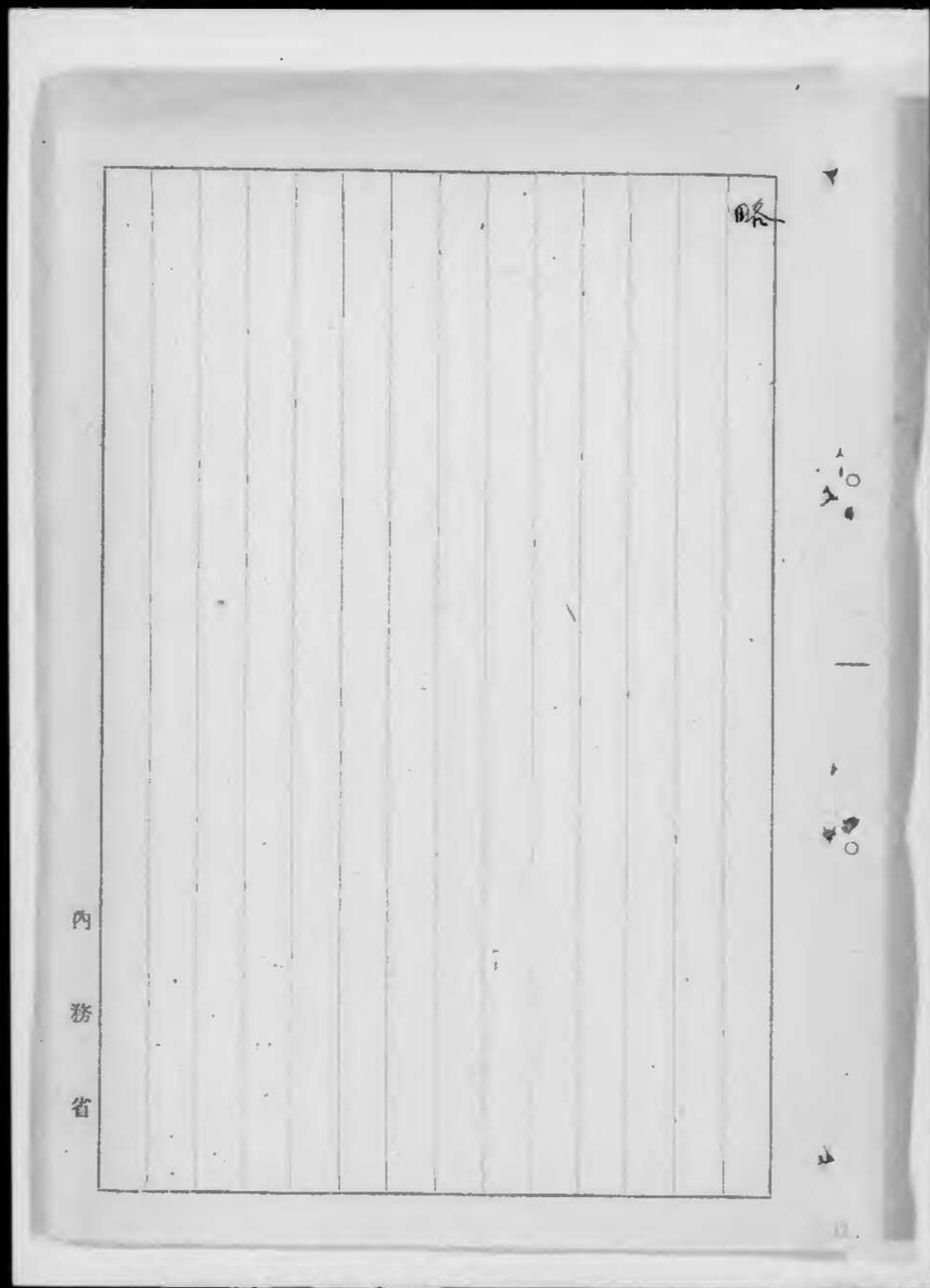
第十七條 内務大臣ハ府縣ノ實情ニ依リ特ニ必要アリ

ト認ムルトキハ府縣ヲ指定シ當該府縣ノ知事官

房及各部（警察部ヲ除ク）ノ所掌事務ノ区

分ニ付第十三條乃至第十四條ノ二及前條ノ規定ニ付

スル特例ヲ設クルコトヲ得



裏面白紙

裏面白紙

都市計畫委員會官制 抄

第一條 委員會之組織及職掌如左

地方事務官

專任十九人

專任六十七人

地方行政官

專任六十二人

專任二百三人

附

內務省

土木部設置の理由

現在府縣に於て土木に關する事務を掌る爲に土木部を設置して居るのは二府二十二縣であり他の二十三縣では内務部土木課に於て之を掌つて居る。

所が終戦後進駐軍の要請に基く道路改良工事、被災地復興事業、瀬邊する災害に伴ふ復舊土木事業、剛度の震害防止、綜合開發の見地よりする各種公共土木事業が積極的に起興せらるゝに至つて土木關係の事務益々著しく重要性を加え、且策劃を極めて現在の土木課の機構を以てしては到底萬全を期すことが至難の状態である。元來我が國の土木事業は非常におくれて居たのであつて、それが今後國土復興の爲に重要性を擧げざるを得ないのであるから此の際未だ土木部を設置して居ない二十三縣に新に土木部を設置して土木行政の完備を期したい。

土木職員の増員内訳表

北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	千葉	東京	信州	越前	近畿	陸奥	愛知	三重	福井	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

道庁職名	事業費	所	要	定員	備考
北海	一〇、九七九、〇〇〇 六、三四六、〇〇〇				
青森	二、〇〇九、〇〇〇				
岩手	七、五一五、〇〇〇 八、三一〇、〇〇〇				
宮城	一、三四三、五〇〇				
秋田	八、八三九、〇〇〇				
山形	一、〇三七、〇〇〇				
福島	一、〇一八、〇〇〇				
茨城	六、五〇五、〇〇〇				
栃木	一、〇九一、〇〇〇				
群馬	三、三〇六、〇〇〇 一、一七四、三〇〇				
千葉	一、〇九一、〇〇〇				
東京	三、七四三、〇〇〇 一、一八〇、〇〇〇				
信州	四、一〇一、〇〇〇				
越前	一、〇〇〇、〇〇〇				
近畿	一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇 一、〇〇〇、〇〇〇				
陸奥	三、三〇六、〇〇〇 九、五九九、〇〇〇 五、一九五、〇〇〇				
愛知	六、七〇〇、〇〇〇				
三重	一、六五五、〇〇〇				
福井	二、〇一四、〇〇〇				
滋賀	二、〇一四、〇〇〇				
京都	一、〇〇〇、〇〇〇				
大阪	一、〇〇〇、〇〇〇				
兵庫	一、〇〇〇、〇〇〇				
奈良	一、〇〇〇、〇〇〇				
和歌山	一、〇〇〇、〇〇〇				
鳥取	一、〇〇〇、〇〇〇				
島根	一、〇〇〇、〇〇〇				
岡山	一、〇〇〇、〇〇〇				
広島	一、〇〇〇、〇〇〇				
山口	一、〇〇〇、〇〇〇				
徳島	一、〇〇〇、〇〇〇				
香川	一、〇〇〇、〇〇〇				
愛媛	一、〇〇〇、〇〇〇				
高知	一、〇〇〇、〇〇〇				
福岡	一、〇〇〇、〇〇〇				
佐賀	一、〇〇〇、〇〇〇				
長崎	一、〇〇〇、〇〇〇				
熊本	一、〇〇〇、〇〇〇				
大分	一、〇〇〇、〇〇〇				
宮崎	一、〇〇〇、〇〇〇				
鹿児島	一、〇〇〇、〇〇〇				

合計	五六三、四七四、〇〇〇	三七	一六五	一六五	四九五	
北海						
青森						
岩手						
宮城						
秋田						
山形						
福島						
茨城						
栃木						
群馬						
千葉						
東京						
信州						
越前						
近畿						
陸奥						
愛知						
三重						
福井						
滋賀						
京都						
大阪						
兵庫						
奈良						
和歌山						
鳥取						
島根						
岡山						
広島						
山口						
徳島						
香川						
愛媛						
高知						
福岡						
佐賀						
長崎						
熊本						
大分						
宮崎						
鹿児島						

備 考

二級事務官
一〇、〇〇〇、〇〇〇月三打一人
二級技官
三、〇〇〇、〇〇〇月三打一人
二級事務官
一、〇〇〇、〇〇〇月三打一人
二級技官
一、〇〇〇、〇〇〇月三打一人

内務省國土局

裏面白紙

	福和島和奈京石長千橋福	地方官制	
計	島小野園知川口	島山根小宮都川野葉王皇	
一	— — — — —	— — — — —	二
二	— — — — —	— — — — —	三
三	— — — — —	— — — — —	四
四	— — — — —	— — — — —	五
五	— — — — —	— — — — —	六
六	— — — — —	— — — — —	七
七	— — — — —	— — — — —	八
八	— — — — —	— — — — —	九
九	— — — — —	— — — — —	十
十	— — — — —	— — — — —	十一
十一	— — — — —	— — — — —	十二
十二	— — — — —	— — — — —	十三
十三	— — — — —	— — — — —	十四
十四	— — — — —	— — — — —	十五
十五	— — — — —	— — — — —	十六
十六	— — — — —	— — — — —	十七
十七	— — — — —	— — — — —	十八
十八	— — — — —	— — — — —	十九
十九	— — — — —	— — — — —	二十
二十	— — — — —	— — — — —	二十一
二十一	— — — — —	— — — — —	二十二
二十二	— — — — —	— — — — —	二十三
二十三	— — — — —	— — — — —	二十四
二十四	— — — — —	— — — — —	二十五
二十五	— — — — —	— — — — —	二十六
二十六	— — — — —	— — — — —	二十七
二十七	— — — — —	— — — — —	二十八
二十八	— — — — —	— — — — —	二十九
二十九	— — — — —	— — — — —	三十
三十	— — — — —	— — — — —	三十一
三十一	— — — — —	— — — — —	三十二
三十二	— — — — —	— — — — —	三十三
三十三	— — — — —	— — — — —	三十四
三十四	— — — — —	— — — — —	三十五
三十五	— — — — —	— — — — —	三十六
三十六	— — — — —	— — — — —	三十七
三十七	— — — — —	— — — — —	三十八
三十八	— — — — —	— — — — —	三十九
三十九	— — — — —	— — — — —	四十
四十	— — — — —	— — — — —	四十一
四十一	— — — — —	— — — — —	四十二
四十二	— — — — —	— — — — —	四十三
四十三	— — — — —	— — — — —	四十四
四十四	— — — — —	— — — — —	四十五
四十五	— — — — —	— — — — —	四十六
四十六	— — — — —	— — — — —	四十七
四十七	— — — — —	— — — — —	四十八
四十八	— — — — —	— — — — —	四十九
四十九	— — — — —	— — — — —	五十
五十	— — — — —	— — — — —	五十一
五十一	— — — — —	— — — — —	五十二
五十二	— — — — —	— — — — —	五十三
五十三	— — — — —	— — — — —	五十四
五十四	— — — — —	— — — — —	五十五
五十五	— — — — —	— — — — —	五十六
五十六	— — — — —	— — — — —	五十七
五十七	— — — — —	— — — — —	五十八
五十八	— — — — —	— — — — —	五十九
五十九	— — — — —	— — — — —	六十
六十	— — — — —	— — — — —	六十一
六十一	— — — — —	— — — — —	六十二
六十二	— — — — —	— — — — —	六十三
六十三	— — — — —	— — — — —	六十四
六十四	— — — — —	— — — — —	六十五
六十五	— — — — —	— — — — —	六十六
六十六	— — — — —	— — — — —	六十七
六十七	— — — — —	— — — — —	六十八
六十八	— — — — —	— — — — —	六十九
六十九	— — — — —	— — — — —	七十
七十	— — — — —	— — — — —	七十一
七十一	— — — — —	— — — — —	七十二
七十二	— — — — —	— — — — —	七十三
七十三	— — — — —	— — — — —	七十四
七十四	— — — — —	— — — — —	七十五
七十五	— — — — —	— — — — —	七十六
七十六	— — — — —	— — — — —	七十七
七十七	— — — — —	— — — — —	七十八
七十八	— — — — —	— — — — —	七十九
七十九	— — — — —	— — — — —	八十
八十	— — — — —	— — — — —	八十一
八十一	— — — — —	— — — — —	八十二
八十二	— — — — —	— — — — —	八十三
八十三	— — — — —	— — — — —	八十四
八十四	— — — — —	— — — — —	八十五
八十五	— — — — —	— — — — —	八十六
八十六	— — — — —	— — — — —	八十七
八十七	— — — — —	— — — — —	八十八
八十八	— — — — —	— — — — —	八十九
八十九	— — — — —	— — — — —	九十
九十	— — — — —	— — — — —	九十一
九十一	— — — — —	— — — — —	九十二
九十二	— — — — —	— — — — —	九十三
九十三	— — — — —	— — — — —	九十四
九十四	— — — — —	— — — — —	九十五
九十五	— — — — —	— — — — —	九十六
九十六	— — — — —	— — — — —	九十七
九十七	— — — — —	— — — — —	九十八
九十八	— — — — —	— — — — —	九十九
九十九	— — — — —	— — — — —	一百

都府庁市町村長官會議員増員分兩重表

昭和二十一年十月一日

國土局長

人事課長 殿

地方土木關係職員定員増加に關する件

昭和二十一年度に於ける各府縣の新規土木事業費は國庫補助關係のみにても五億六千二百四拾七萬四千圓に上り之が工事に從事せしむべき職員は從來定員の職員をして極力援助せしむるも尙本工事の完壁を期するが爲には最少限度に於て左記職員の増加を絶対必要ありと認めらるゝに依り之が増員方術取計ひ願ひたし

裏面白紙

裏面白紙

記	員	地方事務官	二級	三七名
		地方技官	二級	一六五名
		地方事務官	三級	一六五名
		地方技官	三級	四九五名

内務省

裏面白紙

第二條 土木關係職員

地方事務官	二級	現在定員	增員	改正定員
地方事務官	二級	一一一	三七	一四八
地方技官	二級	四一七	一六五	五八二
地方事務官	三級	一八四七	一六五	二〇一二
地方技官	三級	五九八八	四九五	六四八三

内務省

裏面白紙

(第二條定員中土木關係職員)

地方事務官	二級	百四十八人
地方事務官	二級	百十一人
地方技官	二級	五百八十二人
地方技官	二級	四百十七人
地方事務官	三級	二千 十二人
地方事務官	三級	一千八百四十七人
地方技官	三級	六千四百八十二人
地方技官	三級	五千九百八十八人

(備考) 北海道廳 東京都 分ハ別トス

内務省

理由

一、近時各府縣に於ける土木事業は著しく増加し之を昭和二十一年度の新規一般土木事業に付いて見るも事業費總額は國庫補助基木額のみにも實に五億六千二百四拾七萬四千圓に上り其の他災害復舊工事に於ては相當巨額に達すべく、ために既定一般土木事業等を合するに於ては相當巨額に達すべく、ために土木關係の事務は極めて重要性が加はり之等新規事業に従事せしむべき職員は從來定員の職員をして援助擔當せしむるも目下の實狀は現有職員のみにては到底處理し得ざるの狀態である

二、昭和二十一年度に於て實施する新規事業は急速完成を期すべき進駐軍命令に基く道路特別整備事業並びに失業救済の一環として取上げられたる所謂公共事業としての亞炭、石炭、林産物搬出道路事業、中小河川改良事業、砂防事業等にして之等工事は起興の趣旨に鑑み萬全を期する要あるも現在職員のみにては所期の目的を達成することとは困難である

三、從來の工事は請負施行を認めたるも失業救済を目的とする公共事業は

直營施行を原則とする方針なるを以て之が事業の執行並ひに監督は
厳正確實を期する必要上關係職員の充^足を計るは到下の急務である
四 従來職員は災害復舊工事、既定事業^に各種事業に従事すると共に鐵
道事業、軌道事業、發電水力事業、索道事業、埋立事業等各般の監
督行政事務を擔當し居るを以て新規事業に對處する餘力は極めて乏
しい實狀である

裏面白紙

昭和二十一年度

新規事業費調

道路特別整 備事業費	石炭運搬 事業費	林産物搬 送事業費	砂防事業費	大河川改良 事業費	合計
---------------	-------------	--------------	-------	--------------	----

道府縣名	關東			關西			近畿			中野			四國			九州			合計								
	千葉	東京	神奈川	京都府	大阪府	兵庫県	奈良	和歌山	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知	福岡		佐賀	長門	熊本	大分	宮崎	鹿児島		
八七九.九九〇	三〇八.八六〇	一七三.三〇〇	一七三.三〇〇	八四.〇〇〇	八四.〇〇〇	五三.九四五	五三.九四五	九一.九四〇	九一.九四〇	四九.九五〇	四九.九五〇	四九.九五〇	二〇.〇〇〇	二〇.〇〇〇	一四.四二五	一四.四二五	四四.四五〇	四四.四五〇	一三.六五九	一三.六五九	五.五五一	五.五五一	四.二八〇	四.二八〇	四.二八〇	一.〇.二八〇	
一.四〇〇.〇〇〇	一.二五〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	四〇〇.〇〇〇	四〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	一.一〇〇.〇〇〇	
五.六〇〇.〇〇〇	五.〇〇〇.〇〇〇	三.五〇〇.〇〇〇	三.五〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	一.〇〇〇.〇〇〇	
一.八〇〇.〇〇〇	二.七〇〇.〇〇〇	二.八五〇.〇〇〇	二.八五〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	一.八〇〇.〇〇〇	
六.〇〇〇.〇〇〇	八.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇	六.〇〇〇.〇〇〇
一.〇.九七九	六.二四六	二.〇〇九	二.〇〇九	七.五二五	七.五二五	四.一八三	四.一八三	一.七〇七	一.七〇七	一.二七九	一.二七九	一.二七九	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	一.一〇〇	

道府縣名	北 海 東		區 越 信 東 關					區 北 東		現在 增員 改定
	靜岡 石川 富山	長山 新野 神奈川	東 千 崎	群 馬 木	茨 城	福 山	秋 田	宮 城	岩 手	
鹿兒島	三	三	一	三	一	三	一	三	一	二級地方事務官 現在 增員 改定
宮崎	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
大分	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
熊本	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
佐賀	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
長崎	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
福岡	三	三	三	二	二	三	二	三	二	二級地方事務官 現在 增員 改定
香川	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
愛媛	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
高知	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
徳島	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
山梨	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
廣島	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
岡山	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
鳥取	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
島根	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
和歌山	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
奈良	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
兵庫	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
大阪	三	三	三	二	二	三	二	三	二	
京都	三	三	三	二	二	三	二	三	二	
滋賀	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
三重	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
福井	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
愛知	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
岐阜	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
山形	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
秋田	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
宮城	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
岩手	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
青森	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
北海道	三	三	三	二	二	三	二	三	二	三級地方事務官 現在 增員 改定
静岡	四	四	四	三	三	四	三	四	三	
石川	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
富山	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
長山	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
新野	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
神奈川	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
東	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
千	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
崎	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
群	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
馬	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
木	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
茨	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
城	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
福	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
山	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
秋	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
田	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
宮	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
城	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
岩	二	二	二	一	一	二	一	二	一	
手	二	二	二	一	一	二	一	二	一	

裏面白紙

昭和二十一年九月二十八日

國土局長



人事課長殿

地方官官制改正の件

今般全府縣に土木部を設置せらるるに伴ひ地方官官制の改正を必要とするに至りたるに依り之が改正方御取計ひ願ひたし

内務省

規格第 5

裏面白紙

(参考)

一現在土木設置府縣(二府二十二縣)

京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣、新潟縣
群馬縣、茨城縣、三重縣、愛知縣、靜岡縣、岐阜縣
長野縣、宮城縣、福島縣、富山縣、岡山縣、廣島縣
山口縣、和歌山縣、愛媛縣、福岡縣、熊本縣、鹿兒島縣

一新設縣(二十縣)

青森縣、岩手縣、秋田縣、山形縣、栃木縣、埼玉縣
千葉縣、石川縣、福井縣、山梨縣、滋賀縣、奈良縣
鳥取縣、島根縣、德島縣、香川縣、高知縣、佐賀縣
大分縣、宮崎縣

一地方官官制

第十二條、第十四條、第十六條

內務省

廣島	岡山	和歌山	兵庫	大阪	京都	三重	愛知	靜岡	岐阜	富山	長野	新潟	神奈川	群馬	茨城	福島	宮城
建築課	建設課	經理課	都市計畫課	建築課	總務課	建築課	經理課	經理課	監理課	監理課	監理課	監理課	特別建設課	經理課	監理課	監理課	復興建設課
道路課	道路課	道路課	機械課	特別建設課	特別建設課	道路課	道路課	道路課	道路課	道路課	道路課	道路課	建築課	道路課	道路課	道路課	道路課
河港課	河港課	河港課	建築課	河川課	河川課	河港課	河港課	河港課	河港課	河港課	河港課	河港課	河港課	河川課	河港課	河港課	河港課
砂防課	砂防課	復興課	住宅課	港灣課	港灣課	砂防課	計画課	都市計畫課	復興第一課	都市計畫課	砂防課	砂防課	砂防課	計画課	建設課	計画課	砂防課
都市計畫課	都市計畫課	建築課	砂防課	計画課	計画課	都市計畫課	建築課	復興第二課	復興第二課	建築課	建築課	計画課	計画課		建築課		計画課

現在土木部設置府縣令課制

內務省

内務省

山口	監理課	道路課	河港課	砂防課	復興課
愛媛	建築課	道路課	河港課	復興第一課	復興第二課
福岡	監理課	道路課	河港課	砂防課	計画課
長崎	建築課	設営課	河港課	復興第一課	復興第二課
熊本	總務課	工營課	計画課	建築課	特別建設課
鹿兒島	監理課	道路課	河港課	都市計画課	
	道路課	河港課	戦災復興課	建築課	

(別) 神奈川縣、場合

工不部長

経理課
(課長 坂道)

道路課
(課長 坂道)

河港課
(課長 坂道)

砂防課
(課長 坂道)

計畫課
(課長 坂道)

建築課
(課長 坂道)

特別建設課
(課長 坂道)

- 一、工不部事務管理ニ関スル事項
- 二、人事ニ関スル事項
- 三、國有財産ニ関スル事項
- 四、官有物使用並其產物、處分ニ関スル事項
- 五、他、主管ニ屬スル事項

- 一、道路ニ関スル事項
- 二、道路敷地、取得及地物修補費ニ関スル事項
- 三、鉄道、軌道ニ関スル事項

- 一、河川ニ関スル事項
- 二、運河、港湾ニ関スル事項
- 三、水利、使用ニ関スル事項
- 四、上下水道ニ関スル事項
- 五、公有水面埋立ニ関スル事項

- 一、砂防ニ関スル事項
- 二、砂防指定地ニ関スル事項

- 一、都市計畫及土地区劃整理ニ関スル事項
- 二、都市計畫世帯委員會議ニ関スル事項
- 三、風致地ニ關シテ管理ニ関スル事項
- 四、公園及遊園ニ関スル事項

- 一、建築取締ニ関スル事項
- 二、住宅ニ関スル事項
- 三、塔樓ニ関スル事項
- 四、其他建築管理ニ關シテ他、主管ニ屬スル事項

- 一、造駐軍關係住宅ニ関スル事項

裏面白紙

(例)

長野縣、場合

土不部長

監理課
(課長事務室)

道路課
(課長事務室)

河川課
(課長事務室)

砂防課
(課長事務室)

建築課
(課長事務室)

- 一、土不部所屬予算並ニ経理ニ関スル事項
- 二、人事ニ関スル事項
- 三、國有財産ニ関スル事項
- 四、土地收用ニ関スル事項
- 五、都市計畫地不計畫ニ関スル事項
- 六、實験ニ関スル事項
- 七、公園施設ニ関スル事項
- 八、池、主管ニ関スル事項

- 一、道路ニ関スル事項
- 二、橋梁及渡船場ニ関スル事項
- 三、鉄道、軌道及索道ニ関スル事項
- 四、道路工事、監督及補助ニ関スル事項

- 一、河川ニ関スル事項
- 二、發電水利使用ニ関スル事項
- 三、上下水道ニ関スル事項
- 四、公有水面埋立ニ関スル事項
- 五、河川工事、監督及補助ニ関スル事項

- 一、砂防ニ関スル事項
- 二、砂防工事、監督及補助ニ関スル事項

- 一、縣廳全般、管轄ニ関スル事項
- 二、建築制限取締ニ関スル事項
- 三、地家賃、住宅ニ関スル事項

裏面白紙

(例) 岐阜縣、場合

土木部長

監理課
(課長事務官)

- 一、土木出張所、統轄之関係事項
- 二、國有財産之関係事項
- 三、土地收用之関係事項
- 四、地理之関係事項
- 五、土木部主管中他課之属之関係事項

道路課
(課長技官)

- 一、道路及橋梁之関係事項
- 二、渡船場之関係事項
- 三、鉄道、軌道及索道之関係事項

河川課
(課長技官)

- 一、河川之関係事項
- 二、水利之関係事項
- 三、公有水面埋立之関係事項
- 四、砂防之関係事項
- 五、砂防指定地之関係事項
- 六、上下水道之関係事項

復興第一課
(課長技官)

- 一、敷設市街地、復興之関係事項
- 二、都市計畫及都市計畫事業之関係事項
- 三、都市計畫委員会之関係事項
- 四、區劃整理事業之関係事項

復興第二課
(課長技官)

- 一、戦災地建築復興之関係事項
- 二、建築之関係事項
- 三、住宅之関係事項
- 四、國有及縣有建物施設管理之関係事項

裏面白紙

(例) 大阪府、場合

總務課
(課長役室)

- 一、予算並経理、関係事項
- 二、人事、関係事項
- 三、資料、関係事項
- 四、土地買収並、物件移転、関係事項
- 五、他、主管、関係事項

道路課
(課長役室)

- 一、道路、関係事項
- 二、鉄道、軌道、関係事項
- 三、上下水道、関係事項
- 四、道路工事、監督及補助、関係事項

河川課
(課長役室)

- 一、河川、関係事項
- 二、(河川)公有水面埋立、関係事項
- 三、河防、関係事項
- 四、河川工事、監督及補助、関係事項

港灣課
(課長役室)

- 一、港場、関係事項
- 二、船舶、関係事項
- 三、港灣工事、監督及補助、関係事項

計畫課
(課長役室)

- 一、都市計畫、関係事項
- 二、戦災復興、関係事項

建築課
(課長役室)

- 一、府廳舎、管轄、関係事項
- 二、建築取締、関係事項
- 三、戦災住宅、関係事項
- 四、造駐軍兵舎、関係事項

特別建設課
(課長役室)

- 一、造駐軍関係住宅建設、関係事項

裏面白紙

國土局発第三五七號
昭和二十一年十月二日

内務省 國土局長
戦災復興院計畫局長

内務大臣官房人事課長殿



都市計畫委員會官制定員の
増配について
都市計畫委員會官制第十七條第一項の
定員を次のやうに改らし、別表のとほり配置
方訓令せられたい。

記

内務省

地方事務官

專任 三十三人以内 二級
專任 百五人以内 三級

地方技官

專任 六十七人以内 二級
專任 二百十三人以内 三級

理由書

都市計畫委員會官制に依り定員は、本年二月行政整理の爲その二割に達する大幅の削減を余儀なくされたが産業復興、経済再建等の充足に伴ひ、戦災復興の動力源たるべき非戦災都市の育成、新日本の全面的躍動を期す、要開発地域の開発、特又我が國の國際親善及び平和的性格を象徴する。観光都市の整備等、地方計畫、都市計畫の事務は急激に増大した。尚本年四月には、戦災復興事務を専掌する内閣府都道府縣に對し地方官々制第二條の定員が配定された體のいはあるが、戦災復興事務は極めて繁多があつて如何にして手不足なるを免れないばかりでなく、その事務運営は總て都市計畫法、都市

内務省

計畫委員會官制に準據する關係上本委員会官制に依り削減し得ざる戦災復興に忙殺されし爲る実情がある。戦後の基本的な地方計畫、都市計畫の重要施策を現在定員の配定を以て遂行することは到底不可能である。依り今回別記都市計畫委員会に對し最少数限の定員を増置し、特に事務系統を充實し、地方計畫、都市計畫を強力に推進すると同時に戦災復興の急速な遂行に専與せしめようとするものである。

因みれば本官制定員は直接國家事務を担當するものであるから、國費を以て官吏を配置すべきものであるが、各方の同夫々地方官の負擔する處となつてゐる。此がである。

都市計画地方委員会官制改正説明資料

國家再建途上に於ける都市計画行政運営の重要は
 狭小なる國土と過剰人口とのバランスを各種生産業
 及施設との関係に於て如何に調整兼配するかより國土計
 畫的構想に基く適確なる戦災復興計畫並に其の
 事業の急速に於て完壁なる遂行と全國散多の非戦災
 都市に於ける生産機能の活用による平和産業の再建を
 目標とする新たる見地に立つ中小都市の綜合整備計畫
 の策定実施に當りてある

之を都市計畫法令の施行に依り強力に推進することによつて
 過大都市の人口抑制と中小都市の振興再建とに貢献し
 永久に公共の安寧を維持し福利の増進すると共に平和國力
 の培養を計るべきである

之が目的には

内務省

- (一) 都市の性格規模を決定するに必要なる調査研究
 - (二) 都市計畫法及関係法令の整備並にその運用方針の決定変更
 - (三) 既に決定せる都市計畫同事業の檢討改廢
 - (四) 中小都市に於ける平和産業の振興対策の策定
 - (五) 中小都市の新規都市計畫の決定
- 内中の都市の再建綜合整備事業の實施等を強力に施行
 しなければならぬ
- 然して是等の緊急國家事務を円滑且つ適確に遂行する
 には都市計畫法適用市町村とのを算する今向
- (一) 一方に於ては國の行政機構の充實と根本的技術の向上を計
 - (二) 他面に於ては都市計畫地方機構の充實、職員の素質向
 上を絶対必要とする
 - (三) 特に行政面を担当する事務系統職員の量質両面の充實
 を圖らねばならぬ

然るに國に於ては

(一) 戦災復興都市計畫を對象として四局 課 人を事
務機構とする 戦災復興院創設せう机

(二) 都市計畫行政一般並に非戦災都市都市計畫を對象とする
國土局計畫課の派派の充實強化の方向にある

地方にては

土木部課の増設復興関係補助職員の配置により

(一) 戦災都市府縣の関係機構の充實を見つゝあるがま
だ必ずしも十全ならず 事務系統傳達職員の充足要
望の聲は日に高まりつゝあり更にその増配を行はねばな
らぬい実情である

(二) 戦災都市府縣に在りてはその一ニを除き事務機構
全く不備にして行政運営上の困難にして苦心に堪へず事
例が少くないから事務機構最少限度の整備は絶対必要

内務省

要である

然してその現状を細説すれば別表記載の通りである

更にこの職員を増置するも事務そのものは従國家事務
に拘らず官制上經費は地方費と辨らるる所あり然れ都市
計畫税を必保として何れも豫算成立せしものであるから戦
災上及びほす影響は極めて軽少である

行政整理に當りては特に國家事務職員として僅少なる
定員中より主務官片者の整理を劃定せらるる結果土木
職員等には一地方の実情に資及する不合理な現象を
露呈せしめている

以上

省 及 受 付 日 月							合 議 局 號 及 受						
第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	第	
號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	號	
送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	送	
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	

十月二十日

甲乙ノ別

案 起 昭和二十一年十月二十日 局 受 月 日 號 月 日 日

決 例 月 日 文 書 課 長 施 行 月 日

大臣了

次官

入事局長

主査

蓋

請 議 案
 却 能 行 賜 專 照 職 員 等 之 呈 請
 の 一 部 を 以 下 の 件 西 女 加 入 之 為 別 紙
 勅 令 案 を 提 出 する。
 松 内 藩 を 請 入。

裏面あり

日	月	年
第	第	第
部	部	部
課	課	課
長	長	長
官	官	官

内閣總理大臣
 年 月 日

大臣

朕は、都府府行縣等臨時職首等設置制の一部を
改め、勅令を裁り、之を公布せしめ、
改め、

昭和 年 月 日

内閣總理大臣
内務大臣

勅令第一 號

都府府行縣等臨時職首等設置制の一部を次の
やうに改め、

第一條中、「專任三十八人」を、「專任四十四人」に、「專任
十二人」を、「專任十四人」に、「專任五百九十一人」を、「專任
六百一人」に改め、

第一條ノ三中、「專任四十二人」を、「專任四十四人」に、「專
任百三十九人」を、「專任百四十一人」に、「專任二千四百十
七人」を、「專任二千四百九十九人」に改め、

第一條ノ四中、「專任二百二十九人」を、「專任二百
三十四人」に、「專任二百十一人」を、「專任二百三十九人」に
改め、

第一條ノ五中、「專任五百八十四人」を、「專任五百
九十九人」に改め、

第一條ノ六中、「專任三十一人」を、「專任三十五人」に
改め、

此の勅令は、公布の日から、二水を施行する。

裏面白紙

賠償之場旅討の管理撤去に因り事務に從事
 させらるる外、地方高等官に二州の地方事務官四人、知事
 府縣に二州の地方事務官四十七人、及、地方官二
 十八人、及、二州の地方事務官又は地方行政官三十
 一人を補充するものと、在業再建費の補給の故に因
 り事務に及らざる外、同僚知事一府縣に二州の地
 方事務官四十八人を補充するに要するものあり。

内務省

都廳府縣等臨時職員等設置制

昭和十一年八月二十九日
勅令第三百八十九號

第一條 東京都二区ノ職員ヲ置ク 二級

地方事務官 二級

專任三十八人 二級

地方技官 二級

專任十二人 二級

地方事務官又ハ地方技官 二級

專任五百九十二人 三級

第一條ノ二 警視廳ニ区ノ職員ヲ置ク 三級

地方事務官 二級

專任 二級

地方技官 二級

專任 二級

地方事務官又ハ地方技官 三級

專任 三級

警視 一人

警部 一人

第一條ノ三 北海道廳ニ区ノ職員ヲ置ク

地方事務官 二級

專任四十二人 二級

地方技官 二級

專任百三十九人 二級

地方事務官又ハ地方技官 二級

專任二千八百八十七人 三級

警視 一人

警部 一人

第一條ノ四 府縣ニ通ジテ在リ職員ヲ置

地方事務官

專任之百三十九人

二級

地方技官

專任二百十二人

二級

地方事務官又ハ地方技官

專任之千七百二十四人

警視

人

警部

人

前項職員ノ各府縣内ノ定員ハ内務大臣

之ヲ定ム

裏面白紙

裏面白紙

第廿條 地方官之職目ヲ定ム

右各都府長

地方事務長

專任三十一人

一併

内務省

賠償施設の管理撤去に要する経費内訳

区分	人員	一人年額	金額	備考
臨時部	4	2,760	11,040	臨時部員
係給			1,280.00	臨時部員
事務官			11,040	臨時部員
事務員			5,520	臨時部員
諸給			1,040.40	臨時部員
内國旅費			9,982.00	臨時部員
普通	4	600	2,400	臨時部員
特殊			9,600.00	臨時部員
給			1,200	臨時部員
慰勞金			9,600.00	臨時部員
事務費			2,620	臨時部員
庶務費			2,920	臨時部員
臨時部			320	臨時部員
臨時部			160	臨時部員
一 臨時部員 1,200.00 月 八 臨時部員				

一 賠償施設の管理撤去に要する経費
 賠償工場の施設の管理撤去は日本政府の責任に於て実行せねばならぬが之等作業を迅速円滑に実施する爲地方廳の機構を拡充する必要があるのでこの経費を要する

臨時部	金額	備考
臨時部	57,500.00	内訳左表の通り

C										分	人員	一人年數	金額	備考		
協賛會費	野通費	種費	總費	常務費	理事費	幹事費	庶務費	三級	二級	一級	協賛會費	人員	一人年數	金額	備考	
四二〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	一三五	七五	四六〇	四六二,四〇〇	二八三五八	二〇四,二八〇	九六,〇〇〇	二〇五,〇〇〇	一五四,七八〇
五〇	八〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	四	六〇	四〇〇	二〇五,〇〇〇	二八三五八	二〇四,二八〇	九六,〇〇〇	二〇五,〇〇〇	一五四,七八〇
八,三八〇	二,一〇〇	二,九二八	一,六八〇	四,六〇〇	一,二六〇	一,三二一	一,二六〇	一,五二八	一,三二一	一,二六〇	四六二,四〇〇	二八三五八	二〇四,二八〇	九六,〇〇〇	二〇五,〇〇〇	一五四,七八〇
八,三八〇	一,〇五〇	一,八七八	八〇〇	二,七二八	六三〇	一,〇五二	一,〇五二	一〇五,二八〇	一,三二一	一,二六〇	四六二,四〇〇	二八三五八	二〇四,二八〇	九六,〇〇〇	二〇五,〇〇〇	一五四,七八〇

C										分	人員	一人年數	金額	備考		
協賛會費	野通費	種費	總費	常務費	理事費	幹事費	庶務費	三級	二級	一級	協賛會費	人員	一人年數	金額	備考	
四六〇	二八〇	七四〇	八九〇	三九八	一三六	四六〇	二八〇	七四〇	八九〇	三九八	四六〇	二八〇	七四〇	八九〇	三九八	一三六
九六〇	二,四〇〇	九六〇	二,七六〇	二,四〇〇	二,七六〇	二,四〇〇	二,七六〇	九六〇	二,四〇〇	二,七六〇	四六〇	二八〇	七四〇	八九〇	三九八	一三六
四四,一六〇	六七,二〇〇	一一,三六〇	八五,四〇〇	一一,五六〇	一一,五六〇	一一,五六〇	一一,五六〇	一一,五六〇	一一,五六〇	一一,五六〇	四六二,四〇〇	二八三五八	二〇四,二八〇	九六,〇〇〇	二〇五,〇〇〇	一五四,七八〇
二二,〇八〇	三三,六〇〇	五五,六八〇	四二,七二〇	五七,八四〇	五七,八四〇	五七,八四〇	五七,八四〇	五七,八四〇	五七,八四〇	五七,八四〇	四六二,四〇〇	二八三五八	二〇四,二八〇	九六,〇〇〇	二〇五,〇〇〇	一五四,七八〇

地方職職員配置表

所 縣 別	所 縣 別																
	北 海 道	東 京	大 阪	神 奈 川	長 崎	新 潟	千 葉	茨 城	山 梨	愛 知	石 川	富 山	福 井	山 梨	山 梨	山 梨	山 梨
課長																	
事務官																	
技 官																	
事務官																	
技 官																	
計																	



裏面白紙

賠償施設の處理に要する經費

(内務省 地方分)

賠償施設の管理及び撤去は日本政府の責任に於て實行せねばならぬがその作業は極めて龐大なるものがあるのみならず迅速且つ計劃的に遂行する要があるを以て地方に於ける之等作業の強力なる實施に遺憾なきを期する為専任職員を設け且つ所要の事務に従事せしめんとするに依つて左の經費を要する。

款	項	目	金額(円)	備	考
臨時款	臨時諸要務費	俸	四六、〇〇〇		
		諸費	四六、〇〇〇		
		事務費	一五、二四〇		
		給與費	四、九〇〇		
		給與費	二、三六八		
		給與費	二、一八〇		
一般費					

裏面白紙

計画、大要

(地方)

賠償指令該当工場施設の管理保全に関する指揮

監督は現に地方長官として実施せしめて居るが更に賠償

償として撤去せしむる施設の解体梱包の実施並に之に伴

ふ資材の労務、輸送等に小運送の確保等現場作業の

完遂の前衛として中央の指揮監督の下に現場處理の

責任を担当せしむる。従つて現在の地方機構を拡充し

て地方に於ける之等作業の強了なる実施に不念を

期するものとす

大日本帝國政府

第二一三三號

昭和二十一年十月二十三日

内務次官 殿

商工次官

地方廳に賠償處理事務擔當職員増加の件

商工省關係工場、事業場及び研究所の賠償處理事務を擔當させる爲、今般都道各府縣に別紙の通り職員を配置することについて豫算決定したので宜敷御取計ひ願ひ度い。
なほ別紙勅令案の通り關東信越、東海北陸、近畿及び九州の四地方商工局に賠償課を新設する爲課長となるべき事務官各一名宛増員方豫算決定したので御配意願ひ度い。

27 10

裏面白紙

大日本帝國政府

勅令案

都道府縣等臨時職員等設置制の一部を次のやうに改正する。

第五條第一項の地方事務官の部「専任三十一人 二級」を「専任三十五人 二級」に改める。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

裏面白紙

二一秘發第七六五號

昭和二十一年十一月一日

商工次官

内務次官殿



企業再建整備法施行に伴ふ増員の件依頼

今般企業再建整備法の施行に伴ひ同法の運用上都廳府縣において處理すべき整備計畫等の認可等に關する事務に従事せしめるため内務省地方廳分として左記のほり増員が決定されたから都廳府縣等臨時職員設置制を改正されるごさにも別紙配當表により配置されるやうお願ひする。

記

地方事務官

四十六人

二級

裏面白紙

種別	人員	一人平均	金額	備考
通費	三二〇	五〇	一五、六〇〇	二二、七〇〇
香通			一六、〇〇〇	八、〇〇〇
宿費			二〇、〇〇〇	二七、六〇〇
雜費			九、〇〇〇	九、〇〇〇
合計			六〇、〇〇〇	六七、三〇〇

種別	人員	一人平均	金額	備考
地方應分			六一、〇〇〇	九、二九〇
臨時謝要務費				
俸給	四六	二、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	五五、二〇〇
事務費				
雜給			一、三五九、四〇〇	七、三、四〇〇
内國旅費			三一、九、六四〇	二、三、六〇〇
普通	三二〇	六、〇〇〇	一、九三〇、〇〇〇	九、六、〇〇〇
特別			一、二七、〇〇〇	一、二七、〇〇〇
給與			一、〇一、九〇〇	五、七、七〇〇
臨時干渉	二六四	六、六〇〇	一、八、八、四〇〇	四、九、三、二〇〇
慰勞金			三、三、三六〇	一、六、五、六〇〇
事務費			一、一、二〇〇	二、四〇、〇〇〇
合計			六、〇、〇〇〇	一、二、八、〇〇〇

三

省及受付年月日 合議局號及受送

第	第	第	第	第	第	第	第
號	號	號	號	號	號	號	號
送	送	送	送	送	送	送	送
月	月	月	月	月	月	月	月
日	日	日	日	日	日	日	日



甲乙ノ部

起案 昭和五年七月 文日 局受 月 日 局送 月 日

決判 月 日 文書課長 施行 月 日

大臣

次官

入局局長

主査

乙沖三三〇
請議案

裏面あり

日	月	年
第	第	第
號	號	號
月	月	月
日	日	日

東京市都官制の一部を改正する等の件
 要なるもの別紙初案を提出するもの
 右閣議を請ふ

千九百一十一年
 閣議を請ふ

後

朕は、東京都官制の一部を改正する等の勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣
内務大臣

勅令第 五〇六 號

第一條 東京都官制の一部を次のやうに改正する。

第一條ノ二中「専任二百九十八人以内」を「専任三百人以内」に、「専任四百九十五人以内」を「専任四百九十六人以内」に、「専任四千五十二人以内」を「専任四千六十一人以内」に改める。

第二條 警視廳官制の一部を次のやうに改正する。

第十九條第二項及び第二十一條第二項中「衛生及召集」を「及衛生」に改める。

第二十四條中「衛生及召集」を「及衛生」に改め、「(區市ノ區域ニ於ケル召集ニ關スル事務ヲ除ク)」を削る。

第二十五條 削除

第三條 北海道廳官制の一部を次のやうに改正する。

第一條ノ二中「専任三十二人以内」を「専任四十八人以内」に、「専任百二十四人以内」を「専任百三十四人以内」に、「専任八百五人以内」を「専任八百五十九人以内」に改める。

第十條中「七部」を「九部」に、「教育民生部」を「「教育部
衛生部
民生部」

に改める。

第十二條第二項を次のやうに改める。
教育部ニ於テハ左ノ專任ヲ掌ル
一 教育學藝ニ關スル事項

内務省

二 宗教ニ關スル事項

三 史蹟名勝天然紀念物ニ關スル事項

衛生部ニ於テハ保健衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

民生部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

二 勸勞ニ關スル事項

三 社會保護ニ關スル事項

第十二條ノ二中「教育民生部」を「民生部」に改める。

第十三條第二項中「土木部」を「衛生部、土木部」に改める。

第二十四條ノ二第一項中「地方事務官」の下に「又ハ地方技官

」を加へる。

第四條 地方官官制の一部を次のやうに改正する。

第二條中「専任千四百四十人以上以内」を「専任千三百五十人以上

」に、「専任四千五百七十三人以上以内」を「専任四千七百九十六人

内務省

以内」に、「専任二萬八千七十九人以上以内」を「専任二萬九千三百

十二人以上以内」に改める。

第三條中「知事及」を削る。

第十二條第一項中「三部」を「四部」に、「内務部」を「内務

部」に、「同條第二項中「教育民生部」を「教育民生部ニ代へ

教育部及民生部ヲ置キ又ハ別ニ衛生部」に改める。

第十四條本文但書を次のやうに改める。

但シ土木部ヲ置ク府縣ノ内務部ニ於テハ第一號乃至第九號及第

十七號ノ事務ヲ掌ル

同條第十號乃至第十六號を削り、第十七號を第十號とし、以下

順次七號宛繰上げる。

第十四條ノ二を第十四條ノ三とする。

第十四條ノ二 教育民生部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル但シ衛生部ヲ

置ク府縣ノ教育民生部ニ於テハ第一號乃至第三號及第五號乃至

第七號ノ事務ヲ掌ル

一 教育學藝ニ關スル事項

二 宗教ニ關スル事項

三 史蹟名勝天然紀念物ニ關スル事項

四 保健衛生ニ關スル事項

五 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

六 勸勞ニ關スル事項

七 社會保險ニ關スル事項

第十六條 教育部ニ於テハ第十四條ノ二第一號乃至第三號ノ事務ヲ掌ル

民生部ニ於テハ第十四條ノ二第四號乃至第七號ノ事務ヲ掌ル但シ衛生部ヲ置ク府縣ノ民生部ニ於テハ第十四條ノ二第五號乃至第七號ノ事務ヲ掌ル

衛生部ニ於テハ保健衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

内務省

土木部ニ於テハ第十四條第十號乃至第十六號ノ事務ヲ掌ル

第十七條中「第十四條ノ二」を「第十四條ノ三」に改める。

第十八條第二項中「土木部」を「衛生部又ハ土木部」に改める。

第二十四條第一項中「地方事務官」の下に「又ハ地方技官」を加へる。

第二十五條第二項及び第二十六條第二項中「、衛生及召集」を「及衛生」に改める。

第三十六條第二項中「、衛生及召集」を「及衛生」に改め、「（市ニ於ケル召集ニ關スル事務ヲ除ク）」を削る。

第三十七條 削除

第五條 都廳府縣等臨時職員等設置制の一部を次のやうに改正する。

第一條中「專任四十四人」を「專任五十三人」に、「專任十四人 二級」を「專任十九人 二級内一人ヲ一級ト」に、「專任六百一人」を「專任六百二十人」に改める。

第一條ノ三中「專任四十四人」を「專任五十六人」に、「專任百四十人」を「專任百四十五人」に、「專任二千百九十人」を「專任二千二百十八人」に改める。

第一條ノ四第一項中「專任七百十四人」を「專任千七十五人」に、「專任二百三十六人」を「專任三百九十三人」に、「專任五千八百四十七人」を「專任六千七百三十一人」に改める。

第一條ノ七中「地方事務官」の下に「又ハ地方技官」を加へる。第五條第四項を削る。

第六條 臨時北海道廳ニ農地部ヲ置ク

左ノ事務ハ北海道廳官制第十二條第五項ノ規定ニ拘ラズ農地部ニ於テ之ヲ掌ル

一 農地關係ノ調整ニ關スル事項

二 既墾地ニ於ケル自作農制設特別措置ニ關スル事項

第七條 北海道廳開拓部ニ於テハ北海道廳官制第十二條第六項ノ

内務省

事務ノ外臨時ニ未墾地ニ於ケル自作農制設特別措置ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 臨時府縣ニ農地部ヲ置ク

左ノ事務ハ地方官官制第十四條ノ三ノ規定ニ拘ラズ農地部ニ於テ之ヲ掌ル

一 農地關係ノ調整ニ關スル事項

二 自作農制設特別措置ニ關スル事項

三 開拓ニ關スル事項

四 耕地ノ災害復舊ニ關スル事項

第九條 農地部ノ部長ハ北海道廳官制第十三條第一項及地方官官制第十八條第一項ノ規定ニ拘ラズ二級ノ地方技官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

聯合軍政兩司令官の要求に基いて、地方廳における保健及び厚生に關する行政機構を整備強化するため、北海道廳に衛生部及び民生部を、又現在須要府縣にのみ教育民生部が置かれてあるのを全府縣に、これを置くことに改め、なほ學務行政の重要性にも鑑みて、北海道廳に教育部を新設し、特殊の府縣については、教育民生部の代りに教育部及び民生部を併置するとともに、更に場合により、重要府縣には衛生部を置く必要があるのと、農地關係の調整、自作農制度特別措置等後進制度改革に關する事務を專管させるために、臨時に北海道廳及び各府縣に後進部を設け、又これらのため所定の職員を増員する等の必要があるからである。

東京都官制

昭和十八年六月十九日
勅令第百四號

第一條

東京都ニ左ノ職員ヲ置ク

長官

次長

局長

秘書官

地方事務官

專任 五人

專任 五十六人

地方技官

專任 一人

專任 一人

地方事務官又ハ地方技官

一人

專任 一人

一級

二級 納ムコトヲ得

一級

二級 納ムコトヲ得

專任

人 三級

第一條

左ノ職員ヲ置クコトヲ得 前條ノ是員外ニ於テ東京都ニ

地方事務官

專任 二百九十八人以内

地方技官

專任 四百九十八人以内

地方事務官又ハ地方技官

專任 四百九十八人以内

專任 四百九十八人以内

二級

二級

二級

三級

警視廳官制

(狀令ニ詳テ九月九日)

抄

第十九條 略

警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生 衛生及召集ニ
關スル事務ヲ分掌シ部下ノ警部補及巡查ヲ
指揮監督ス

第二十一條 略

警部補ハ上官ノ指揮監督ヲ承ケ警察及衛生 衛生
及召集ニ關スル事務ニ從事シ部下ノ巡查ヲ指揮
監督ス

第二十四條

警察署長ハ警視又ハ警部タル地方事務

内務省

務官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警
察 衛生及召集ニ關スル事務(區市ノ區域ニ於ケ
ル召集ニ關スル事務ヲ除ク)ヲ掌理シ部下ノ官吏
ヲ指揮監督ス

第二十五條 警察署長ハ召集ニ關スル事務ニ付
部内ノ町村長ヲ指揮監督ス

北海道廳官制 (改正 第六百五十三號) 抄

略

第一條ノニ 前條ノ定員外ニ於テ北海道廳ニ丘
ノ職員ヲ置クコトヲ得

地方事務官

專任 三十一人以内

二級

地方技官

專任 三十四人以内

二級

地方事務官又ハ地方技官

專任 八百人以内

三級

第十條 北海道廳ニ長官官房及丘ノ七部ヲ置ク
内務部

内務省

衛生部 教育部 民生部

經濟部

開拓部

土木部

林政部

警察部

第十二條

教育部ニ於テ八丘ノ事務ヲ掌ル

一 教育學藝ニ關スル事項

二 宗教ニ關スル事項

三 史蹟名勝天然記念物ニ關スル事項

四 保健衛生ニ關スル事項

五 社會保事業其ノ他國民生活ノ保護指揮ニ關

スル事項

六 勤勞ニ關スル事項

七 社會保險ニ關スル事項

衛生部ニ於テハ保健衛生ニ關スル事務ヲ掌ル
民生部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 社會事業理、地國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

二 物價ニ關スル事項

三 小作關係其ノ他農地ノ利用關係ノ爭議

四 度量衡ニ關スル事項

五 開拓部ニ於テハ丘ノ事務ヲ掌ル

六 拓殖ニ關スル事項

七 國有未開地ノ管理及處分ニ關スル事項

八 土木部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

九 土木ニ關スル事項

内務省

一 都市計畫ニ關スル事項

二 住宅ニ關スル事項

三 建築ニ關スル事項

四 水陸運輸ニ關スル事項

五 水面立立ニ關スル事項

六 土地收用ニ關スル事項

七 略

第十條ノニ 長官ハ教育民生部ニ於テ社會保

險ニ關スル會計事務ノ一部又ハ全部ヲ掌ラシ

ムルコトヲ得

第十一條 略

前項ノ規定ニ拘ラズ土木部又ハ林政部ノ部長ハ

一級又ハ二級ノ地方技官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

略

スル事項

一 労働関係ニ関スル事項
二 社会保険ニ関スル事項

三 農工商水産ニ関スル事項
四 物價ニ関スル事項

五 小作關係其他農地ノ利用關係ノ爭議
六 度量衡ニ関スル事項

七 開拓部ニ於テハ丘ノ事務ヲ掌テル
八 拓殖ニ関スル事項

九 國有未開地ノ管理及處分ニ關スル事項
一〇 土木部ニ於テハ丘ノ事務ヲ掌テル

一一 土木ニ關スル事項

内務省

一二 都市計畫ニ關スル事項
一三 住宅ニ關スル事項

一四 建築ニ關スル事項
一五 水陸運輸ニ關スル事項

一六 水面埋立ニ關スル事項
一七 土地收用ニ關スル事項

略

第ニ條ノニ 長官ハ教育民生部ニ於テ社会保
險ニ關スル會計事務ノ一部又ハ全部ヲ掌ラシ
ムルコトヲ得

第ニ條 略

前項ノ規定ニ拘ラズ土木部又ハ林政部ノ部長ハ
一級又ハ二級ノ地方技官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得
略

第二十四條ノニ
道廳ニ小作官ヲ置キニ級又ハ三
級ノ地方事務ヲ以テ之ニ充ツ
略

内務省

第一條 地方官官制
(府縣ニハ適シテ且ノ職員ヲ置ク (勅令第百四十七号))
知事 府縣知事(凡)

地方事務官
專任十七百七十二人 二級

地方技官
專任九十八百五十八人 三級

第二條 專任六百七十人
前條、定員外ニ於テ府縣ニ通ジテ且ノ職員ヲ置ク

地方事務官
專任六百七十人 二級

地方技官
專任六百七十人 三級

第三條 前二條、定員外ニ於テ府縣ニ通ジテ巡查ニシテ
ベキ三級ノ地方事務官ヲ置ク

第四條 各府縣内ノ定員ハ内務大臣之ヲ定ム
官俸給フ後タルニ級又ハ三級ノ地方技官ニシテ他ノ職務ニ従事
キ俸給フ後タルニ級又ハ三級ノ地方技官ニシテ他ノ職務ニ従事

スル者ノ員數ハ主トシテ従事スル職務ノ職員ノ定員ノ内トシ
其、他ノ職員ノ定員ノ外トス

第五條 知事ハ内務大臣、指揮監督ヲ承ケ内閣又ハ各省ノ主
務ニ付テハ内閣總理大臣又ハ各省大臣、指揮監督ヲ承ケ法
律命令ヲ執行シ部内ノ行政事務ヲ管理ス

第六條 知事ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權又ハ特別委任
ニ依リ部内一般又ハ其ノ一部ニ府縣令ヲ發スルコトヲ得

第七條 知事ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シニ級官吏ノ功退ハ
内務大臣ニ具狀シニ級官吏ノ進退ハ之ヲ行フ

第八條 知事ハ支廳長又ハ警察署長ノ處ニシテ成規ニ
違ハ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモアリト認ムルトキハ其ノ
處分ヲ取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第九條 知事ハ行政事務ニ付其ノ部内ノ市町村長ヲ指揮監督シ
其ノ處分ニ付テハ前項ノ例ニ依ル

第十條 知事事務故アルトキハ内務大臣、指定スル部長其ノ
職務ヲ代理ス

第十一條 知事ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ支廳長、
警察署長又ハ市町村長ニ委任スルコトヲ得

第十二條 知事ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ支廳長、
警察署長又ハ市町村長ニ委任スルコトヲ得

201

めくれず

第十一條 各府縣ニ知事官房及正ノ三部ヲ置ク

内務部 警務部

警務部

内務大臣ハ須要ニ依リ府縣ヲ指定シテ教育民生部又ハ土木部ヲ置クコトヲ得

第十三條 知事官房ニ於テハ正ノ事務ヲ掌ル

一 官印府縣印ノ管守ニ関スル事項

第十四條 内務部ニ於テハ正ノ事務ヲ掌ル但シ教育民生部

引置ク府縣ノ内務部ニ於テハ第一號乃至第九號及第十七

號乃至第二十四號ノ事務ニ木部ヲ置ク府縣ノ事務部ニ

於テハ第一號乃至第十號及第十四號ノ事務ニ教育民

九號及第二十四號ノ事務ヲ掌ル

一 官吏ノ進退及身分ニ関スル事項

二 褒賞ニ関スル事項

三 統計ニ関スル事項

四 會計ニ関スル事項

五 議員選舉ニ関スル事項

六 府縣會、府縣參事會其ノ他府縣ノ行政一般ニ関スル

事項

七 市町村其ノ他公共團體ノ行政一般ノ監督ニ関スル事項

八 國民貯蓄、獎勵ニ関スル事項

九 戰後對策ノ總結ニ関スル事項

十 教育學藝ニ関スル事項

十一 宗教ニ関スル事項

十二 史蹟名勝天然記念物ニ関スル事項

十三 保健衛生ニ関スル事項

十四 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ関スル事

項

十五 勤勞ニ関スル事項

十六 社會保險ニ関スル事項

十七 土木ニ関スル事項

十八 都市計畫ニ関スル事項

十九 住宅ニ関スル事項

二十 建築ニ関スル事項

二十一 土地收用ニ関スル事項

二十二 水陸運輸ニ関スル事項

二十三 水面運立ニ関スル事項

二十四 他ノ主管ニ屬セザル事項

No.2

一 官印府縣印ノ管守ニ関スル事項
 二 褒賞ニ関スル事項
 三 統計ニ関スル事項
 四 會計ニ関スル事項
 五 議員選舉ニ関スル事項
 六 府縣會、府縣參事會其ノ他府縣ノ行政一般ニ関スル事
 七 市町村其ノ他公共團體ノ行政一般ノ監督ニ関スル事項
 八 國民貯蓄、獎勵ニ関スル事項
 九 戰後對策ノ總結ニ関スル事項
 十 教育學藝ニ関スル事項
 十一 宗教ニ関スル事項
 十二 史蹟名勝天然記念物ニ関スル事項
 十三 保健衛生ニ関スル事項
 十四 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ関スル事
 項
 十五 勤勞ニ関スル事項
 十六 社會保險ニ関スル事項
 十七 土木ニ関スル事項
 十八 都市計畫ニ関スル事項
 十九 住宅ニ関スル事項
 二十 建築ニ関スル事項
 二十一 土地收用ニ関スル事項
 二十二 水陸運輸ニ関スル事項
 二十三 水面運立ニ関スル事項
 二十四 他ノ主管ニ屬セザル事項

めくれず

二條 各府縣ニ知事官房及上ノ三部ヲ置ク
内務部 警察部
警務部
内務大臣ハ須要ニ依リ府縣ヲ指定シテ教育民生部又ハ木部ヲ置クコトヲ得

第十三條 知事官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一 官印府縣印ノ管守ニ関スル事項
二 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項
三 文書ノ往復及記録編纂ニ関スル事項

第十四條 内務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル但シ教育民生部
引置ク府縣ノ内務部ニ於テハ第一號乃至第九號及第十七
號乃至第二十四號ノ事務ハ木部ヲ置ク府縣ノ内務部ニ
於テハ第一號乃至第九號及第十七號ノ事務ハ教育民
生部及木部ヲ置ク府縣ノ内務部ニ於テハ第一號乃至第九
號及第十七號ノ事務ハ木部ヲ置ク

一 官吏ノ進退及身分ニ関スル事項
二 褒賞ニ関スル事項
三 統計ニ関スル事項
四 會計ニ関スル事項
五 議員選舉ニ関スル事項
六 府縣會、府縣考會其ノ他府縣ノ行政一般ニ関スル
事項

八七 市町村其ノ他公共團體ノ行政一般ノ監督ニ関スル事項
國民貯蓄、獎勵ニ関スル事項

九 戦後對策ノ總括ニ関スル事項
教育學藝ニ関スル事項

十 宗教ニ関スル事項
十一 史蹟名勝天然記念物ニ関スル事項
十二 保健衛生ニ関スル事項
十三 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ関スル事
項

十四 勸勞ニ関スル事項
十五 保護衛生ニ関スル事項
十六 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ関スル事
項

十七 勸勞ニ関スル事項
十八 社會保險ニ関スル事項

十九 勸勞ニ関スル事項
二十 社會保險ニ関スル事項

二十一 勸勞ニ関スル事項
二十二 社會保險ニ関スル事項

二十三 勸勞ニ関スル事項
二十四 社會保險ニ関スル事項

二十五 勸勞ニ関スル事項
二十六 社會保險ニ関スル事項

二十七 勸勞ニ関スル事項
二十八 社會保險ニ関スル事項

二十九 勸勞ニ関スル事項
三十 社會保險ニ関スル事項

三十一 勸勞ニ関スル事項
三十二 社會保險ニ関スル事項

三十三 勸勞ニ関スル事項
三十四 社會保險ニ関スル事項

三十五 勸勞ニ関スル事項
三十六 社會保險ニ関スル事項

三十七 勸勞ニ関スル事項
三十八 社會保險ニ関スル事項

第十七條 警察部ニ於テ並ニ事務ヲ掌ル

- 一 警察ニ関スル事項
- 二 警備ニ関スル事項
- 三 自警車交通事務並ニ法施行ニ関スル事項
- 四 陸運ニ於ケル企業許可令施行ニ関スル事項

第十七條 警察部ニ於テ並ニ事務ヲ掌ル
 一 警察ニ関スル事項
 二 警備ニ関スル事項
 三 自警車交通事務並ニ法施行ニ関スル事項
 四 陸運ニ於ケル企業許可令施行ニ関スル事項

第十九條 部長事務故レトモハ知事ニ於テ府縣官吏ノ一人ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシム

第二十條 警察部長ハ警察事務ノ執行ニ関シ知事ノ命ヲ承ケ警視、警部、警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十一條 知事ハ知事官房及各部ニ分課ヲ設クルコトヲ得

第二十二條 各府縣ニ視學官ヲ置キニ級又ハ三級リ地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ

視學官ハ上官ノ命ヲ承ケ學事ノ視察其ノ他教育ニ関スル事務ヲ掌ル

第二十三條 各府縣ニ通シテ警視首長六十五人ヲ置キニ級

地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ
 一 地才事務官ノ署長トシテ之ニ充ツ
 二 警視ハ警察部ニ屬シ又ハ警察署ノ署長トシテ之ニ充ツ
 三 警部ニ屬シ又ハ警部補トシテ之ニ充ツ
 四 警部補ニ屬シ又ハ警部補トシテ之ニ充ツ
 五 巡查ニ屬シ又ハ巡查トシテ之ニ充ツ
 六 警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十六條 各府縣ニ警部補五十五百十四人ヲ置キニ級
 一 地才事務官ヲ以テ之ニ充ツ
 二 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警部補及巡查ヲ指揮監督ス
 三 警部補及巡查ヲ指揮監督ス
 四 警部補及巡查ヲ指揮監督ス
 五 警部補及巡查ヲ指揮監督ス

第二十七條 各府縣ニ警部補五十五百十四人ヲ置キニ級
 一 地才事務官ヲ以テ之ニ充ツ
 二 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警部補及巡查ヲ指揮監督ス
 三 警部補及巡查ヲ指揮監督ス
 四 警部補及巡查ヲ指揮監督ス
 五 警部補及巡查ヲ指揮監督ス

車務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス
第二十七條 警視、警部及警部補、各府縣内ノ定員ハ内務
大臣之ヲ定ム

第二十八條 各府縣ニ青年教育官ヲ置クコトヲ得

青年教育官ハ二級ノ地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ
受テ青年學校教育其ノ他社會教育ニ関スル視察指導
其ノ他ノ事務ヲ掌ル

第二十九條 各府縣ニ農業團體監督官ヲ置クコトヲ得

農業團體監督官ハ二級ノ地方事務官又ハ地方技官ヲ以テ之
ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ農農業團體（産業組合ヲ含ム）ノ監
督ニ関スル事務ヲ掌ル

第三十條 各府縣ニ商工組合監督官ヲ置クコトヲ得

商工組合監督官ハ二級又ハ三級ノ地方事務官又ハ地方技官
ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ商工組合合法施行ニ関スル事務
ニ従事ス

第三十一條 各府縣ニ貿易組合監督官ヲ置クコトヲ得

貿易組合監督官ハ二級又ハ三級ノ地方事務官ヲ以テ之ニ充
上官ノ命ヲ承ケ貿易組合合法施行ニ関スル事務ニ従事ス

第三十二條 各府縣ニ勞務官ヲ置クコトヲ得

勞務官ハ二級又ハ三級ノ地方事務官又ハ地方技官ヲ以テ之ニ
充ツ上官ノ命ヲ承ケ工場法施行、鑛業及砂鑛業以外ノ
事業ニ於ケル賃金統制令施行、賃金臨時高、賃金
（船員ニ関スル）及鑛業及砂鑛業ニ關スル
鑛業及砂鑛業以外ノ事業ニ於ケル工業勞務
ノ事務ニ従事ス

第三十三條 各府縣ニ建築監督官ヲ置クコトヲ得

建築監督官ハ二級又ハ三級ノ地方事務官又ハ地方技官
ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ市街地建築物法施行ニ
関スル事務ニ従事ス

第三十四條 各府縣ニ監察官ヲ置キ警視部ニ屬スル警視

タル地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ
監察官ハ上官ノ命ヲ承ケ警視事務ノ實況ヲ監察ス

第三十五條 各府縣管内ニ警察署ヲ置ク其ノ位置、名

稱及管轄區域ハ知事之ヲ定ム
第三十六條 警察署長ハ警視タル地方事務官ヲ以テ之ニ充
ツル場合ヲ除ク、外警部タル地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ
但シ地方ノ狀況ニ依リ警部補タル地方事務官ヲ以テ之ニ充
ツルコトヲ得

警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ部内ノ警察、衛生及消防
集、雨スル事務（市ニ於ケル召集、雨スル事務ヲ除ク）ヲ掌
理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第三十七條 警察署長ハ召集ニ関スル事務ニ付部内、所村

長ヲ指揮監督ス
第三十八條 各府縣ニ巡查ヲ置キ三級ノ地方事務官ヲ以テ
之ニ充ツ

第三十九條 各府縣ニ巡查ヲ置キ三級ノ地方事務官ヲ以テ

之ニ充ツ

第四十條 各府縣ニ巡查ヲ置キ三級ノ地方事務官ヲ以テ

之ニ充ツ

第四十一條 各府縣ニ巡查ヲ置キ三級ノ地方事務官ヲ以テ

之ニ充ツ

第四十二條 各府縣ニ巡查ヲ置キ三級ノ地方事務官ヲ以テ

之ニ充ツ

第四十三條 各府縣ニ巡查ヲ置キ三級ノ地方事務官ヲ以テ

之ニ充ツ

第四十四條 各府縣ニ巡查ヲ置キ三級ノ地方事務官ヲ以テ

之ニ充ツ

巡查ニ関スル規程ハ別ニ定ムルモ一ツテ外内務大臣之ヲ定ム
第廿九條 府縣ノ事務(支廳ノ管轄區域及支庁ノ區域ニ係ル
モノヲ除ク)ノ一部ヲ分掌セシムル為各府縣管内須要ノ地
ニ地方事務所ヲ置ク其ノ位置、名稱及管轄區域ハ内務大臣
ニテ定ム

第卅一條 地方事務所長ハ二級ノ地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ
其ノ事務ヲ掌理シ下部ノ官吏ヲ指揮監督ス

第卅二條 支廳長ハ二級ノ地方事務官ヲ以テ之ニ充ツ知事
ノ指揮監督ヲ承ケ法律命令ヲ執行シ下部ノ行政事務
ヲ掌理シ下部ノ官吏ヲ指揮監督ス

第卅三條 支廳長ハ行政事務ニ付其ノ部内ノ町村長ヲ指
揮監督ス

第卅四條 支廳長ハ町村長ノ處分ニシテ成規ニ違ヒ、公
益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモ一アリト認ムルトキハ其ノ處分ヲ
取消シ又ハ停止スルコトヲ得

第卅五條 支廳長事故アルトキハ知事ノ指定スル其ノ廳勤
務ノ官吏其ノ職務ヲ代理ス

第卅六條 支廳長ハ其ノ廳勤務ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ
一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

第卅七條 内務大臣ハ社會保險ニ関スル事務ノ一部ヲ
分掌セシムル為必要ニ應ジ府縣出張所ヲ置クコトヲ得
其ノ位置、名稱及管轄區域ハ内務大臣之ヲ定ム

第卅八條 各府縣管内ニ勤勞署ヲ置ク其ノ位置、名
稱、管轄區域、事務取扱範圍及職員ノ定員ハ内務大
臣之ヲ定ム

第卅九條 勤勞署ノ指揮監督ヲ承ケ職業紹介、失業對
策ノ實施其他職業ニ関スル事務、労働條件ニ関スル
事務、労働者保護ニ関スル事務其他勤勞ニ関スル事務
ヲ掌理シ下部ノ官吏ヲ指揮監督ス

第四十條 勤勞署ニ置クベキ聯絡委員ノ定數ハ知事之ヲ定ム
聯絡委員ノ選任及解任ハ知事之ヲ行フ
聯絡委員ハ勤勞署長ノ指揮監督ヲ承ケ勤勞署ノ業
務ヲ補助ス
勤勞署ハ職業紹介法第四條ノ職業紹介所トス

第四十九條 各府縣管内ニ食糧管理法第八條ノ規定ニ

依ル主要食糧ノ検査ニ関スル事務ヲ掌ラシムル為ニ食糧検査

所ヲ置ク

食糧検査所ハ前項ニ規定スル事務ノ外府縣ノ行フ農産物

ノ検査ヲ行フコトヲ得

知事必要アリト認ハルトキハ食糧検査所ノ支所ヲ設クルコ

トヲ得

食糧検査所ニ所長、支所長及食糧検査官ヲ置ク

所長ハ二級ノ地方技官ヲ以テ之ニ充ツ知事ノ指揮監督ヲ承

ケテ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

支所長ハ二級ノ地方技官又ハ三級ノ地方事務官若ハ地方技

官ヲ以テ之ニ充ツ所長ノ指揮ヲ承ケ知事ノ定ムル所ニ依リ

支所ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

食糧検査官ハ二級ノ地方技官又ハ三級ノ地方事務官若ハ地方技

官ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ承ケ第一項及第二項ノ検査ニ

関スル事務ニ従事ス

第五十條 本令中ノ市長トナルハ市判第六條及第八十二條

第三項ノ市ノ区長ヲ、町村長トナルハ之ニ準スヘキモノニ

包含ス

附 別

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十九年勅令第三百三十一號及明治三十二年勅令第三百四號

ハ之ヲ廢止ス

本令施行ノ際現ニ本令ニ依ル廢官ニ係ル官ニ在リ休職中ナル

者並ニ大正十三年勅令第三百九十六號施行ノ際、同令ニ依ル

廢官ニ係ル官ニ在リ現ニ休職中ナル者ニ付テハ其ノ休職満

期ニ至ル迄ノ間臨時其ノ官ニ置カレタルモノトス

附 別 (昭和十一年勅令第三百一十八號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ勅任ノ警視廳部長、北海道廳部長又

ハ府縣書記官タル者ニ付テハ其ノ着カ引續キ警視廳部長

北海道廳部長又ハ府縣部長、何レカニ在官スル間ニ限り

其ノ官ハ之ヲ勅任トシ其ノ官等俸給ハ従前ノ勅任ノ警視

廳部長、北海道廳部長又ハ府縣書記官ノ例ニ依ル

附 別 (昭和十八年勅令第六百十七號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

商工組合監督官ハ商工組合法施行ニ関スル事務ノ外商工組合

法第九十一條第二項ノ規定ニ依リ商工組合及工業組合

ノ存續スル間商工組合及工業組合法ノ施行ニ関スル事

務ニ従事スルモノトス

都廳府縣等臨時職員等設置制

昭和七年八月二十九日
新令第三百八十五號

第一條 東京都二丘ノ職員ヲ置ク

地方事務官 二級

專任 四十四人

地方技官

專任 十四人

地方事務官又ハ地方技官

專任 之百一 三級

第一條 警視廳二丘ノ職員ヲ置ク

地方事務官

專任 人

地方技官

專任 人

二級

二級

地方事務官又ハ地方技官

專任 人

三級

警視 人

警部 人

第一條 北海道廳二丘ノ職員ヲ置ク

地方事務官

專任 十四人

地方技官

專任 百四十人

二級 內ノ人ヲ一級ト

地方事務官又ハ地方技官

專任 二千百九十人

三級

警視 人

警部

裏面白紙

第一條ノ四 府縣ニ通ジテ左ノ職員ヲ置

地方事務官

專任七百十四人

二級

地方技官

專任三百三十三人

二級

地方事務官又ハ地方技官

專任二千八百四十一人

警視

警部

人

前項職員ノ各府縣内ノ定員ハ内務大臣
之ヲ定ム

第一條ノ四 府縣ニ通ジテ左ノ職員ヲ置
命ヲ承ケテ之ヲ充テル事ハ内務大臣ノ命ニ依リテ之ヲ充テル事ナリ

大日本帝國政府

第五條

石炭部長ハ二條ノ地方事務官人ハ地方長官ヲ以テ之ニ充テ

第六條 臨時北海道廳ニ農林部ヲ置ク

左ノ事務ハ北海道廳官制第十二條第五項ニ規定ニ於テ之ニ農林部ニ在

テ之ヲ充テル

一 農林部ニ在ルニ農林部ニ在ルニ在リ

二 農林部ニ在ルニ自林農創設特別措置ニ関スル事項

第七條 北海道廳官制第十二條第五項ニ規定ニ於テ之ニ農林部ニ在リ

事務ハ外臨時ニ在リ自林農創設特別措置ニ関スル事務ヲ充テル

第八條 臨時存続ニ農林部ヲ置ク

左ノ事務ハ地方官制第十四條第三項ニ規定ニ於テ之ニ農林部ニ在リ

第九條 臨時存続ニ農林部ヲ置ク

裏面白紙

新三三三ノ一〇ノ五ノル

一 農地開墾ノ規定ニ関スル事項

二 自作農創設特別措置ニ関スル事項

三 耕地二階ニ関スル事項

四 耕地ノ災害復舊ニ関スル事項

第九條 農地開墾ノ新法ハ此通則官制第十一條第一項ノ規定ニ拘ラスニシテ

一 官及地方官官制第十一條第一項ノ規定ニ拘ラスニシテ

地方官制第十一條第一項ノ規定ニ拘ラスニシテ

内務省

地方廳機構改正に伴ふ増員

區	介	現在定員	増員	内	譯	改正定員	備考

東京都官制第一條ノ二

二級事務官	二九八		二			三〇〇	
二級技官	四九五		二			四九六	
三級官	四〇五二		二			四〇六一	

北海道廳官制第一條ノ二

二級事務官	三二		二			四八	
二級技官	一二四		二			一三四	
三級官	八〇五		二			八九九	

地方官官制第二條

二級事務官	一一四三		二〇七			一三五〇	
二級技官	四九七三		二三三			四七九六	
三級官	二八〇七九		六九九			二九三一二	

都廳府縣等臨時職員等設置制第一條 (東京都)

二級事務官	四四		一			五三	
二級技官	一四		二			一九	
三級官	六〇一		二			六二〇	

同 第一條ノ三 (北海道廳)

二級事務官	四四		二			五九	
二級技官	一四〇		一			一四九	
三級官	二一九〇		三			二二一八	

同 第一條ノ四 (府縣)

二級事務官	七一四		四			一〇七九	
二級技官	二三六		二			三九三	
三級官	九八四七		二			六七	

時局の推移に伴ふ地方廳機構の整備拡充を圖るため、次の要領により、地方廳の機構を改正するものとする。

一、農地部關係

1. 農地調査法の改正、自作農創設特別措置法の施行に伴つて、各道府縣に農地部を設置すること。

2. 府縣農地部で行ふ事務は次の通りとする。

イ、農地關係の調整

ロ、自作農創設特別措置

ハ、府縣農地委員會、府縣開拓委員會、市町村農地委員會及び

地區農地委員會

ニ、開拓

ホ、耕地の災害復舊

3. 北海道廳農地部で行ふ事務は次の通りとする。

防空總本部

イ、農地關係の調整

ロ、道農地委員會、市町村農地委員會及び地方農地委員會

ハ、既墾地に於ける自作農創設特別措置

4. 北海道廳開拓部では農地部との事務の調整上次の事務を取扱

ふものとする。

イ、拓殖（現在開拓部の所掌）

ロ、未墾地に於ける自作農創設特別措置（新設）

ハ、道開拓委員會（同）

ニ、耕地の災害復舊（同）

ホ、國有未開地の管理及び處分（現在開拓部の所掌）

5. 東京都については、府縣農地部で行ふ事務を經濟局に所掌させることとし、機構の改正は行はないこと。

6. 此の際地方技官も小作官に充てられる如く措置すること。

7. 農地部の分限分掌は概ね次の通りとする。

イ、北海道廳

第一課 農地關係の調整、農地委員會。
第二課 既墾地に於ける自作農創設特別措置。

ロ、府縣（四課案）

農地課 農地關係の調整、既墾地に於ける自作農創設特別措置、農地委員會。

開拓計畫課 開拓、開拓委員會、開墾。

開拓用地課 未墾地に於ける自作農創設特別措置。

開拓事業課 干拓、土地改良、耕地の災害復舊。

ハ、府縣（三課案）

農地課 農地關係の調整、既墾地に於ける自作農創設特別措置、農地委員會。

開拓計畫課 開拓、開拓委員會、未墾地に於ける自作農創設特別措置。

防空總本部

開拓事業課 開墾、干拓、土地改良、耕地の災害復舊。

二、民生部關係

ノ、聯合國最高司令官の要求に基いて、厚生行政機構を整備強化するため全國に民生部を設置するものとする。

ニ、民生部で行ふ事務は次の通りとすること。

イ、保健衛生

ロ、社會事業その他國民生活の保護指導

ハ、勤勞

ニ、社會保險

三、衛生部を置く府縣の民生部では前項イの事務は、これを行はないこと。

四、右に伴つて現在の教育民生部は、これを廢止すること。

五、従前教育民生部で所掌した次の事務は内務部で行はせること。

イ、教育學級

ロ、宗教

ハ、史蹟名勝天然紀念物

6. 民生部の分課分掌は概ね次の通りとすること。

衛生課 衛生。

厚生課 社會學業、生活保護。

勞政課 労働組合、労働關係調査。

勸勞課 職業紹介、労働の需給調査、失業対策。

保険課 社會保險。

三、教育部關係

1. 教育行政の重要性に鑑みて重要道府縣に教育部を設置すること。

2. 教育部を置く道府縣は次の一連十五府縣とすること。

陸軍省本部

北海道縣、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、新潟縣、
埼玉縣、千葉縣、愛知縣、静岡縣、長野縣、宮城縣、岡山
縣、山口縣、福岡縣

3. 教育部の分課分掌は概ね次の通りとすること。

學務課 初等教育、中等教育。

社會教育課 社會教育、青年教育。

體育課 體育、運動。

4. 東京都については現在のままとすること。

四、衛生部關係

1. 聯合勸業最高司令官の要求に於いて公衆衛生行政機構を整備す
るため、重要道府縣に衛生部を設置すること

2. 衛生部は次の一連十二府縣に、これを置くものとする。こと。
北海道廳、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、長崎縣、

新潟縣、愛知縣、靜岡縣、宮城縣、廣島縣、山口縣、福岡縣
 3. 衛生部では保健衛生に關する事務を掌るものとする。
 4. 衛生部の部長は地方技官を以つて、これに充てることができ
 る如く措置すること。

5. 衛生部の分課分掌は概ね次の通りとすること。
 公衆衛生課 保健
 公衆衛生課 保健
 公衆衛生課 保健

6. 東京都については現在の儘とすること。
 業務課 藥品、衛生資材、阿片、麻薬。

五、土木部關係
 1. 土木業務の増加、土木業務の重要任に鑑みて、現在土木部の

防空總本部

設置なき縣に土木部を設置するものとする。
 2. 新に土木部が設置される縣は次の二十縣なること。

埼玉縣、千葉縣、栃木縣、奈良縣、山梨縣、滋賀縣、岩手縣
 青森縣、山形縣、秋田縣、福井縣、石川縣、鳥取縣、島根縣
 徳島縣、香川縣、高知縣、大分縣、佐賀縣、宮崎縣

3. 土木部の分課分掌は概ね次の通りとすること。
 經理課 人事、豫算、國有財産。

道路課 道路、橋梁、軌道。
 河川課 河川、水利、水運、公有水面埋立。
 砂防課 砂防。

建築課 市街地建築勸法、家賃、地代、管轄。
 特別建設課 進駐軍の宿舎、兵舎。
 計畫課 都市計畫、地方計畫、戦災復興。

質 問

- 一、農地部を全国一律に設置する理由
- 二、農地部を臨時官制にしない理由
- 三、農地部と逓済部との關係
- 四、農地部長を地方技官を以て充てしめる場合を認める理由
- 五、農地部の分限分掌
- 六、農地部と農林省農地事務局との關係
- 七、北海道に農地部を設置する理由
- 八、北海道の農地部と開拓部との關係
- 九、農地部關係職員の地方廳定員配置の基準如何
- 十、小作官の職掌を改正しない理由
- 十一、東京都に農地部を設置しない理由
- 十二、民生部設置の理由
- 十三、教育民生部廢止の理由
- 十四、教育部、衛生部獨立の理由
- 十五、今回の機構改正でやたらに減少の部が分立するが、これで果して地方廳の能率が果がるか
- 十六、教育部、衛生部設置府縣如何
- 十七、東京都に民生部長級の事務官一人を増員する理由
- 十八、東京都に一級技官増員の理由

防空總本部

裏面白紙

農地制度改正ニ要スル經費ノ取扱ニ關スル件

(昭二一、九六)

- 一、農地制度改正ニ要スル經費ハ農林省所管トシテ計上スルコト
- 一、北海道拓殖計畫事業ノ所管ニ關スル根本方針ハ右ニヨリ何ラ影響ヲ受ケザルコト
- 一、農地制度改正ノ實施ニ當ツテハ北海道拓殖計畫ノ全般の方針ニ合致スル様措置スルコト
- 一、北海道ニ於ケル農地制度改正ニ要スル經費ノ計上並ニ使用手續ニ就テハ北海道ノ特殊性ヲ考慮スルコト

大藏省主計局課長 河野一之
 内務省會計課長 池田清志
 農林省會計課長 遠藤三郎

農商省
八
二
一
〇
一
六

地方官官制東京都官制、北海道廳官制、及び臨時
都廳府縣職員等設置制中一部改正の件

各地制度改革に伴ひ、地方官官制、東京都官制、北海道廳官制及び臨時都廳府縣臨時職員等設置制を一部改正する必要があるので左改正方依頼する。

昭和二十一年十月十六日

農林省大臣官房秘書長

内務省大臣官房人事課長殿

長
官
印
長
官
印

農商省

21
10
16

裏面白紙

東京都官制中一部を次のやうに改める。

第二條中「地方事務官

專任 二百九十三人以内 二級

地方技官

專任 四百九十四人以内 二級

地方事務官又ハ地方技官

專任 四千二十六人以内 三級一とあるのを、

「地方事務官

專任 二百九十五人以内 二級

地方技官

專任 四百九十五人以内 二級

地方事務官又ハ地方技官

專任 四千四十五人以内 三級一に改める。

農林省

北海道廳官制中一部を次のやりに改める。

〔地方事務官〕

專任二十七人以内

二級

第一級ノ二中地方技官

專任百二十二人以上

二級を

地方事務官又ハ地方技官

專任七百八十三人以上

三級

〔地方事務官〕

專任四十三人以上

二級

地方技官

專任百二十二人以上

二級に改める。

地方事務官又ハ地方技官

專任八百二十七人以上

三級

農 林 省

第十部中「七部」を「八部」に改め、「經濟部」の次に「地部」を加へる。

第十二部第二項中「一農工部森林水産ニ關スル事項」の下に「(一)地部及び開拓部ノ所掌ニ關スルモノヲ除ク」を加へ、第三號を削り、第四號を第三號とし、第二項の次に左の一項を加へる。

地部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 地部關係ノ調整ニ關スル事項

二 道土地委員會、市町村地部委員會及メ地部地部委員會ニ關スル事項

三 既耕地ニ於ル自作農耕作制度ニ關スル事項
中「第二號」を「第五號」とし、左の三號を加へる。

二 未耕地ニ於ル自作農耕作特別措置ニ關スル事項

三 道開拓委員會ニ關スル事項

四 新地ノ災害復舊ニ關スル事項
第二十四條ノ第二項中「地方事務官」の下に、「又ハ地方沙官」を
加へる。

農
林
省

27942 4376 959
26757 223 217
1233

地方官官制中一部を次のやうに改めらる

第二條中「地方事務官 専任九百五十九人以内 二級

地方技官 専任四千三百七十六人以内 二級

地方事務官地方事務官又ハ 専任二千六百七十九人以内 三級とあるのを

「地方事務官 専任千五百九十九人以内 二級

地方技官 専任四千五百九十九人以内 二級

地方事務官地方事務官又ハ 専任二千七百九十二人以内三級に改める

第十二條中「三部」を「四部」に改め、「警察部」の次に「農林部」

を川へる

第十四條ノ二中「一 農工商森林水産ニ關スル事項」の下に「一、農林

部ノ所掌ニ屬スルモノヲ除ク」を川へ、第三號を削り、第四號を第二

號とする。

第十四條ノ三 農林部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 農林關係ノ調整ニ關スル事項 十、備付、ハ、林、野、牧、畜、水、産、等、ノ、各、種、ノ、振、興、に、對、シ、特、別、ノ、任、務、ヲ、負、担、ス。

二 自作農制度特別措置ニ關スル事項 ハ、此、項、ノ、下、ニ、農、林、部、長、官、ハ、農、林、部、長、官、ノ、任、務、ヲ、負、担、ス。

三 府縣農林委員會・府縣開拓委員會・市町村農林委員會及農林部

委員會ニ關スル事項

四 開拓ニ關スル事項 ハ、此、項、ノ、下、ニ、農、林、部、長、官、ハ、農、林、部、長、官、ノ、任、務、ヲ、負、担、ス。

五 耕地ノ災害復舊ニ關スル事項

第十八條第二項中「土木部」の下に「農林部」を川へる。

第二十四條第一項中「地方事務官」の下に「又ハ地方技官」を川へる

此條對改めらる

都府縣等臨時職員等設置制中一部を次のやうに改める。

第一條中「地方事務官

專任 二十八人 二級

地方技官

專任 七人 二級

地方事務官又ハ地方技官

專任 五百五十五人 三級」とあるのを、

「地方事務官

專任 三十五人 二級

地方技官

專任 十人 二級

地方事務官又ハ地方技官

專任 五百七十四人 三級」と改める。

農林省

第一條ノ三中

「地方事務官

專任 三十六人 二級

地方技官

專任 百二十七人 二級

地方事務官又ハ地方技官

專任 二千六百六十九人 三級」とあるのを、

「地方事務官

專任 四十六人 二級

地方技官

專任 百四十人 二級

地方事務官又ハ地方技官

專任 二千九百九十七人 三級」と改める。

10

第一條ノ四

〔地方事務官

専任 五百二十七人 二級

地方技官

専任 百五十四人 二級

地方事務官又ハ地方技官

専任 五千九十二人 三級」とあるのを、

〔地方事務官

専任 八百三十二人 二級

地方技官

専任 二百八十六人 二級

地方事務官又ハ地方技官

専任 五千九百七十六人三級」と改める。

農 林 省

第一條ノ七中「地方事務官」の下に「又ハ地方技官」を加へる。

305

北海道農地部分規程案

第一條 農地部に、左の二條を置く。

第一條

第二條

第二條 第一條は、左の事務を掌る。

一 道農地委員会、市町村農地委員会及び地農地委員会

二 農地關係 調査

三 農地制度改革の普及宣傳

四 その他他條の所掌に属せざる事項

第三條 第二條は、左の事務を掌る。

一 既農地に於る自作農農地特別措置

二 既農地に於る自作農農地特別措置事業に關する管下市、町、村、

知縣相互間の調整

農 林 省

北海道開拓部分規程改正案

用地課を新設し、左の事務を遂らしめる。

一 自作農開拓特別措置事業（未墾地に關する事項とする。第三號及び第四號につき亦同じ。）

二 開發地地の調査

三 道農地委員會、市町村農地委員會及び地區農地委員會

四 自作農開拓特別措置事業に關する官下市・町・村、地區相互間の調整

五 未墾地開放に關する普及宣傳

六 入植者の選定

企業課の分掌事項中第八號及び第九號並びに入植課の分掌事項中第一號より、用地課の分掌するものを除くものとする。

農 林 省

開拓部分 規程

課長 地方事務官 川島 博

企 畫 課

- 一 開拓部内の決算・経理に関する事項
- 二 開拓の総合的計畫に関する事項
- 三 開拓地事業代行者に関する事項
- 四 開拓委員会に関する事項
- 五 開拓関係諸団体に関する事項
- 六 開拓勞務並に資材の調整に関する事項
- 七 開拓地総合調査に関する事項
- 八 開拓地の取得並に處分に関する事項
- 九 國有土地（公用財産・營林財産並に公用財産中道路、河川堤防敷地を除く）に関する事項

農 林 省

入 殖 課

課長 地方事務官 橋野 潔

- 十 國有未墾地處分に関する事項
 - 十一 地籍に関する事項
 - 十二 地盤土地整理並に陸地測量標に関する事項
 - 十三 部内他課の主管に屬せざる事項
- 課長 地方事務官 橋野 潔
- 一 開拓入殖者に関する事項
 - 二 開拓者入殖地の施設に関する事項
 - 三 開拓入殖者の世話並に營農指導に関する事項
 - 四 開拓入殖者營農資金に関する事項
 - 五 拓殖實習場及開拓増産隊に関する事項
 - 六 簡易軌道に関する事項
- 課長 地方技官 高野 重一
- 一 開墾に関する事項
 - 二 開墾助成に関する事項
 - 三 開墾地の農道設置に関する事項

大日本帝國政府

北海道廳ニ於ケル開拓關係行政機構

開拓部

企畫課 | | | 綜合企畫並土地調査及處分
 入植課 | | | 入植者決定並施設及指導
 開墾課 | | | 開墾及農道

經濟部

農產課 | | | 酸性土壤矯正

土木部

道路課 | | | 開拓道路
 土地改良課 | | | 土地改良
 河川課 | | | 用水施設

林政部

林業課 | | | 國有林及地方費林ノ解除
 木材第一課 | | | 前項解除地ノ立木伐採

內務部

拓殖計畫課 | | | 豫算編成

裏面白紙

道府縣農地部分課規程案 (四課設置の場合)

第一條 農地部は左の四課を置く。

農地課

開拓計畫課

開拓用地課

開拓事業課

第二條 農地課は、左の事務を掌る。

三課設置の場合の第二條各號に掲げる事項

第三條 開拓計畫課は、左の事務を掌る。

一 三課設置の場合の第三條第一號乃至第六號、及び第七號乃至第十七號に掲げる事項

二 開墾工事

第四條 開拓用地課は、左の事務を掌る。

三課設置の場合の第三條第七號乃至第十二號に掲げる事項

第五條 開拓事業課は、左の事務を掌る。

三課設置の場合の第四條第二號乃至第六號に掲げる事項

第三條 明治三十二年三月三日

第一條 明治三十二年三月三日

第二條

第三條

第四條

第五條

第六條

第七條

第八條

第九條

第十條

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

第十六條

第十七條

第十八條

第十九條

第二十條

第二十一條

第二十二條

第二十三條

第二十四條

第二十五條

第二十六條

第二十七條

第二十八條

第二十九條

第三十條

第三十一條

第三十二條

第三十三條

第三十四條

第三十五條

第三十六條

地方廳農地部事務分担(農地関係)

部課長

事

項

事務官
二級
三級
計
二級
三級
計
官

部長

農務課長

法令、庶務

農地、買収、農地制度一般

農地、買収令書

農地、買収通知書

農地、交換令書

債還金、減定、支拂、預給

農地、管理

農地、移動、限制

農地、酒信、限制

農地、使用目的変更、制限

小作調停

小作爭議

農長組合

小作料金納付

小作料統制

小作料裁免

小作契約文書化

課

八			○					二	二
四	-	-	=	=	-	-	-	三	三
三		五		三		五	六	五	六
五		-				○	=	-	-
-							-	-	-
七		-				-	三	二	

○ 凡示

丁三二

丁一

二

9/14
41/14
30
1139
47.141

39-9人

昭和二十一年度追加後算

農地制度改革に要する経費の増加(内務省所管) 農政局農政課

増減表

分	昭和二十年(要)		昭和二十一年(要)		備考
	数量	金額	数量	金額	
事務官	46	3,360	46	3,360	
二級官	27	2,700	27	2,700	
三級官	92	9,100	92	9,100	
長官	138	2,760	138	2,760	
合計		19,920		19,920	
事務官	46	3,360	46	3,360	
二級官	27	2,700	27	2,700	
三級官	92	9,100	92	9,100	
長官	138	2,760	138	2,760	
合計		19,920		19,920	

分

分	昭和二十年(要)		昭和二十一年(要)		備考
	数量	金額	数量	金額	
事務官	46	3,360	46	3,360	
二級官	27	2,700	27	2,700	
三級官	92	9,100	92	9,100	
長官	138	2,760	138	2,760	
合計		19,920		19,920	
事務官	46	3,360	46	3,360	
二級官	27	2,700	27	2,700	
三級官	92	9,100	92	9,100	
長官	138	2,760	138	2,760	
合計		19,920		19,920	

事務費	三、五八〇	△	六、二〇〇	一、九七六
廳費	一、三〇〇	△	六、八〇〇	一、八五八
人費 <small>（人費に伴ふ）</small>	八〇	△	五、三〇〇	一、〇五〇
特別廳費	四〇	△	三、四〇〇	一、四八〇
被服費	九二		四、四〇	四、四〇
雑費	三、七〇		六、九〇	一、三二八

要求理由

農業生産力の増進と農村民主化の基礎の確立を図る為農地制度の強化徹底を必要とする。又、自前作農創設を迅速且公正に行ふ為に必要なる土地の買収とその管理を行政の管理に強化し、耕作関係の改善を図るの必要があるので、この買収の為に地方債に農地部を設置し、これを行う必要がある。この経費を必要とする。

特別廳預算基礎(地方費)

種 類	算 数	單 價	全 年 額	昭和三年度 要求額
飾品費				
邦文タイフ	一	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇
英文タイフ	一	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇
計算器	一	五〇〇〇	五〇〇〇	五〇〇〇
中卓椅子	三〇	二〇〇	六〇〇〇	四〇〇〇
雜品				一五〇〇
圖書印刷費				一〇〇〇
圖書	四	五〇	二〇〇	一〇〇
印刷費				一〇〇
筆紙墨之具費				三〇〇
消耗品				二五〇
通信運搬費				二五〇
計			三八〇〇	五四〇〇

裏面白紙

初級	計	麻	宮	大	長	佐	福	高	愛	香	徳	山	瓜	岡	島	馬	和	奈	兵	大	東	滋	三	愛	静	
	計	島	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	島	山	根	取	山	良	彦	阪	都	智	皇	知	岡
三〇	三	二	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	六	七	七	七	七	七	七	七	七
一三	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
八〇	四	六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	九	三	一	七	七	七	七	七	八	一	〇	一	七	七	七	七	七	八	一	七	七	八	一	一	一	一
	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
	九	一	一	七	七	七	七	七	八	一	〇	一	七	七	七	七	七	八	一	七	七	八	一	一	一	一

初級	計	長	山	福	石	高	新	神	東	千	崎	群	柏	茨	福	山	秋	宮	岩	青	北				
	計	野	梨	井	川	山	島	津	京	葉	王	馬	木	城	島	形	田	城	手	茶	道				
三〇	七	七	六	七	七	七	六	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
一三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
八〇	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
	九	一	一	五	八	九	九	一	一	一	一	一	一	一	五	五	五	四	一	一	一	一	一	一	一
	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
	九	一	一	五	八	九	九	一	一	一	一	一	一	一	五	五	五	四	一	一	一	一	一	一	一

自作農創設特別措置に要する地方職員配置表

農政局農政課

受 滋 大 兵 茶 和 島 島 廣 山 德 香 愛 高 福 佐 長 熊 大 宮 康
 知 賀 都 段 良 山 根 取 山 島 口 島 川 媛 知 同 賀 崎 分 崎 島

備考
 一、技官七八名中、一五名ハ補助職員
 二、事務官六名中、一四名ハ補助職員
 三、事務官一七名中、一五名ハ補助職員

	滋	大	兵	茶	和	島	島	廣	山	德	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	康
技官	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==
事務官	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==
技官	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==
計	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
事務官	七	四	四	四	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三	四	三
技官	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
計	二	七	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
合計	四	一	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九

静 岐 長 山 福 石 富 新 神 東 千 埼 群 栢 茨 樺 山 秋 宮 岩 青 北
 同 阜 野 梨 井 川 山 海 川 京 葉 玉 耳 木 城 島 形 田 城 手 森 道

地方廳農地関係職員配置表

	静	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	埼	群	栢	茨	樺	山	秋	宮	岩	青	北
技官	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==
事務官	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==
技官	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==	==
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
事務官	四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
技官	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
事務官	五	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
技官	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
事務官	二	五	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
技官	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
事務官	八	八	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
技官	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
事務官	八	八	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
技官	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
事務官	八	八	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
技官	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
事務官	八	八	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
技官	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
事務官	八	八	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
技官	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
事務官	八	八	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
技官	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

備考
官名ハ旧官名ニ依リ

官名	滋賀	京	大	兵	奈	和	信	陽	同	廣	山	伊	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	計	
小																							
作																							
官																							
技																							
師																							
事務																							
小																							
作																							
官																							
補																							
計	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九

官名	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	愛知	三重	滋賀	計
小																									
作																									
官																									
技																									
師																									
事務																									
小																									
作																									
官																									
補																									
計	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九

原本不明瞭

農地制度改革に要する經費（内務省所管） 農政、同農政課

區	分數	量	單	価	金	款	備	考
臨時部					三、七、〇、〇、〇、〇			
内務省臨時改竊費					二、一、七、三、三、〇			
地方臨時改竊費					一、一、五、〇、〇、〇			
俸給					一、一、五、〇、〇、〇			
奏任					一、一、五、〇、〇、〇			
地方小作官	三			二、七、六、〇	八、二、一、〇			
地方技師	四			二、七、六、〇	一一、五、九、二、〇			
判任					九、三、一、一、〇			
小作官補	五			九、六、〇	四、一、九、六、〇			
技手	四			九、六、〇	四、四、一、六、〇			

小作官補十一人
 中四人、四、一、一、〇
 日勤者五、五、〇、〇
 下勤者五、五、〇、〇
 若引工人五、五、〇、〇

區	分數	量	單	価	金	款	備	考
費與					四、三、四、六、四			
旅給	五			六、〇、〇	九、二、九、六			
奏任	九			六、〇、〇	六、五、八、〇、〇			
判任	九			六、〇、〇	二、七、〇、〇、〇			
給與	四			六、〇、〇	二、七、〇、〇、〇			
庶務費					二、〇、九、二、〇、〇			
廳費					一、一、三、六、〇、〇			
雜費					一、二、五、六、〇、〇			

要理由
健全ナル農家ノ育成ニ依リ農業生産力ノ發展ヲ因
ルハ食糧生産確保ノ要諦タルノミナラズ日本再建
ノ基礎ナルニ鑑ミ自作農創設ノ強化、小作料ノ全
額化、市町村農地委員会ノ刷新及農地ノ移動並ニ
潰廢ノ統制ノ措置ニ依リ農業停滞ノ要因ヲリシ農
地制度ヲ根本的ニ改革スルニ要スル左記經費ヲ要
ス

裏面白紙

鹿宮大熊長佐藏鳥次德山廣岡島松 計見	
島跡分木崎賀阿知桜川島口島山林取山長津六部奇里知	
三	〇〇一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
四	-----
五	-----
四 六	-----
一四	五四四三三二五三三四二二四三二六二二四四四三

靜波長山福石富新神楽千塚野栲茨福山秋宮岩香丸	
奈	
岡草野梨井川山瀨川京葉王馬木城島形田城手森道	
	地方小作官
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	地方技師
-----	小作官 傳技
-----	技
-----	計
三三二二四三四三三四四二五二四二二二三二二三二	

職員配置表

U

地方職員定員増加率
(未収地取得率除)

開拓局

事務官(三級)	二二五	新指定員削減	要
技官(三級)	四五八		
技官(二級)	一四四		
計	二、一二五		

備考

昭和二十一年度、土地取得代行費

二六一九六五〇〇圓

農
林
省

地方職員事務分派（一縣富り平均）

事務別	事務官			計
	二級	三級	四級	
農地委員會指導	—	—	—	—
開拓委員會指導	—	—	—	—
開拓土地制度	—	—	—	—
未墾地取得計畫	—	—	—	—
開拓適地調査	—	—	—	—
買收土地の各事業	—	—	—	—
買收土地價格規制補償	—	—	—	—
買收地限に於ける指導	—	—	—	—
一般普及宣傳	—	—	—	—
訴訟事件の處理	—	—	—	—
管理課事務	—	—	—	—
買收土地管理	—	—	—	—
入佃者選定	—	—	—	—
土地立木の買拂	—	—	—	—
開墾事業主体	—	—	—	—
課長	—	—	—	—
庶務	—	—	—	—
特別會計事務	—	—	—	—
公有財産台帳	—	—	—	—
事業進捗報告	—	—	—	—
計	五	二	二	九
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—
	—	—	—	—

農林省

日本官制表附録4

三	滋	京	大	兵	奈	和	島	島	島	山	廣	山	山	香	愛	高	福	佐	長	熊	大	宮	鹿	沖	計
重	賀	都	阪	庫	良	歌	根	根	根	口	島	山	山	川	媛	知	岡	賀	崎	本	崎	崎	島	島	二
四	三	二	三	四	二	三	三	三	三	四	五	四	四	三	三	三	四	三	五	六	六	六	七	七	二
八	八	六	八	四	六	六	八	八	八	八	〇	〇	〇	六	八	六	六	〇	二	二	二	二	一	一	四
三	三	二	三	二	三	二	二	三	三	三	三	三	三	二	二	三	三	二	三	三	三	三	四	四	八
五	四	五	三	四	三	四	三	三	三	五	七	五	五	四	四	四	五	四	八	八	八	八	九	九	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	五

北	青	岩	宮	秋	山	福	茨	新	神	東	千	埼	群	新	石	富	新	長	山	靜	愛	知	計
道	森	手	城	田	形	島	城	野	奈	京	葉	玉	馬	木	井	白	洲	野	野	岡	岡	知	二
八	八	八	五	八	八	九	八	五	三	二	五	三	五	七	三	三	三	三	七	五	五	五	二
三	三	八	〇	二	二	八	五	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	三
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二

地方職員内訳表(豫定)

補充(二七〇名)

(昭和十六年)

地方職員定員増加案

開拓局

事務官(二級) (三級) 技官(二級) (三級) 計	定員關係		計	増加定員 費用概算	摘要
	既定定員 人	増加要求 人			
事務官(二級)	九五	〇	九五		
(三級)	七六〇	九〇	八五〇		
技官(二級)	五八五	九〇	六七五		
(三級)	三三三二	四五〇	三七八二		
計	三、七七二	六三〇	四、四〇二	四七二八、一五〇 圓	

備考

昭和二十一年度地方補助金 六三、一〇三、〇〇〇圓
 現在定員ノ支出見込 五、六二九、〇六〇、
 差引 一、四七三、九四四、
 増加定員所要見込額 四七、二八一、五〇、

農 林 省

地方職員内訳表

補助(新地)

計	事務員(三級)		事務員(二級)		技官(三級)		技官(二級)		技官(一級)	
	既定	新規増	既定	新規増	既定	新規増	既定	新規増	既定	新規増
北海	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
青森	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岩手	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
秋田	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山形	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
茨城	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
栃木	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
群馬	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
埼玉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
千葉	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
東京	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
神奈川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
新潟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
石川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福井	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山梨	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長野	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岐阜	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
和歌山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鳥取	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
島根	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
岡山	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
広島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
山口	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
徳島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
香川	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
愛媛	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
高知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
福岡	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
佐賀	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
長崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
熊本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
大分	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
宮崎	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
鹿児島	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
沖縄	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	95	10	95	10	95	10	95	10	95	10

地方事務費並定員關係調査
昭和二十一年度事務費

事項名	地方事務費	定員	支出額	備考
第三次土壌改良	¥100,000			
第四次	¥100,000			
災害調査係	¥100,000			
緊急関係	¥100,000			
用排水事業	¥100,000			
計	¥400,000			
		事務官 四九 技師 三七五 職員 五〇二	八六一八〇 K12000 A10000	庫庫補助 六五割 五割

農林省

		反手 一七五八 家族手 九 債 現 成 費 姓名、其他	¥100,000 ¥100,000 ¥100,000 ¥100,000 ¥100,000	一〇二〇 (三人、見込) 九多 一〇 一〇 五〇
--	--	---	--	--------------------------------------

昭和二十一年度事務費

事項名	地方事務費	定員	支出額	備考
第四次土壌改良	¥100,000			
災害調査係	¥100,000			
緊急関係	¥100,000			
用排水事業	¥100,000			
計	¥400,000			
				庫庫補助 六五割 五割

第五次土租改良		計
計	49,107,000	49,107,000
二十一年度副別分 (六月份)	俸給	7,161,000
	家族手当	1,427,000
	臨時手当	1,728,000
	旅費	1,270,000
	賃料	7,220,000
	物價手當	7,112,000
	應賃其他費	6,147,000
	計	28,994,000
	家族手当	1,022,000
計	28,072,000	
二十一年度副別分	俸給	17,827,000
	計	7,000,000
	計	4,281,000
	合計	26,108,000
農 林 省		
(注) 昭和二十一年度全額 28,994,000 (3) 俸給 7,161,000 (2) 家族手当 1,427,000 (4) 臨時手当 1,728,000 (5) 旅費 1,270,000 (6) 賃料 7,220,000 (7) 物價手當 7,112,000 (8) 應賃其他費 6,147,000 (9) 計 28,994,000		
(注) 昭和二十一年度全額 26,108,000		

地方職員定員増加要求

自治局

参考

昭和二十一年度分

二六、六九〇、八三〇

定員

三、六八八

(一人當 九九圓、四角、北陸道を含む)

昭和二十一年度分

六三、一〇二、〇〇〇

定員

三、七七二

支出見込額

前期分

二二、三一八、八六〇 (一人當 六一八、二圓、北陸道を含む)

後期分

二八、三一一、〇〇〇 () 七、五〇九 ()

計

五〇、六二九、〇〇〇

自治局

費

一、四七三、九四〇

定員増要求

六三〇人 (一人當 七、五〇九)

支出見込額

四、七二八、一五〇

昭和二十一年、二十二年地方事務費調

事項名	昭和二十一年度	昭和二十二年 （豫算要求見込額）	備考
第四次土地改良	五〇七六一六五	〇	
災害關係	二〇、二四九、二六三	四一、四二五九〇七	六割五分補助
緊急開拓	二三、〇四〇、五六〇	五〇、六七九〇〇〇	
用排水	五一、六四三、二〇〇	五二、一四〇、〇〇〇	五割補助
第五次土地改良	九五七、六九六	三三、〇六六、四〇〇	
計	六三、一〇二、〇〇四	一、三〇、一三九、五〇七	

農 林 省

昭和二十一年度主要事業費調

二六九三〇

一、第四次土地改良事業

小用排水	三一、八六九町
機械排水	三九、七六九町
暗渠排水	二二、一八九町
客土	一一、八六〇九町
耕地整理	一、七三三町
農道	九九、〇〇〇〇間
計	五〇五、一五九町 九九、一七町
總事業費	二九五、六三六〇五八圓
三、第五次土地改良事業	
暗渠排水	一三、〇〇〇町
客土	六〇、〇〇〇町

農 林 省

用排水	九三、八〇八町
機械揚水	二八、〇〇〇町
農道	八〇、〇〇〇〇間
計	一九三、八〇八町 八〇、〇〇〇〇間
總事業費	四七、八五八四八四〇圓

三、緊急開拓事業

集團地開墾	五〇、〇〇〇町
小開墾	八〇、〇〇〇町
開拓道路	一、二〇〇〇〇〇間
計	一、二〇三、〇〇〇〇〇町 一、二〇三、〇〇〇〇〇間

四、災害耕地事業

事業費	一、六九三、〇〇〇〇〇〇圓
-----	---------------

農 林 省

既定分	九七五八〇三九七圓
二十年災害	三一三、八一八三九八、
專 業 費	四一〇、三九八、七九五、
五用排水專業	
專 業 費	一〇七、七〇七町(既定)
專 業 費	計 二八五、〇〇〇町)
專 業 費	七三、一四三、二〇〇圓
總 專 業 費	九三六、六〇四町
總 專 業 費	二一九、一二七町
總 專 業 費	三、九四九、七六三、八九三圓

各縣別昭和二十一年度重要事業最調

計	各縣別																				計																													
	沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	鳥取	島根	和歌山	奈良	兵庫		大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道		
五〇五一五九	九八八六	八二八三	五五五〇	一八五五〇	四一五五七	二二二〇八	七九五一	四八八三	一〇四七〇	七九三六	六一二二八	一〇一三三	一四一六〇	四四六八	三三〇〇九	四四一九	二二五九九	二〇四三三	九七九八	二〇四三三	九七九八	八二〇〇〇	八二〇〇〇	八二〇〇〇	二八三三〇	一〇二八七	九〇一六	一四四五四	七〇八七	六九四四	一〇〇二一	一〇〇二一	二七四〇七	二六二二五	一三三六八	一四二三八	七二二一	一〇二八二	一七二二三	二五八八三	一四九七七	二五八〇六	二四八〇六	一四八二四	一四八二四	一九八一	可			
一九三、八〇八	三六〇七	三九〇三	三三二四	三三五四	六二二二六	九五一六	一、三三八	一、七三三	三、一四九	九四四	三、五二六	二、七一一	五、五一八	一、三六四	一、五五〇	九七九	六、四〇九	九、九三	一、七二五	一、七二五	一、七二五	二、八六三	二、八六三	二、八六三	一、〇〇九五	四、五三三	五、〇五三	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、一四六	可		
一〇七、七〇七	一、四七五	二、〇九三	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	二、〇八二	可		
一三〇、〇〇〇	四、九九九	四、七四八	四、六八三	四、二二九	一、五五一	一、七三三	一、二〇五	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	一、三九九	可	
九三、六六四	一九、〇四九	一九、〇二九	二八、三一五	七、五〇五	二、九六五	一、九三〇	一、六八二	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	一、一七〇	可

(東京六一三)

昭和二十一年度地方事務費附縣別一覽表

地方	第五次土地改良事業	災害復興	赤十字救護事業	二十一年度用排水	第四次土地改良	計
北海道	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
青森	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
岩手	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
宮城	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
秋田	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
山形	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
福島	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
茨城	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
栃木	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
群馬	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
埼玉	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
千葉	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
東京	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
神奈川	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
新潟	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
富山	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
石川	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
福井	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
山梨	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
長野	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
岐阜	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
愛知	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
滋賀	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
京都	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
大阪	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
兵庫	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
奈良	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
和歌山	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
鳥取	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
島根	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
岡山	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
広島	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
山口	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
徳島	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
香川	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
愛媛	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
高知	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
福岡	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
佐賀	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
長門	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
熊本	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
大分	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
宮崎	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
鹿児島	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
沖縄	18,200,000	1,200,000	40,000,000	20,000,000	14,000,000	116,400,000
計	1,164,000,000	76,000,000	2,328,000,000	1,164,000,000	760,000,000	6,452,000,000

(単位 千円)

農地制度改革の徹底 に關する措置要綱

昭二一・七・二六閣議決定

農業生産力の發展と農村民主化の基礎の確立を圖るため、さきに農地調整法の改正により農地制度の改革を實施中のところ、情勢の推移に鑑み、更にこれを強化徹底する必要があるに至つたので、この際左により現行制度を改正する。

第一 自作農創設を急速且つ公正に行ふため、國は必要な農地を買収し、その賣渡を行ふ。

第二 左に掲げる農地は、國が買収する。

(イ) 農地の所有者が、その住所のある市町村の區域(隣接市町村の區域内で、市町村農地委員会が指定した區域を含める。以下同じ)外において所有する小作地

(ロ) 農地の所有者が、その住所のある市町村の區域内において、一町歩(全都府縣平均、北海道は四町歩)を超える小作地を所有する場合、その面積を超える部分の小作地

但しその住所のある市町村の區域内において所有する小作地の面積と自作地の面積との合計が三町歩(全都府縣平均、北海道は十二町歩)を超えるときは、その面積を超える部分の小作地

第三 左に掲げる農地で都道府縣農地委員会または市町村農地委員会が自作農創設の用に供することが適當と認められたものは、第二にかゝらず國が買収することができる。

(イ) 農業經營を目的としない法人その他の團體の所有する農地

(ロ) 農業經營を目的とする法人その他の團體の自作地で、農業の發達上好ましくないもの

(ハ) 個人の自作地で、農業の發達上好ましくないものの第二(ロ)の俱書の面積を超える部分の農地

第四 左に掲げる農地は、第二にかゝらず、國は買収しない。

兵役、疾病等特別な事情で一時貸借された事が明らかであり、その所有者が特別な事情が發

生するまで自作してをり、且つ近く自作をすることを相當とするもので市町村農地委員会が認めた農地が第二(ロ)の面積を超える場合、その超える部分の小作地

(ロ) 共同耕作の目的に供されてゐる公有地又は農業團體の所有地等で都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会の認めたもの

(ハ) 近く宅地となすを相當とする農地、焼畑、切替畑、新開墾地、收穫極めて不定な農地等で都道府縣農地委員会又は市町村農地委員会において自作農創設のための買収を不適當と認められた農地

第五 第二乃至第四を適用する場合は、世帯を單位とする。

第六 國は、農地以外でも自作農創設のため必要な場合は、左に掲げるものを市町村農地委員会の決定によつて買収することができる。

(イ) 採草地、宅地等農業經營に不可欠な農業用地及び農業用施設

(ロ) 小開墾可能地

右によつて買収したものの賣渡は、農地に準ずる。

第七 第二、第三及び第五の適用については、昭和二十年十一月二十三日又は買収の時を基準とする。

第八 國は、市町村農地委員会が都道府縣農地委員会の認可を得て、定めた計畫に従つて強制的に土地を買収する。

農地の所有者は、市町村農地委員会の買収計畫について異議の申立をなすことができる。

第九 國の買収した農地は、健全な自作農となる見込のあるものに對して賣り渡す。

賣渡の相手方は、買収した農地が小作地である場合には、その農地の小作人を原則とする。

第十 農地の買収及び賣渡にあつては、できる限り小作人の土地購入の機会を公正ならしめ、田畑の割合を適當ならしめ、且つ、耕地の集團化を圖る。

第十一 第九及び第十の場合において特に必要ある場合には、市町村農地委員会は、農地の所有權、永小作權、賃借權の交換分合を強制的にな

することが出来る。

第十二 農地価格及び報奨金の額は、現行通りとする。ただし、報奨金は一定面積を限度としてこれを交付する。

第十三 國が買収する農地の對價及び報奨金は、原則として農地証券の交付による。

第十四 農地の買受人は、可能な限度で農地の代價の全部または一部を一時拂することとし、その残額は年利三分二厘期間最長三十年（据置期間を含める）の年賦償還とする。ただし、買受人は、償還期間を短縮しまたは繰上償還をなすことができる。

農地の代價の年賦償還額と農地に對する公租公課との合計額は、將來農産物の價格がいかに下落してもその農地の平年の收穫物の價額の三分の一以内で中央農地委員會の定める割合を超えないものとする。この割合を超えた場合には、償還金の減免等の措置を講ずる。農地の流失埋没その他災害により償還が著しく困難となつた場合の措置は、右に準ずる。

第十五 市町村農地委員會の委員は農地の所有者及び小作人から選舉によつて同数の者を選ぶ。前項の委員の人数は、十名乃至二十名とする。選舉による委員の外農地の所有者及び小作人を代表する委員の合議によつて、三名以内の委員をおくことができる。

都道府縣農地委員會は、市町村農地委員會に準じて改組する。農地に關する重要事項を處理するため、新に中央農地委員會をおく。

中央農地委員會の委員は、農地の所有者、小作人の代表者、學識経験者等をもつて充てる。

第十六 國は、農地の買収及び賣渡を二年間に行ふものとし、これがため登記手續の簡易化を図る。

第十七 國の行ふ自作農創設事業の實施のため、一定期間農地の所有權、永小作權、賃借權、その他の權利の設定または移轉及び小作地の取上げの制限を強化する。

第十八 第六の(ロ)以外の開墾用地についても國は農地に準じてこれを買収する。

第十九 將來の農地の兼併を防止すると共に、農地利用の適正化を圖るため、その所有權、永小作權、賃借權その他の權利の設定及び移轉並に農地の使用目的の變更は、地方長官または市町村農地委員會の承認を要することとし、なほ必要な場合には、その譲渡先を指定することができる等の措置を講ずる。

第二十 小作關係の改善に關しては、左の措置等を講ずる。

(イ) 將來農産物の價格がいかに下落しても、小作料は、田にあつては平年收穫される米の價額の二割五分、畑にあつては平年收穫される主作物の價額の一割五分以内で、中央農地委員會の定める割合を超えることができない。

(ロ) 小作契約は、すべて文書によらしめることとし、小作料額、契約期間等の主要事項を明確ならしめる。

農地調整法(改正)案

第一條 本法ハ耕作ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ圖ル爲農地關係ノ調整ヲ爲スヲ以テ目的トス

第二條 本法ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ

本法ニ於テ小作料トハ耕作ノ目的ヲ以テ農地ガ賃借セラルル場合ニ於ケル賃借(農地以外ノ土地又ハ建物其ノ他ノ工作物ガ農地ニ附随シテ賃借セラレ共ノ借賃ガ農地ノ借賃ト契約上分別シ得ザル場合ニ在リテハ農地以外ノ土地又ハ建物其ノ他ノ工作物ノ借賃ヲ含ム)又ハ耕作ノ目的ヲ以テ小作權ガ設定セラルル場合ニ於ケル小作料ヲ謂フ

第三條 農地ノ所有者又ハ耕作者ハ疾病其ノ他命令ヲ以テ定ムル事由ニ因リテ農地ヲ自ラ耕作シ又ハ管理スルコト能ハザルトキハ市町村、市町村農業會其ノ他命令ヲ以テ定ムル團體ニ農地ノ管理又ハ買取ノ申出ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申出アリタル場合ニ於テハ同項ノ團體ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ管理又ハ買取ヲ爲スコトヲ得

第四條 農地ノ所有權、賃借權、地上權其ノ他ノ權利ノ設定又ハ移轉ハ命令ノ定ムル所ニ依リ當事者ニ於テ地方長官ノ許可又ハ

市町村農地委員會ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ許可又ハ承認ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第一項ノ許可又ハ承認ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

第五條 前條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニハ之ヲ適用セズ

一 第三條ノ團體ガ同條ノ事業ヲ行フ爲前條ニ掲グル權利ヲ取得スル場合

二 前條ニ掲グル権利ノ取得ニ關シ當事者ノ一方が國、都道府縣又ハ農地開發營團ナル場合

三 土地收用法リノ他ノ法令ニ依リ農地ヲ收用スル場合

四 其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合

第六條 農地ノ所有者、賃借人、永小作人其ノ他権原ニ基キ農地ヲ耕作スルコトヲ得ル者其ノ農地ヲ耕作以外ノ目的ニ供セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ニハ條件ヲ附スルコトヲ得

第六條ノ二 農地ノ價格ハ第六條ノ四ニ定ムル場合ヲ除クノ外當該農地ノ地租法ニ依ル賃貸價格ニ主務大臣ノ定ムル率ヲ乘ジテ算タル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ農地ノ價格ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ譲渡人又ハ譲受人ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合及命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第一項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル告示アリタル際現ニ農地ニ付存スル讓渡契約ニシテ當該農地ニ付既ニ譲受人ノ権利ニ關スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第六條ノ三 地方長官市町村農地委員會ノ申請アリタル場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽キ當該申請ニ係ル區域ニ付前條第一項ノ率ニ代ルベキ率ヲ定メ又ハ同項ニ規定スル以外ノ基準ニ依リ同項ノ額ニ代ルベキ額ヲ定ムルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ率又ハ額ヲ定メタルトキハ之ヲ公示ス

前項ノ規定ニ依リ公示アリタルトキハ其ノ率又ハ額ヲ以テ前條ノ率又ハ額ト看做ス

第六條ノ四 地租法ニ依ル賃貸價格ナキ農地ヲ讓渡ス場合ニハ其ノ價格ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ譲渡人又ハ譲受人ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テ農地ノ價格ハ同項ノ認可アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ

第七條 命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル自作地タルコトヲ以テ

第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依ル登記ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 農地ノ賃貸借ハ其ノ登記ナキモ農地ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ農地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ效力ヲ生ズ

民法第五百六十六條第一項及第三項ノ規定ハ登記セザル賃貸借ノ目的タル農地ガ買買ノ目的物ナル場合ニ之ヲ準用ス

民法第五百三十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條 農地ノ賃借人ハ賃借人が有想スベキ事情ナキニ拘ラズ小作料ヲ滯納スル等信義ニ反シタル行爲ナキ限り賃貸借ノ解除若ハ解約ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒ムコトヲ得ズ但シ土地使用ノ目的ノ變更又ハ賃借人ノ自作ヲ相當トスル場合其ノ他正當ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

當事者ガ農地ノ賃貸借ノ期間ヲ定メタルトキハ當事者ガ期間満了前六月乃至一年內ニ相手方ニ對シ更新拒絕ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ヲ爲サザルトキハ從前ノ賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲ爲シタルモノト

看做ス但シ貸貸人ノ疾病ニ因リテ自ラ耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時貸貸借ヲ爲シタルコト明ナル
場合ハ此ノ限ニ在ラズ

農地ノ貸貸借ノ當事者貸貸借ノ解除若ハ解約ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒マントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村農地委員會
ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ承認ヲ受ケズシテ爲シタル行爲ハ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二項並ニ民ニ第六百十七條及第六百十八條ノ規定ニ異ル小作條件ニシテ賃借人ニ不利ナルモノハ之ヲ定メザルモノト看做
ス

第九條ノ二 小作料ハ金錢以外ノ物ヲ以テ又ハ金錢以外ノ物ヲ基準トシテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ小
作料債務ガ辨濟期ニ在ルトキ債務者ガ債權者ノ承諾ヲ以テ其ノ支拂ニ代ヘテ他ノ給付ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ違反スル契約ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタル小作料ノ額又ハ減免條件(金錢ニ換算セラ
レタルモノガ第九條ノ三各ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ比シ農地ノ賃借人又ハ永小作權者ニ不利ナル場合ニ在リテ
ハ同條各號ニ掲グル小作料ノ額及減免條件)ヲ以テ契約ヲ爲シタルモノト看做ス

第九條ノ三 小作料ハ左ノ各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ニ比シ農地ノ賃借人又ハ永小作權者ニ不利ト爲ルベキ額又ハ
減免條件ヲ以テ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ農地ノ所有者又ハ賃借人ガ命令
ノ定ムル所ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 小作料統制令廢止ノ際小作料ノ定アル農地ニ付テハ其ノ小作料ノ額及減免條件(金錢以外ノ物ヲ以テ又ハ金錢以外ノ物
ヲ基準トシテ定メラレタル小作料ノ額及減免條件ニ在リテハ命令ノ定ムル所ニ依リ金錢ニ換算セラレタル小作料ノ額及減

免條件)

二 前號ニ該當セザル農地ニ付テハ小作料統制令廢止後ニ於ケル最初ノ小作料ノ額及減免條件

第九條ノ四 市町村農地委員會必要アリト認ムルトキハ地方長官ノ認可ヲ受ケ當該市町村ニ在ル農地ニ付前條各號ニ掲グル小
作料ノ額又ハ減免條件ニ代ルベキ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得

地方長官前項ノ認可ヲ爲サントスルトキハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

地方長官第一項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ以テ前條各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ト看做

前項ノ規定ニ依ル公示アリタルトキハ其ノ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ以テ前條各號ニ掲グル小作料ノ額又ハ減免條件ト看做
ス

前四項ノ規定ハ公示セラレタル小作料ノ額又ハ減免條件ヲ變更スル場合ニ之ヲ準用ス

第九條ノ五 行政官廳前二條ノ規定ニ依ル小作料ノ額又ハ減免條件著シク不當ナリト認ムルトキハ第九條ノ三各號ニ掲グル小
作料ノ額又ハ減免條件ニ代ルベキ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定ムルコトヲ得

地方長官前項ノ規定ニ依リ小作料ノ額又ハ減免條件ヲ定メントスルトキハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

前條第三項乃至第五項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九條ノ六 前二條ノ規定ハ裁判、裁判上ノ和解又ハ小作調停法ニ依ル調停ニ依リ定マリタル小作料ノ額又ハ減免條件ニ付テ
ハ之ヲ適用セズ

第九條ノ七 第九條ノ二乃至前條ノ規定ハ敷金、補償金被、修繕費及用排水費ノ負擔並ニ小作料ノ額及減免條件以外ノ農地ノ
賃貸借若ハ永小作又ハ之ニ附隨スル契約ノ條件ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テハ之ヲ準用ス

第九條ノ八

小作料ノ額ガ田ニ在リテハ通常收穫セラルル米ノ價額、如ニ在リテハ通常收穫セラルル主作物ノ價額ノ一定割合ニ相當スル額ヲ超ユルトキハ農地ノ賃借人又ハ永小作人ハ當該農地ノ賃借人又ハ所有者ニ對シ其ノ一定割合ニ相當スル額ニ至ル迄小作料ノ減額ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ一定割合ハ中央農地委員會ノ定ムル基準ニ從ヒ都道府縣農地委員會之ヲ定ム但シ田ニ在リテハ二割五分、如ニ在リテハ一割五分ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ニ規定スルモノノ外第一項ノ規定ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
中央農地委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條ノ九 何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第六條ノ二第一項、第六條ノ四第二項又ハ第九條ノ二第一項若ハ第九條ノ三(第九條ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル制限ヲ免ルル行為ヲ爲スコトヲ得ズ

第九條ノ十 耕作ノ目的ニ供スル爲ニスル農地ノ賃借又ハ永小作ニ付テハ書面ニ依リ小作料ノ額、支拂條件及減免條件、賃借又ハ永小作ノ存置期間、敷金、修繕費、川排水費及有益費ノ負擔其ノ他賃借又ハ永小作ノ内容ヲ明ナラシムベシ

第十條 小作關係ノ爭議ニ付公益上必要アリト認ムルトキハ小作官ハ小作調停法ニ依ル調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得
小作關係ノ爭議ニ付訴訟ガ繫屬スルトキハ受訴裁判所ハ職權ヲ以テ小作官ノ意見ヲ聽キ事件ヲ小作調停法ニ依ル調停ニ付スルコトヲ得

第十一條

小作調停法ニ依ル調停ノ爲必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ小作官ノ意見ヲ聽キ調停前ノ措置トシテ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル裁判ハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ニ於テ非訟事件手續法ニ依リ之ヲ爲ス

第一項ノ規定ニ依ル裁判ニ違反シタル者ハ調停事件ノ繫屬スル裁判所ニ於テ五百圓以下ノ過料ニ處スルコトヲ得
非訟事件手續法第二百七條及第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第十二條 小作調停法ニ依ル調停委員會ニ於テ調停成ラザル場合ニ裁判所相當ト認ムルトキハ職權ヲ以テ小作官及調停委員ノ意見ヲ聽キ當事者雙方ノ利益ヲ衡平ニ考慮シ一切ノ事情ヲ斟酌シテ調停ニ代ヘ小作關係ノ存置、小作條件ノ變更其ノ他爭議ノ解決上必要ナル裁判ヲ爲スコトヲ得此ノ裁判ニ於テハ小作料ノ支拂、小作地ノ引渡其ノ他財産上ノ給付ヲ命ズルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル裁判ニ之ヲ準用ス
第一項ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス

前項ノ即時抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス
第一項ノ規定ニ依ル裁判確定シタルトキハ裁判上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

第十三條 小作關係ノ爭議ヲ除クノ外相隣關係其ノ他農地ノ利用關係ニ付爭議ヲ生ジタルトキハ當事者ハ裁判所ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ小作調停法及第十條乃至前條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 裁判所第十二條又ハ前條ノ規定ニ依リ小作關係ノ存置、小作條件ノ變更其ノ他爭議ノ解決上必要ナル裁判ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ得

第十五條 市町村ニ市町村農地委員會ヲ設ク

市町村農地委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ左ニ掲グル事項ヲ處理ス

- 一 本法其ノ他ノ法律ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項
- 二 其ノ他農地關係ノ調整ニ關シ勅令ヲ以テ定ムル事項

第十五條ノ二 市町村農地委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者ヲ以テ之ニ充ツ但シ委員ニ於テ會長ヲ互選スルコト能ハザルトキハ第八項ノ規定ニ依リ選任セラレタル委員ノ中ヨリ地方長官ノ選任シタル者ヲ以テ之ニ充ツ
委員ハ左ノ各號ノ區分ニ從ヒ各號ノ一ニ該當シ被選舉權ヲ有スル者ニ就キ當該各號ニ該當シ選舉權ヲ有スル者ノ選舉シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 耕作ノ業務ヲ營ム者ニシテ農地ヲ所有セザルモノ又ハ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ガ其ノ所有スル農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ

二 農地ノ所有者ニシテ其ノ所有スル農地ニ付耕作ノ業務ヲ營マザルモノ又ハ其ノ所有スル農地ノ面積ガ耕作ノ業務ヲ營ム農地ノ面積ノ二倍ヲ超ユルモノ

三 耕作ノ業務ヲ營ミ且農地ヲ所有スル者ニシテ前二號ニ該當セザルモノ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ同居ノ戸主若ハ家族又ハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ戸主若ハ家族ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタルモノノ所有スル農地ハ之ヲ當該耕作ノ業務ヲ營ム者ノ所有スル農地ト看做ス

第三項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項各號ノ一ニ該當スル者ノ同居ノ戸主又ハ家族ハ之ヲ當該各號ニ該當スル者ト看做ス

第三項ノ規定ニ依リ選舉セラレベキ委員ノ定數ハ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ五人、同項第二號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ三人、同項第三號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ二人トス

地方長官必要アリト認ムルトキハ特定ノ市町村農地委員會ニ付第三項ノ規定ニ依リ選舉セラレベキ委員ノ定數ヲ増加スルコトヲ得

トヲ得此ノ場合ニ於テハ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ増加スベキ委員ノ定數ハ同項第二號及第三號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ増加スベキ委員ノ定數ノ合計ト等シキコトヲ要シ且増加スベキ委員ノ定數ノ合計ハ十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

地方長官必要アリト認ムルトキハ第三項ノ規定ニ依リ選舉セラレタル委員ノ外三人ヲ限リ委員ヲ選任スルコトヲ得

前項ノ委員ヲ選任スルニハ第三項ノ規定ニ依リ選舉セラレタル總委員ノ同意アルコトヲ要ス但シ第二項但書ノ規定ニ依リ會長ニ充ツベキ委員ヲ選任セントスルトキハ此ノ限ニ在ラズ

委員ハ名譽職トス

第十五條ノ三 市町村ノ區域内ニ住所ヲ有シ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ニ付耕作ノ業務ヲ營ム者若ハ當該市町村ノ區域内ニ

於テ命令ヲ以テ定ムル面積ノ農地ヲ所有スル者又ハ此等ノ者ノ同居ノ戸主若ハ家族ハ市町村農地委員會ノ委員ノ選舉權及被選舉權ヲ有ス

前條第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ四 左ニ掲グル者ハ選舉權及被選舉權ヲ有セズ

- 一 未成年者
 - 二 禁治産者
 - 三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
 - 四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者
- 左ニ掲グル者ハ被選舉權ヲ有セズ
- 一 準禁治産者

二 破産者ニシテ復権ヲ得ザルモノ

第十五條ノ五 選挙ニ關スル事務ハ市町村長之ヲ擔任ス

第十五條ノ六 選挙ハ投票ニ依リ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

投票ハ選挙人自ラ投票所ニ到リ投票用紙ニ被選挙人一人ノ氏名ヲ自書シ之ヲ行フベシ但シ法人ニ在リテハ其ノ代表者之ヲ行フモノトス

投票用紙ニハ選挙人ノ氏名ヲ記載スルコトヲ得ズ

第十五條ノ七 投票ノ多数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス得票数同ジキトキハ年齢多キ者ヲ取り年齢モ亦同ジキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條ノ八 委員ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ

第十五條ノ九 委員ノ任期ハ二年トス

第十五條ノ二第三項各職ノ區分ノ一ニ屬シ選挙権ヲ有スル者ハ當該區分ニ屬シ選挙権ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ當該區分ニ屬スル者ニ就キ同項ノ規定ニ依リ選挙セラレタル委員ノ全員ノ改選ヲ市町村長ニ請求スルコトヲ得

地方長官ハ特別ノ事由アルトキハ第十五條ノ二第八項ノ規定ニ依リ選任シタル委員ヲ解任スルコトヲ得

第十五條ノ二第九項本文ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

補選委員ハ其ノ前任者ノ任期満了ニ在リテ

委員ハ其ノ任期満了シタルトキト雖モ後任ノ委員就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フ

第十五條ノ十 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ選挙セラレタル委員被選挙権ヲ有セザルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第十五條ノ十一 市町村農地委員會ハ定員ノ過半数ニ當ル委員出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

議事ハ出席員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

市町村農地委員會ノ會議ハ公開ス

會長ハ議事録ヲ作成シ之ヲ閲覧ニ供スベシ

第十五條ノ十二 委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ在ル者ニ關スル事件ニ付議事ニ與ルコトヲ得ズ

第十五條ノ十三 都道府縣ニ都道府縣農地委員會ヲ置ク

都道府縣農地委員會ハ主務大臣及地方長官ノ監督ニ屬シ左ニ掲グル事項ヲ處理ス

一 本法其ノ他ノ法律ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項

二 其ノ他農地關係ノ調整ニ關シ勅令ヲ以テ定ムル事項

第十五條ノ十四 都道府縣農地委員會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

委員ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ選挙セラレタル委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者 十人

二 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ同項第二號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ選挙セラレタル委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者 六人

三 第十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ同項第三號ノ區分ニ屬スル者ニ就キ選舉セラレタル委員ニ於テ互選シ其ノ選ニ當リタル者 四人

四 學識經驗アル者ノ中ヨリ主務大臣ノ選任シタル者 五人乃至十人

第十五條ノ十五 第十五條ノ二十項、第十五條ノ六乃至第十五條ノ八、第十五條ノ九第一項乃至第三項第五項第六項及第十五條ノ十乃至第十五條ノ十二ノ規定ハ都道府縣農地委員會ニ之ヲ準用ス但シ第十五條ノ九第二項中市町村長トアルハ地方長官、同條第三項中地方長官トアルハ主務大臣、第十五條ノ二第八項トアルハ第十五條ノ十四第三項第四號トス

第十五條ノ十六 市町村農地委員會及都道府縣農地委員會ハ第十五條又ハ第十五條ノ十三ニ規定スル事項ヲ處理スル爲必要アルトキハ農地ノ所有者又ハ耕作者其ノ他關係者ニ對シ其ノ出頭ヲ求メ若ハ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ委員若ハ委員會ノ事務ニ從事スル者ヲシテ農地其ノ他必要ナル場所ニ就キ所要ノ調査ヲ爲サシムルコトヲ得

第十五條ノ十七 市町村農地委員會ニ關スル費用ハ市町村、都道府縣農地委員會ニ關スル費用ハ都道府縣之ヲ負擔ス

第十五條ノ十八 第十五條乃至前條ニ規定スルモノノ外市町村農地委員會及都道府縣農地委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 左ニ掲グル不動産ノ取得ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

一 第三條ノ規定ニ依ル土地ノ取得又ハ第七條ノ自作農創設維持ノ事業ノ爲ニスル土地ノ取得

二 第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地ノ取得

三 第七條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者ガ其ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル事業者ノ土地ノ取得

第十七條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ農地其ノ他ノ土地若ハ物件ニ關シ必要ナル報告ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ日出ヨリ日没迄ノ間農地其ノ他必要ナル場所ニ臨檢シ其ノ狀況若ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ檢査セシムルコトヲ得

第十七條ノ二 第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ何レカニ付被選舉權者ノ數同條第六項ニ規定スル定數ニ滿タザル市町村ニ設置セラルベキ市町村農地委員會ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特例ヲ設クルコトヲ得

特別ノ事情アル市町村ニハ勅令ノ定ムル所ニ依リ市町村農地委員會ヲ置カザルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本法ニ依リ市町村農地委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ハ當該市町村ニ隣接市町村ニ設置セラレタル市町村農地委員會ニシテ地方長官ノ指定スルモノ之ヲ處理ス

地方長官特ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村ノ區域ヲ二以上ノ地區ニ分チ市町村農地委員會ニ代ヘ各地區ニ地區農地委員會ヲ置クコトヲ得

本法中市町村農地委員會ニ關スル規定ハ第二項ノ規定ヲ除クノ外前項ノ地區農地委員會ニ之ヲ適用ス

第十七條ノ三 本法中市町村長ニ關スル規定ハ町村組合ニシテ町村ノ事務ノ全部又ハ役場事務ヲ共同處理スルモノノ存スル地ニ在リテハ町村組合又ハ組合管理者ニ、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ之ニ準ズルモノニ、市又ハ市長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域、京都市、大阪市、横浜市、名古屋市及神戸市ニ在リテハ地方長官ノ指定スル區又ハ區長ニ之ヲ適用ス

第十七條ノ四 第四條、第六條ノ二第一項、第六條ノ四第二項、第九條ノ二第一項若ハ第九條ノ三（第九條ノ七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第九條ノ九ノ規定ニ違反シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條ノ五 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第六條ノ規定ニ違反シタル者

二 第九條第三項ノ規定ニ違反シタル者

三 第十七條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨グ若ハ忌避シタル者
第十七條ノ六 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第十七條ノ四又ハ
前條第一號第二號若ハ第三號前段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ
科ス

附則 (昭和十三年法律第六十七號)

第十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (昭和十三年勅令第五百二十五號ヲ以テ同年八月一日ヨリ施行ス)
第十九條 命令ヲ以テ定ムル自作農創設維持ノ事業ニ依リ本法施行前ニ創設又ハ維持セラレタル自作地ニ付テハ其ノ旨ノ登記
ヲ爲スコトヲ得

第五條、第七條第二項第三項並ニ第十六條第二號及第三號ノ規定ハ前項ノ自作地ニ關シ之ヲ準用ス

第二十條 第八條及第九條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ存スル農地ノ貸借ニモ亦之ヲ適用ス但シ本法施行ノ際現ニ存スル農地
ノ貸借ニシテ本法施行後一年內ニ其ノ期間満了スベキモノニ付當事者ガ其ノ期間満了前一年內ニ相手方ニ對シテ爲シタル
更新拒絕ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非ザレバ更新セザル旨ノ通知ハ第九條第二項ノ期間內ニ爲サザルモノト雖モ之ヲ同條
同項ノ期間內ニ爲シタルモノト看做ス

第二十一條 第十條第二項及第十一條及第十四條ノ規定ハ本法施行ノ際現ニ繫屬スル小作關係其ノ他農地ノ利用關係ニ關スル
訴訟事件又ハ調停事件ニモ亦之ヲ適用ス

第二十二條 登録稅法第十九條但書中「第八號、第九號」ヲ「第八號乃至第九號ノ四」ニ改ム

同法同條第八號中「自作農ノ創設維持又ハ」及「北海道府縣市町村、産業組合、産業組合聯合會」ヲ削リ同號ノ次ニ左ノ一
號ヲ加フ

八ノ二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依ル個人ノ土地所有權ノ取得ノ登記

同法同條第九號ヲ左ノ如ク改ム

九 農地調整法第三條若ハ第四條ノ團體又ハ第六條若ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者ニ對シ同法第三條、第四條、第六條又ハ

第十九條ノ事業ニ要スル資金ノ貸付ヲ爲ス者カ其ノ貸付ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

九ノ二 農地調整法第三條又ハ第四條ノ團體又ハ同法第三條又ハ第四條ノ事業ノ爲ニスル土地ノ權利ノ取得ノ登記

九ノ三 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ事業ヲ行フ者カ自作農創設維持ノ爲ニスル抵當權ノ取得ノ登記

九ノ四 農地調整法第七條又ハ第十九條ノ規定ニ依ル登記

同條第十二號ヲ左ノ如ク改ム

十二 農地調整法第四條、第六條又ハ第十九條ノ自作農創設維持ノ事業ニ依リ創設又ハ維持セラレタル土地ノ所有者カ其
ノ創設又ハ維持ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル事業者ノ土地所有權ノ取得ノ登記

附則 (昭和二十年法律第六十四號)

第一條 本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(註) 昭和二十一年勅令第三十七號ヲ以テ第九條ノ二乃至第九條ノ七、第九條ノ八(第九條ノ二第一項、第九條ノ三並ニ第九條ノ七ニ於テ準用スル第九
條ノ二第一項及第九條ノ三ノ規定ニ關スル部分ニ限リ以下同ジ)、第十七條ノ四(第九條ノ二第一項、第九條ノ三、第九條ノ七ニ於テ準用スル第九條
ノ二第一項及第九條ノ三並ニ第九條ノ八ノ規定ニ關スル部分ニ限リ以下同ジ)及第十七條ノ六(第十七條ノ四ノ規定ニ關スル部分ニ限リ)ノ改正規
定並ニ附則第五條ノ規定(小作料統制令廢止ニ關スル部分ニ限リ)ハ昭和二十一年四月一日ヨリ、其ノ他ノ部分ハ同年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條 第六條ノ四ノ改正規定ハ同條ノ規定施行ノ際現ニ農地ニ付存スル賃貸契約ニシテ當該農地ニ付既ニ讓受人ノ權利ニ關
スル登記アリタルモノ又ハ當該農地ノ引渡ヲ完了シタルモノニ付テハ之ヲ適用セズ

第三條 第九條ノ二ノ改正規定ハ昭和二十年以前ノ産米ヲ以テスル小作料ノ支拂及其ノ受領ニ付テハ之ヲ適用セズ

第四條 従前ノ規定ニ依ル市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ハ本法ニ依ル市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會
ノ成立ニ至ル迄存続スルモノトシ本法ニ依リ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ權限ニ屬セシメラレタル事項ヲ處

理ス

前項ニ規定スルモノヲ除クノ外第十五條乃至第十五條ノ十八ノ改正規定施行ノ際市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 小作料統制令、臨時農地價格統制令及臨時農地等管理令ハ之ヲ廢止ス

前項ノ規定施行前小作料統制令、臨時農地價格統制令又ハ臨時農地等管理令ニ基キ爲シタル許可若ハ認可又ハ許可若ハ認可ノ申請ハ之ヲ本法ノ相當規定ニ基キテ爲シタルモノト看做ス

第一項ノ規定施行前ニ爲シタル行爲ニ關スル罰則ノ適用ニ付テハ小作料統制令、臨時農地價格統制令及臨時農地等管理令ハ仍其ノ效力ヲ有ス

附則 (昭和

法律第

號)

この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第四條の改正規定は、この法律施行前従前の第六條第三號の規定により従前の第五條の規定による認可を受けなかつた農地に關する契約で當該契約に係る権利の設定又は移轉に關する登記及び當該農地の引渡のいづれもが完了してゐないものについてもこれを適用する。

この法律施行後勅令で定める時期までは、第九條第三項の規定中「市町村農地委員會ノ承認」とあるのは、「地方長官ノ許可」と、同條第四項の改正規定中「承認」とあるのは、「許可」と讀み替へるものとする。
登録税法の一部を次のやうに改正する。

第十九條第八號の二中「第四條、第六條」を「第七條」に改め、同條第九號中「第六條」を「第七條」に改め、「若ハ第四條」及び「第四條、」を削り、同條第九號ノ二中「第四條ノ團體カ同法第三條又ハ第四條」を「第七條」に、同條第九號ノ二及び第十二號中「第四條、第六條」を「第七條」に改める。

自...関係

項目	都道府県 農地委員会 地方長官	中央農地委員会 農林大臣	裁判所
市町村農地委員会	農地委員会	農林大臣	
定義 自作地(自作地を以て) 当り耕作者の同居の 家主又は家族として 取扱ふ耕作地を指し、 (令二)	農地委員会指定の 隣接地(三二一) 承取(三二一)	特別に必要ある場合三 一、二、三の在村地主 主の所有面積に 都府県で已現を分り 特別に認めらるる事 (令)	
買 強制買収 市町村に譲り、隣 接地に指定(三二一)	同上	在村地主の所有しうる 面積の都府県別の次 定(三二一)(三二三) 三二二三の在村地主の 所有面積のうち、都府 県内で区域に分け特 別に認めらるる事承認	
収 振替買収 三二二、又は三の自作地 小作地の面積を算入に あつて、外口の七割を農 地の認定(三二四) 三二二に掲げる農地につき 買収するも相与する べきやう認定(三二四) 三二二の甲ある農地は、 地主又は家族として 取扱ふ特別事由の認定 (三二四) 所有者の同意が得られ ない場合は、特別に 事由の認定(三二四)	同上	農地委員会の承認 が必要 (令)	
不買収地 近き土地使用目的を以て 変更するに相当する 農地として指定した もの(五五) 五五の認定(五五)	使用目的の変更を 相当とする農地と して指定することの 承認(五五) 五五区域の指定 (五五)	農地委員会の承認 が必要 (令)	
		五五の農地の 次定 (令)	

項目	都道府県農地委員会	地方長官	中央農地委員会	農林大臣	通商裁判所
買収計画	計画の概況(一)	買収計画の概況(二)	買収計画の概況(三)	買収計画の概況(四)	買収計画の概況(五)
買収計画の概況(一)	買収計画の概況(二)	買収計画の概況(三)	買収計画の概況(四)	買収計画の概況(五)	買収計画の概況(六)
買収手続	所有権者の異議	所有権に買収手続の及ぶ	所有権に買収手続の及ぶ	所有権に買収手続の及ぶ	所有権に買収手続の及ぶ
農地面積	土地の収容の地積	土地の収容の地積	土地の収容の地積	土地の収容の地積	土地の収容の地積
去許	農地利用施設土地	農地利用施設土地	農地利用施設土地	農地利用施設土地	農地利用施設土地
買収	買収の相手	買収の相手	買収の相手	買収の相手	買収の相手
渡	土地	土地	土地	土地	土地

項目	普通手続	農地買受の申出	農地買受の申出	農地買受の申出	農地買受の申出	農地買受の申出
借換	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続
借換	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続
借換	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続
借換	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続
借換	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続
借換	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続
借換	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続	借換手続

項目 市町村農地審査会 都道府県農地審査会 地方長官 農林大臣 通商裁判所

現狀維持の義務 買収計画の公表 現狀維持の例外

証書 農地証券発行請求(四三) 交付価格(四五) 大臣

報告徴集 報告徴集(四五) 報告徴集(四五)

管理 管理権の一部 同上(四六) 国有地物件の管理(四六) 同上(四七一)

市町村農地審査員 市の権限 都道府県農地審査員 市の権限

市町村農地審査員の権限 都道府県農地審査員の権限

都道府県農地審査員の権限 地方長官の権限

都道府県農地審査会 都道府県農地審査会 地方長官の権限

- 通商裁判所 八十七九の許
- 三六六の許
- 十四十五五、二十一
- 二十二VI 三十三IV
- 三十四、三十六III
- 三十七II 三十九II
- 四十一II

丙第一二四四號

昭和二十一年十一月八日

厚生大臣官房秘書課長



内務大臣官房人事課長 殿

地方機構擴充に伴ふ地方廳に民生部及び衛生部
設置方に關する件

五月十一日附聯合軍最高司令部の要求に基き、地方廳に於ける厚生並びに公衆衛生行政機構の整備を爲し厚生行政の滲透を圖るため、標記の件左記のとほり御取計ひ願ひたい

記

一、民生部及び衛生部設置府縣

(イ) 民生部

全國都道府縣（但し、東京都は現在のとほりとする。）

(ロ) 衛生部

北海道廳、宮城縣、東京都（衛生局）
神奈川縣、新潟縣、愛知縣、靜岡縣、京都府、大阪府、兵庫縣、
廣島縣、山口縣、福岡縣、長崎縣

二、事務分掌

(イ) 民生部

- 1 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導
- 2 勞政及職業ニ關スル事項
- 3 社會保險ニ關スル事項

(ロ) 衛生部

- 1 衛生部ニ於テハ保健衛生ニ關スル事務ヲ掌ル
- 2 衛生部ノ分課（別表参照）

三、職員ノ配置

(イ) 民生部（別表参照）

(四) 衛生部 (別表参照)

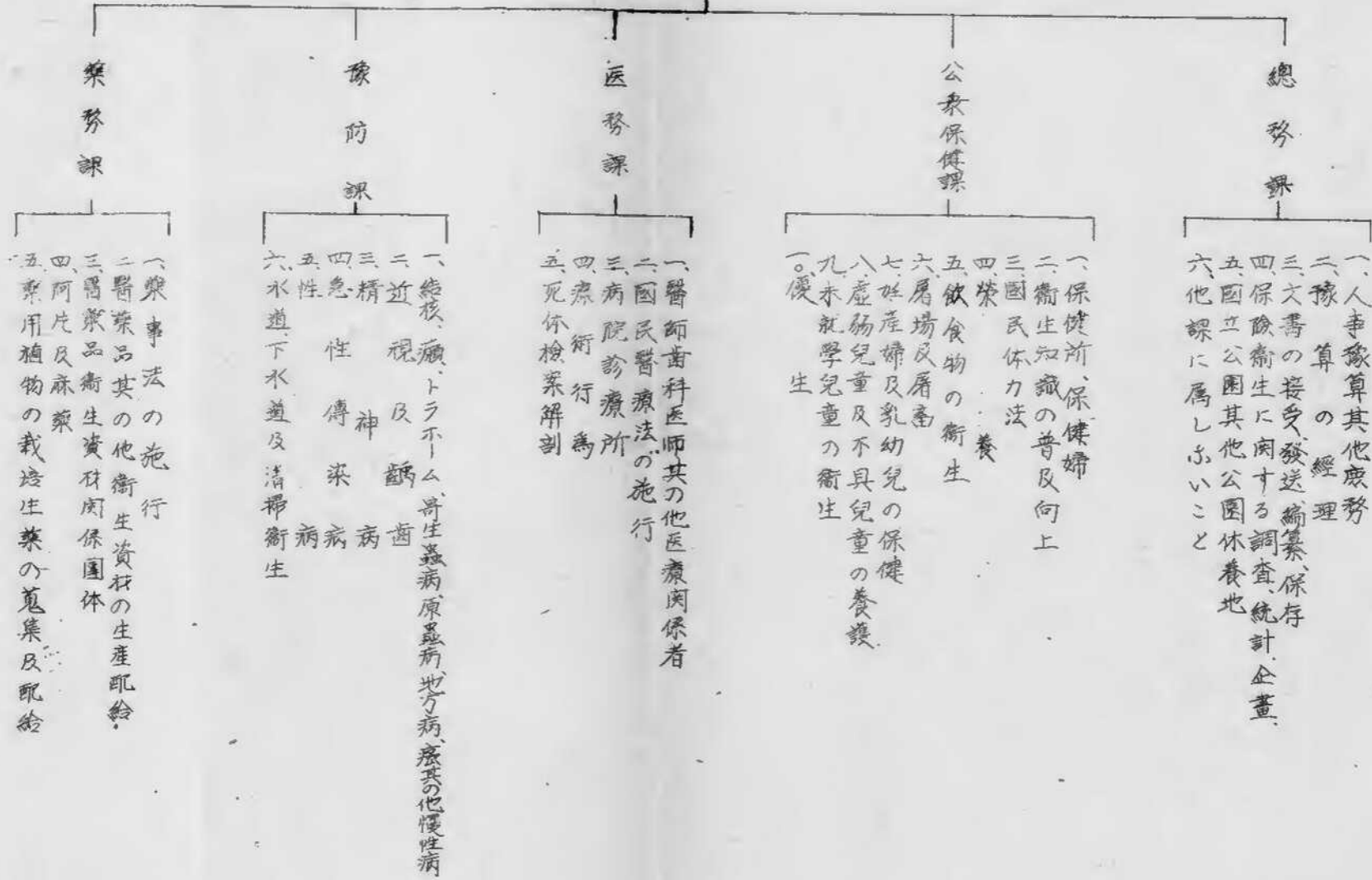
四 豫 算 書

(イ) 民生部 (別表参照)

(ロ) 衛生部 (別表参照)

五 マ 司 令 部 覺 書

衛生部



裏面白紙

地方廳機構擴充に伴ふ
民生部及び衛生部職員配置表

地方事務官(二級) 衛生部
地方事務官(二級) 衛生部
地方事務官(二級) 衛生部
地方事務官(二級) 衛生部
地方事務官(二級) 衛生部

考	備	計	津見	鹿島	宮分	大熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	鳥取	島根	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	長野	石川	富山	新潟	三重	愛知	静岡	岐阜	山梨	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道							
		四六																																																				
		一四																																																				
		一																																																				
		二八																																																				

昭和三年度第一級備支の要書 内務省

款	項	目	金額	備考
臨時部				
一般	勞働臨時諸費	俸給	五五、二七四	内譯別紙ノ通
		諸給	四四、八一〇	
		手当	八、六〇〇	
		費	一、八六〇	

事由

聯合會最高司令部の指令に基き、公衆衛生行政機構を整備し、衛生行政の浸透を図り、國民保健、向上を期す。此の經費を要す。

地方廳衛生行政機構擴充に要する經費内譯

款項金額	臨時部 一般費 地方廳臨時 諸事務費 五五、二七四	區分	算出	内譯		平年度	備考
				第一種 要 求 額 (四ヶ月分)	追加 算 入 額 (二ヶ月分)		
		俸給					
		事務官					
		技官					
		一級	三〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一六、二七八	一三五、五三〇	
		二級	四、六五〇	一四、〇〇〇	三五、〇〇〇	四二、〇〇〇	
		給與	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三五、〇〇〇	四二、〇〇〇	
		諸給	四、六五〇	三、〇〇〇	七、七七八	九三、三三〇	
		二級	三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、七八八	四、六五〇	
		一級	三、〇〇〇	三、〇〇〇	七、七八八	八、六八〇	
		諸給	二、九五六	七、三九〇	二、一五〇	二、五八〇	
		内國旅費	八、六〇〇	二、一五〇	二、一五〇	二、五八〇	
		事務費	八、六〇〇	二、一五〇	二、一五〇	二、五八〇	
		應費	一、八六四	四、六五〇	四、六五〇	五、五九〇	
		人件費	一、一四六	二、八六	二、八六	三、四四〇	
		人件費	一、一四六	二、八六	二、八六	三、四四〇	
		計	五五、二七四	一三、八九三	一六、六七二	一六六、七二〇	

雜費	七一八	一七九	二、一五〇
人件費	七一八	一七九	二、一五〇
計	四三	五〇	五五、二七四

昭和三年度第二級備支支費表書 内務省

款	項	目	金額	備考
臨時部				
一般	費	俸給	五五、二七四	内譯別紙より
		諸給	四四、八一〇	
		事務費	八六、〇〇〇	
			一八六、〇〇〇	

事由

聯合會最高司令の指示に基き公衆衛生行政機構の整備と急し衛生行政の浸透を図り國民保健の向上を期するに要するものとして經費を要する

地方廳衛生行政機構擴充に要する經費内譯

款項金額	臨時部 一般費 地方廳臨時 諸要務費 五九,二七四	區分	算出	内譯		平年度	備考
				第一條備金 (四ヶ月分)	追加額 (二ヶ月分)		
		事務官給	四四,八一〇	一一,二七八	一三五,三三〇		
		二級官	一四,〇〇〇	三,五〇〇	四二,〇〇〇		
		技官	三〇,八一〇	三,五〇〇	四二,〇〇〇		
		一級官	一,二五〇	三七八	九三,三三〇		
		二級給	二九,五六〇	三三八	四六,五〇〇		
		諸給共	八,〇〇〇	七,三九〇	八八,六八〇		
		内國旅費	八,〇〇〇	二,一五〇	二五,八〇〇		
		事務費	八,〇〇〇	二,一五〇	二五,八〇〇		
		廳費	一,八四四	四六五	五,五九〇		
		人件費	一,一四六	二八六	三,四四〇		
		人件費	一,一四六	二八六	三,四四〇		
		計	一,一四六	二八六	三,四四〇		

雜費	七一八	一七九	二,一五〇
人件費	七一八	一七九	二,一五〇
計	五九,二七四	一三,八九三	一六六,七二〇

利

昭和二十一年度第二豫備全支出要求書

内務省

二一、一〇、三五

款	項	目	金額	備考
臨時部	地方廳臨時諸要 務費			
一	救	俸給	七八〇〇〇	内訳別紙の通り
	費	給費	五、五、三〇	
		給	二、四、八八	
		費	一九九二	

事由

聯合軍最高司令部の指令に基き地方廳に於ける厚生行政機構の整備を爲し厚生行政の渗透を図り以て民生安定を図るの要ある爲此の經費を要する

地方廳民生行政機構擴充に要する經費内訳

款項	金額	區分		備考
		區分	金額	
一 一般費	七八〇〇〇	俸給	五二五〇	
		事務官	一三、八八〇	
		諸給與	一五四、五八〇	郡道府縣一人
		内國旅費	七三、九六八	
		雜費(慰勞金)	二七、六〇〇	
		事務費	四六、三六八	
		應費(人件費)	三、九八〇	
		雜費(人件費)	三、六八〇	
		雜費(人件費)	三、三〇〇	
合計	七八〇〇〇		二三四、五〇八	

區分
 俸給
 事務官
 諸給與
 内國旅費
 雜費(慰勞金)
 事務費
 應費(人件費)
 雜費(人件費)
 雜費(人件費)

五月十一日附覺書（絡連經由）

日本帝國政府の保健及厚生行政機構改正に關する件

一、一九四五年九月二十二日附覺書及一九四六年二月二十七日附覺書を以て指令せる通り日本帝國政府は保健及厚生に關する緊急事態に對處する爲左の行政機能遂行の目的を以て保健及厚生行政の機構を直に改正すべし

イ、衛生局、之れが責任事項は公共衛生（母性、小兒、及成人の衛生）衛生教育人口統計及栄養の各事項とす

ロ、醫療局、之が責任事項は一般事項（醫事救護計畫）、病院の行政、療養所の行政、醫務、業務（配給）製藥（細菌學的製劑を含む）、及藥品の規正化とす

ハ、豫防局、を新設すべし、之が責任事項は衛生工事、急性傳染病に關する事項とす

ニ、社會局、之が責任事項は公共援護、公共衛生に關する事項並に右の事項を遂行するに要する資材の入手及處理に關する事項とす

二、厚生省の其の他の機能及び現に主管せる事項中前記諸項に該當するもの以外は本覺書により何等影響せらるることなし但し將來に於て考慮せらるることあるべし

三、日本帝國政府は地方廳に衛生部及厚生部を設置すべし

右二局の機能は厚生省機構改正に關し本覺書第一項中に其の概要を指示せるが如き機能を含むべく公共衛生及厚生に關する事項を處理すべし

四、本覺書關係事項に關する機能は、能ふ限り地方廳其他地方官廳に於て管掌すべく政策に關する事項、技術的事項並に衛生及厚生活動の統合に關する事項は中央政府の管掌とすべし

五、本覺に基く機構改正は日本議會の手續きに依り變更せらるべし

最高指揮官代理

高級副官部高級將官副官

準將 B、N、フイツチ

五月十二日接受

寫送付先 厚生省、内閣、内務省、大藏省、商工省、文部省

WELFARE MINISTRY
IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT

MEMORANDUM FOR THE ALLIED POWERS

IG 313.31 (11 May 46)W
(SCAPIN 945)

170 500
11 May 1946

MEMORANDUM FOR: IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT
THROUGH : Central Liaison Office, Tokyo
SUBJECT : Reorganization of Governmental Public Health
and Welfare Activities.

1. In order to cope adequately with the emergency health and welfare situation, as directed by Memorandum numbered (SCAPIN 48) 22 September 1945, and (SCAPIN 775) 27 February 1946, the Imperial Japanese Government will immediately reorganize the administration of health and welfare activities to provide for the following administration of functions:

a. A Bureau of Health, the responsibility of which will be public health (maternity, child, and adult hygiene), health education, vital statistics activities and nutritional activities.

b. A Bureau of Medical Treatment, the responsibility of which will be general affairs (medical relief programs), administration of hospitals, administration of sanatoria, medical affairs, pharmaceutical affairs (distribution) drug production (including biologicals) and pharmaceutical standardization.

c. A Bureau of Preventive Medicine shall be established, the responsibility of which will be those concerned with sanitary engineering, communicable diseases and chronic infectious diseases.

d. A Bureau of Social Affairs, the responsibility of which will be those in connection with public assistance, public welfare and the procurement and disposition of materials necessary to implement such functions.

2. The administration of other continuing activities and functions of the Ministry of Health and Welfare is not affected by this Memorandum and may be a matter for future consideration.

3. The Imperial Japanese Government will cause to be established in prefectural governments a Bureau of Health and affected Bureau of Welfare, whose functions will include those outlined for the Ministry of Health and Welfare, as shown in paragraph 1 of this Memorandum, which will act as the operating agency for public health and welfare activities.

4. Functions of operation in connection with this Memorandum will be performed as far as possible at prefectural and local levels. Matters of policy, technical matters and overall coordination of health and welfare activities are functions of the national government.

5. The reorganization as a result of this Memorandum will be subject to modification by action of the Japanese Diet.

FOR THE IMPERIAL GOVERNMENT :

Rec'd: 12 May
Shukan: 22
Copy: 27

B. S. FINCH
Brigadier General, USA
Adjutant General

Rosei, Kaitaku,
Raiku, Ikura,
Shako, Nambu.

裏
面
あ
り

IMPERIAL JAPANESE GOVERNMENT
WELFARE MINISTRY

MINISTERIAL ORDER

ORDER CONCERNING THE HEALTH SERVICE

1944.11.11

1944.11.11

Ministerial Order No. 11111
Ministerial Order No. 11111
Ministerial Order No. 11111
Ministerial Order No. 11111

1. In order to cope adequately with the emergency health and welfare situation, as directed by Memorandum No. 48 (1944.10.28) and Memorandum No. 11111 (1944.11.11), the Imperial Japanese Government will take necessary measures for the administration of health and welfare activities to provide for the following administration of functions:
 - a. A group of health, the responsibility of which will be public health (sanitation, health, and child hygiene), health education, vital statistics activities and administrative activities.
 - b. A group of medical activities, the responsibility of which will be general affairs (medical welfare programs), administration of hospitals, administration of medical, medical education, pharmaceutical affairs (distribution, drug production, biological and pharmaceutical administration).
 - c. A group of preventive medicine shall be established, the responsibility of which will be those concerned with sanitary engineering, communicable diseases and chronic infectious diseases.
 - d. A group of social affairs, the responsibility of which will be those in connection with public health, public welfare and the environment and disposition of medical necessities in hospitals and health centers.
2. The administration of health and welfare activities and functions of the Ministry of Health and Welfare is not covered by the provisions and may be a matter for future consideration.
3. The Imperial Japanese Government will ensure to be established in each prefectural government a group of health and welfare affairs of health, whose functions will include those defined for the Ministry of Health and Welfare, as shown in paragraph 1 of this Memorandum, which will act as the operating agency for public health and welfare activities.
4. Functions of agencies in connection with this Memorandum will be performed as far as possible at prefectural and local levels. Matters of policy, technical nature and general supervision of health and welfare activities are functions of the national government.
5. The organization as a result of this Memorandum will be subject to modification by action of the Government.

Ministerial Order No. 11111
Ministerial Order No. 11111
Ministerial Order No. 11111

1944.11.11
1944.11.11
1944.11.11

勅令第 號

第一條 北海道廳官制の一部を次のやうに改正する。

第十條中「警察部」を「警務部」に改め、

第十二條第二項中第四號を削り、第五號を第四號とし、以下項を繰り上げる。

第十三條第三項の次に次の一項を加へる。

衛生部ニ於テハ保健衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

第二條 地方官官制の一部を次のやうに改正する。

第十二條中「警務部」を「警察部」に改め、

第十四條中「教育民生部」を「教育民生部」に改め、

第十九條及第十七條ヲ至第二十四條ノ事務ニ及ビ、

及土木部ヲ置ク府縣ノ内務部ニ於テハ第一號乃至第九號及第

二十四號ノ事務ニ及ビ、第一號乃至第十六號ニ及ビ、

第十九號ニ改め、第二十號乃至第二十六號を削り、

第十七條を第二十號とし、以下順次繰り上げる。

第十六條 教育民生部ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル但シ衛生部ヲ置ク府縣

ノ教育民生部ニ於テハ第一號乃至第六號ノ事務ヲ掌ル

一 教育 學藝ニ關スル事項

二 宗教ニ關スル事項

三 史蹟名勝天然記念物ニ關スル事項

四 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

五 勤勞ニ關スル事項

六 社會保險ニ關スル事項

第七 保健衛生ニ關スル事項

第十六條ノ二

土木部ニ於テハ第十四條第十號乃至第十六號ノ事

務ヲ掌ル 衛生部ニ於テハ保健衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

第十八條中「土木部

部」を「土木部又ハ衛生部ノ部長」に改め

る。

裏面白紙

二級事務官

人

二級夜官

人

三級事務官

人

三級夜官

人

嘱託員

人

雇員

人

六「五」の定員中部長は本省において任命、「二」の課長は本省にお
いて推薦する

新に増員する職員中「六」を除き二級事務官 人、二級夜官 人以内
は本省から適任者を推薦する際正であるから御言ひ有りた

合 議 局 及 受 主							省 及 受 付 月 日						
第 一	第 二	第 三	第 四	第 五	第 六	第 七	第 一	第 二	第 三	第 四	第 五	第 六	第 七
號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送	號 送
月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日

甲乙ノ別

案 起
 昭 和 五 年 上 月 十 日
 付 局 受
 月 第
 日 號
 局 送
 月
 日

大 臣
 次 官
 事務局長

各 地 方 長 官 宛 (除 東 京 部)
 年 通 牒 案
 月 日
 次 官

事務局長
 印

印

裏面あり

日 月
第 第 第
第 第 第
月 月 月
日 日 日

地方自治機構改正に関する件

解心國は地方官の要永に基とし、改訂に
あつた。併連及の存重行政機構を概して漸進的
す。もととて、全国に普及することを旨とし、農政
制度及改正を急ぐ。東止、地方に定むるべきの正
めに、今別紙に地方自治機構改正の要綱案に於て、
地方自治の行政機構を改正するべきことあり。曰く、内閣
府令等を別紙に示す。其の中心は、第一、地方自治
の中心を地方に置くこと、第二、地方自治の中心を
地方に置くこと、第三、地方自治の中心を地方に置く
こと、第四、地方自治の中心を地方に置くこと、第五、
地方自治の中心を地方に置くこと、第六、地方自治の
中心を地方に置くこと、第七、地方自治の中心を地方
に置くこと、第八、地方自治の中心を地方に置くこと、
第九、地方自治の中心を地方に置くこと、第十、地方
自治の中心を地方に置くこと、第十一、地方自治の
中心を地方に置くこと、第十二、地方自治の中心を
地方に置くこと、第十三、地方自治の中心を地方に
置くこと、第十四、地方自治の中心を地方に置くこと、
第十五、地方自治の中心を地方に置くこと、第十六、
地方自治の中心を地方に置くこと、第十七、地方自治
の中心を地方に置くこと、第十八、地方自治の中心を
地方に置くこと、第十九、地方自治の中心を地方に
置くこと、第二十、地方自治の中心を地方に置くこと、
第二十一、地方自治の中心を地方に置くこと、第二十二、
地方自治の中心を地方に置くこと、第二十三、地方自治
の中心を地方に置くこと、第二十四、地方自治の中心を
地方に置くこと、第二十五、地方自治の中心を地方に
置くこと、第二十六、地方自治の中心を地方に置くこと、
第二十七、地方自治の中心を地方に置くこと、第二十八、
地方自治の中心を地方に置くこと、第二十九、地方自治
の中心を地方に置くこと、第三十、地方自治の中心を
地方に置くこと、第三十一、地方自治の中心を地方に
置くこと、第三十二、地方自治の中心を地方に置くこと、
第三十三、地方自治の中心を地方に置くこと、第三十四、
地方自治の中心を地方に置くこと、第三十五、地方自治
の中心を地方に置くこと、第三十六、地方自治の中心を
地方に置くこと、第三十七、地方自治の中心を地方に
置くこと、第三十八、地方自治の中心を地方に置くこと、
第三十九、地方自治の中心を地方に置くこと、第四十、
地方自治の中心を地方に置くこと、第四十一、地方自治
の中心を地方に置くこと、第四十二、地方自治の中心を
地方に置くこと、第四十三、地方自治の中心を地方に
置くこと、第四十四、地方自治の中心を地方に置くこと、
第四十五、地方自治の中心を地方に置くこと、第四十六、
地方自治の中心を地方に置くこと、第四十七、地方自治
の中心を地方に置くこと、第四十八、地方自治の中心を
地方に置くこと、第四十九、地方自治の中心を地方に
置くこと、第五十、地方自治の中心を地方に置くこと、
第五十一、地方自治の中心を地方に置くこと、第五十二、
地方自治の中心を地方に置くこと、第五十三、地方自治
の中心を地方に置くこと、第五十四、地方自治の中心を
地方に置くこと、第五十五、地方自治の中心を地方に
置くこと、第五十六、地方自治の中心を地方に置くこと、
第五十七、地方自治の中心を地方に置くこと、第五十八、
地方自治の中心を地方に置くこと、第五十九、地方自治
の中心を地方に置くこと、第六十、地方自治の中心を
地方に置くこと、第六十一、地方自治の中心を地方に
置くこと、第六十二、地方自治の中心を地方に置くこと、
第六十三、地方自治の中心を地方に置くこと、第六十四、
地方自治の中心を地方に置くこと、第六十五、地方自治
の中心を地方に置くこと、第六十六、地方自治の中心を
地方に置くこと、第六十七、地方自治の中心を地方に
置くこと、第六十八、地方自治の中心を地方に置くこと、
第六十九、地方自治の中心を地方に置くこと、第七十、
地方自治の中心を地方に置くこと、第七十一、地方自治
の中心を地方に置くこと、第七十二、地方自治の中心を
地方に置くこと、第七十三、地方自治の中心を地方に
置くこと、第七十四、地方自治の中心を地方に置くこと、
第七十五、地方自治の中心を地方に置くこと、第七十六、
地方自治の中心を地方に置くこと、第七十七、地方自治
の中心を地方に置くこと、第七十八、地方自治の中心を
地方に置くこと、第七十九、地方自治の中心を地方に
置くこと、第八十、地方自治の中心を地方に置くこと、
第八十一、地方自治の中心を地方に置くこと、第八十二、
地方自治の中心を地方に置くこと、第八十三、地方自治
の中心を地方に置くこと、第八十四、地方自治の中心を
地方に置くこと、第八十五、地方自治の中心を地方に
置くこと、第八十六、地方自治の中心を地方に置くこと、
第八十七、地方自治の中心を地方に置くこと、第八十八、
地方自治の中心を地方に置くこと、第八十九、地方自治
の中心を地方に置くこと、第九十、地方自治の中心を
地方に置くこと、第九十一、地方自治の中心を地方に
置くこと、第九十二、地方自治の中心を地方に置くこと、
第九十三、地方自治の中心を地方に置くこと、第九十四、
地方自治の中心を地方に置くこと、第九十五、地方自治
の中心を地方に置くこと、第九十六、地方自治の中心を
地方に置くこと、第九十七、地方自治の中心を地方に
置くこと、第九十八、地方自治の中心を地方に置くこと、
第九十九、地方自治の中心を地方に置くこと、第一百、
地方自治の中心を地方に置くこと、

と即努力を揮けりしに即行する。左命により進捗す
る。

自之、改正制の案存心改正法の決り、統制制、関係官制の
抜萃を採りし、あるに、その相成り、又、関係官制
の時期、確定、以、其、度、報、を、通知、する、か、又、関係人事の
向、中、等、務、の、諸、般、の、事、準備、を、行、し、あ、り、し、く、之、の、ため
準備、する。

備予、採所、名、額

- 一、地方統核、備改、之、要、関係、案
- 二、直、事、務、官、制、の、一、部、を、改、正、する、事、の、動、令、案
- 三、地方統核、備改、之、後、に、お、ける、北、海、道、統、核、存、心、行、務、部、制、
関係、官、制、抜、萃
- 四、地方統核、備改、之、後、に、お、ける、地方統核、部、制、一、覽、表

内務省

年 月 日

課長

地方統核、備改、之、要、関係、案
直、事、務、官、制、の、一、部、を、改、正、する、事、の、動、令、案
地方統核、備改、之、後、に、お、ける、北、海、道、統、核、存、心、行、務、部、制、
関係、官、制、抜、萃
地方統核、部、制、一、覽、表

地方統核、備改、之、後、に、お、ける、事、件

厚、以、て、年、に、関、し、別、録、の、事、を、多、く、改、正、し、て、官、制、
関係、を、改、正、し、る、事、を、行、う、に、お、ける、事、件、を、
記、す。

年 月 日



地方廳機構等改正要綱案

二、二

所屬の推移に伴ひ地方廳機構の整備擴充を圖るため、次の要領により、地方廳の機構を改正するものとする。

一、^{教育}民生部關係

- 1. 聯合國最高司令官の要求に基りて、保連及び厚生行政機構を整備強化するに、現在教育民生部未設置の縣に教育民生部を設置するものとする。
- 2. 教育民生部が行政事務は次の通りとする。

イ、^{教育}の事務

ロ、宗教

ハ、^{教育}の功績を記念するもの

ニ、保健衛生

の保護指導

イの事務は、これを行政の事務とする。

イの事務は、これを行政の事務とする。

No 1

4. 教育民生部の分課分掌は概ね次の通りとする。

- イ、^{教育}の事務
- ロ、^{教育}の功績を記念するもの
- ハ、^{教育}の功績を記念するもの
- ニ、^{教育}の功績を記念するもの
- ホ、^{教育}の功績を記念するもの
- ヘ、^{教育}の功績を記念するもの
- ト、^{教育}の功績を記念するもの

三、教育部關係

5. 右に伴ひ差當り職員は教育民生部の増員のみとする。

6. 教育部を置くに當り、道府縣は現在教育民生部の設置としてある次の一連の道府縣とする。

地方廳機構算改正要綱案

二、二

所屬の推移に伴ひ地方廳機構の整備擴充を圖るにめ、次の要領により、地方廳の機構を改正するものとする。

一、^{教育}民生部關係

1. 聯合國最高司令官の要求に基りて、保健及び厚生行政を現行教育民生部未設置のものとする。の通りとする。

2. 社會事業その他國民生活の保護指導并

3. 勤勞

ト五、社會保險

3. 長崎縣には衛生部が置かざるが故に教育民生部では前項の事務は、これを行はざること。

101

4. 教育民生部の分課分掌は概ね次の通りとする。

イ、學務課 學務教育。

ロ、社會教育課 社會教育。

ハ、衛生課 保健衛生。

ニ、厚生課 社會事業、生活保護。

ホ、勞政課 勞働組合、勞働關係調整。

ヘ、勤勞課 職業紹介、勞務の需給調整、失業

對策。

ト 保險課 社會保險。

5. 右に伴ひ差當り職員は教育民生部の増員のみとする。

二、教育關係

1. 教育部を置かず、道府縣は現在教育民生部の設置としてある次の二道や山形縣とする。

北海道廳、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣、新潟縣、埼玉縣、千葉縣、愛知縣、靜岡縣、長野縣、宮城縣、岡山縣、山口縣、福岡縣

2. 衛生部の分課分掌は概ね次の通りとする事。

- イ 學務課 初等教育、中等教育。
- ロ 社會教育課 社會教育、青年教育。
- ハ (體育課 體育、運動。)

3. 以上のために差當り職員を増員はすべし。

衛生部關係

1. 聯合國最高司令官の要求に基いて公衆衛生行政機構を整備するもの、重要道府縣に衛生部を設置すること。
2. 衛生部は次の道府縣に、これを置くものとする事。
 - 北海道廳、京都府、大阪府、神奈川縣、兵庫縣
 - 新潟縣、愛知縣、靜岡縣、宮城縣
 - 山口縣、福岡縣

102

衛生部は保健衛生に關する事務を掌するものとし

衛生部の部長は地方技官を以て、これに充てること。

衛生部の分課分掌は概ね次の通りとする事。

1. 總務課 人事、豫算、文書、國立公印。
 - ロ 公衆保健課 保健。
 - ハ 醫務課 醫療。
 - ニ 豫防課 豫防。
 - ホ 藥務課 醫藥品、衛生資材、阿片、麻藥。
- 右に伴ひ職員として衛生部長たる地方技官各一人と二級事務官各一人、二級技官各二人(宮城は三人)程度の増員があること。

民生部關係

厚生行政機構を特に強化する必要がある府縣について

は教育民生部に代へて教育部及び民生部を併置すること。
教育部に關しては六に記載しを通りとする事。
二、民生部を置く府縣は現在教育民生部の設置してある
一道十^五縣とする事。

三、民生部の介課分掌は概ね一の四の二乃至トとする事。
四、おに伴ひ差當り職員は民生部長の増員のみにする事。
五、土木部關係

一、土木事業の増加、土木事務の緊要性に鑑みて、現
在土木部の設置すべき縣に土木部を設置するものとする
こと。

二、土木部の介課分掌は概ね次の通りとする事。
一、經理課 人事、豫算、國有財産。
二、道路課 道路、橋梁、軌道。
三、河川課 河川、水利、水道、公有水面埋立。
四、砂防課 砂防。

ホ、建築課 市街地建築物法、家賃、地代、營
繕。

(一) 特別建設課 進駐軍の宿舍、兵舎。
ト 計畫課 都市計畫、地方計畫、戦災復興。
三、右に伴ひ相當数の職員が増員を小見込なること。
六、農地部關係

一、農地調整法の改正、自作農創設特別措置法の施行
に伴つて、各道府縣に臨時に農地部を設置すること。
二、府縣農地部で行ふ事務は次の通りとする事。
イ、農地關係の調整(従前の小作關係その他農地の利用關係
の爭議の調停に關する事務も吸收)

ロ、自作農創設特別措置
ハ、開拓
ニ、耕地の災害復舊
三、北海道農地部で行ふ事務は次の通りとする事。

イ. 農地関係の調整

ロ. 既墾地に於ける自作農創設特別措置

4. 北海道廳開拓部では農地部との事務の調整並の事務を併せ取扱ふものとする事。

5. 此の際に必要なる作官に充てられるべく措置すること。

6. 農地部の介課介掌等は概ね次の通りとする事。

イ. 北海道廳

第一課 農地関係の調整、農地委員會。

第二課 既墾地に於ける自作農創設特別措置。

ロ. 府縣

農地課 農地関係の調整、既墾地に於ける自作農創設特別措置、農地委員會。

開拓計畫課 開拓、開拓委員會、未墾地に於ける自作農創設特別措置。

開拓事業課 開墾、干拓、土地改良、耕地の改良復舊。

右に伴ひの事に内務、農林兩次官名で通牒されたり所要の職員が増員があること。

8. 農地部の機構については都廳府縣等臨時職員等設置制に規定されること。

その他の部關係

内務部及び經濟部については以上の措置に依り所掌事務の縮少が行はれること。

東京都については機構の改正は行なはれること。

朕は、東京都官制の一部を改正する等の勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内務大臣

勅令第 號

第一條 東京都官制の一部を次のやうに改正する。

第一條ノ二中「専任二百九十八人以内」を「専任三百人以内」に、「専任四百九十五人以内」を「専任四百九十六人以内」に、「専任四千五十二人以内」を「専任四千六十一人以内」に改める。

第二條 警視廳官制の一部を次のやうに改正する。

第十九條第二項及び第二十一條第二項中「衛生及召集」を「

内務省

及衛生」に改める。

第二十四條中「衛生及召集」を「及衛生」に改め、「(區市ノ區域ニ於ケル召集ニ關スル事務ヲ除ク)」を削る。

第二十五條 削除

第三條 北海道廳官制の一部を次のやうに改正する。

第一條ノ二中「専任三十二人以内」を「専任四十八人以内」に、「専任百二十四人以内」を「専任百三十四人以内」に、「専任八百五人以内」を「専任八百五十九人以内」に改める。

第十條中「七部」を「九部」に、「教育民生部」を「「教育部
民生部」

に改める。

第十二條第二項を次のやうに改める。

教育部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 教育學藝ニ關スル事項

二 宗教ニ關スル事項

三 史蹟名勝天然紀念物ニ關スル事項

衛生部ニ於テハ保健衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

民生部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 社會事業其ノ他國民生活ノ保護指導ニ關スル事項

二 勤勞ニ關スル事項

三 社會保険ニ關スル事項

第十二條ノ二中「教育民生部」を「民生部」に改める。

第十三條第二項中「土木部」を「衛生部、土木部」に改める。

第二十四條ノ二第一項中「地方事務官」の下に「又ハ地方技官

」を加へる。

第十四條 地方官官制の一部を次のやうに改正する。

第二條中「專任千四百十三人以内」を「專任千三百五十人以内

」に、「專任四千五百七十三人以内」を「專任四千七百九十六人

内務省

以内」に、「專任二萬八千七十九人以内」を「專任二萬九千三百

十二人以内」に改める。

第三條中「知事及」を削る。

第十二條第一項中「三部」を「四部」に、「内務部」を「内務

部」に、同條第二項中「教育民生部」を「教育民生部ニ代へ

教育部及民生部ヲ置キ又ハ別ニ衛生部」に改める。

第十四條本文但書を次のやうに改める。

但シ土木部ヲ置ク府縣ノ内務部ニ於テハ第一號乃至第九號及第

十七號ノ事務ヲ掌ル

同條第十號乃至第十六號を削り、第十七號を第十號とし、以下

順次七號宛繰上げる。

第十四條ノ二を第十四條ノ三とする。

第十四條ノ二 教育民生部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル但シ衛生部ヲ

置ク府縣ノ教育民生部ニ於テハ第一號乃至第三號及第五號乃至

第七號ノ事務ヲ掌ル

一 教育學藝ニ關スル事項

二 宗教ニ關スル事項

三 史蹟名勝天然紀念物ニ關スル事項

四 保健衛生ニ關スル事項

五 社會學業具ノ他種民生活ノ保護指導ニ關スル事項

六 勸勞ニ關スル事項

七 社會保險ニ關スル事項

第十六條 教育部ニ於テハ第十四條ノ二第一號乃至第三號ノ事務ヲ掌ル

民生部ニ於テハ第十四條ノ二第四號乃至第七號ノ事務ヲ掌ル但

シ衛生部ヲ置ク府縣ノ民生部ニ於テハ第十四條ノ二第五號乃至

第七號ノ事務ヲ掌ル

衛生部ニ於テハ保健衛生ニ關スル事務ヲ掌ル

内務省

土木部ニ於テハ第十四條第十號乃至第十六號ノ事務ヲ掌ル

第十七條中「第十四條ノ二」を「第十四條ノ三」に改める。

第十八條第二項中「土木部」を「衛生部又ハ土木部」に改める。

第二十四條第一項中「地方事務官」の下に「又ハ地方技官」を加へる。

第二十五條第二項及び第二十六條第二項中「衛生及召集」を「及衛生」に改める。

第三十六條第二項中「衛生及召集」を「及衛生」に改め、「(市ニ於ケル召集ニ關スル事務ヲ除ク)」を削る。

第三十七條 削除

第五條 都府縣等臨時職員等設置制の一部を次のやうに改正する。

第一條中「專任四十四人」を「專任五十三人」に、「專任十四

人 二級」を「專任十九人 二級内一人ヲ一得級」に、「專任六

百一人」を「專任六百二十八」に改める。

第一條ノ三中「專任四十四人」を「專任五十六人」に、「專任百四十人」を「專任百四十五人」に、「專任二千百九十人」を「專任二千二百十八人」に改める。

第一條ノ四第一項中「專任七百十四人」を「專任千七十五人」に、「專任二百三十六人」を「專任三百九十三人」に、「專任五千八百四十七人」を「專任六千七百三十二人」に改める。

第一條ノ七中「地方事務官」の下に「又ハ地方技官」を加へる。

第五條第四項を削る。

第六條 臨時北海道廳ニ農地部ヲ置ク
左ノ事務ハ北海道廳官制第十二條第五項ノ規定ニ拘ラス農地部ニ於テ之ヲ掌ル

一 農地關係ノ調査ニ關スル事項
二 既墾地ニ於ケル自作農制設特別措置ニ關スル事項

第七條 北海道廳開拓部ニ於テハ北海道廳官制第十二條第六項ノ事務ノ外臨時ニ未墾地ニ於ケル自作農制設特別措置ニ關スル事務ヲ掌ル

第八條 臨時府縣ニ農地部ヲ置ク
左ノ事務ハ地方官官制第十四條ノ三ノ規定ニ拘ラス農地部ニ於テ之ヲ掌ル

一 農地關係ノ調査ニ關スル事項
二 自作農制設特別措置ニ關スル事項

三 開拓ニ關スル事項
四 耕地ノ改善復舊ニ關スル事項

第九條 農地部ノ部長ハ北海道廳官制第十三條第一項及地方官官制第十八條第一項ノ規定ニ拘ラス二級ノ地方技官ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ得

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

内務省

理由

聯合軍政最高司令官の要求に基いて、地方廳における保健及び厚生に關する行政機構を整備強化するため、北海道廳に衛生部及び民生部を、又現在須臾府縣にのみ教育民生部が置かれてあるのを全府縣に、これを置くことに改め、本府縣行政の重要性にも鑑みて、北海道廳に教育部を新設し、特殊の府縣については、教育民生部の代りに教育部及び民生部を併置するとともに、東に機會により、重要府縣には衛生部を置く必要があるものと、長短關係の調整、自作農制度特別措置等農地制度改革に關する事務を專管させるために、臨時に北海道廳及び各府縣に農地部を設け、又これらのため所要の職員を増員する等の必要があるからである。

即の新設に付して

内務省

地方廳機構改正後に於ける
 北海道廳及び府縣部判閣係官制抜草
 北海道廳官制(抄)
 昭二二二

第十條 北海道廳長官官房及左九部を置く

- 内務部
- 教育部
- 衛生部
- 民生部
- 經濟部
- 開拓部
- 土木部
- 林政部
- 警察部

第十條 内務部ニ於ける事務ヲ掌する

- 一 官吏ノ進退及身分ニ関スル事項
 - 二 褒賞ニ関スル事項
 - 三 統計ニ関スル事項
 - 四 會計ニ関スル事項
 - 五 文牘ニ関スル事項
 - 六 議員選舉ニ関スル事項
 - 七 北海道會北海道參事會及北海道地方議員ニ関スル事項
 - 八 市町村其他公共團體ノ行政ノ一般監督ニ関スル事項
 - 九 國民貯蓄ノ獎勵ニ関スル事項
 - 十 戰後対策ノ統括ニ関スル事項
 - 十一 他ノ主管ニ屬セザル事項
- 教育部ニ於ける事務ヲ掌する
- 一 教育ノ標準ニ関スル事項

部

- 二 宗教ニ関スル事項
- 三 史蹟名勝天然紀念物ニ関スル事項
- 衛生部ニ於テハ保健衛生ニ関スル事務ヲ掌ル
- 民政部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 社會事業其他國民生活保護指導ニ関スル事項
 - 二 勤勞ニ関スル事項
 - 三 社會保險ニ関スル事項
- 經濟部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 農工商水産ニ関スル事項
 - 二 物價ニ関スル事項
 - 三 小作關係其他農地利用關係ノ爭議ノ調停ニ関スル事項
 - 四 度量衡ニ関スル事項
- 開拓部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 拓殖ニ関スル事項
 - 二 國有未開地ノ管理及處分ニ関スル事項

- 土木部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 土木ニ関スル事項
 - 二 都市計畫ニ関スル事項
 - 三 住宅ニ関スル事項
 - 四 建築ニ関スル事項
 - 五 水陸運輸ニ関スル事項
 - 六 水面埋立ニ関スル事項
 - 七 土地收用ニ関スル事項
- 林政部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 警察ニ関スル事項
 - 二 電力調整法令施行ニ関スル事項
 - 三 自動車交通事業法施行ニ関スル事項
 - 四 陸運ニ関スル企業許可令施行ニ関スル事項(小運送業者ノ營業陸上小運送業者ニ關シテハ除外)

地方官官制(抄)

略

第十一條 各府縣之知事官房及左四部ヲ置ク

内務部

教育民生部

經濟部

警察部

内務大臣ハ須要ニ依リ府縣ニ指定シテ教育民生部ニ代ヘ教育部及民生部ヲ置キ
又ハ別ニ衛生部又土木部ヲ置クコトヲ得

第十三條 知事官房ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 官印府縣印ノ管守ニ関スル事項

二 文書印信復及記録編纂ニ関スル事項

第十四條 内務部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル但シ土木部ヲ置ク府縣ノ内務部ニ於テハ

第一號乃至第九號及第十七號ノ事務ヲ掌ル

一 官吏ノ進退及身命ニ関スル事項

二 褒賞ニ関スル事項

三 統計ニ関スル事項

四 會計ニ関スル事項

五 議員選舉ニ関スル事項

六 府縣會府縣參事會其他府縣ノ行政ニ関スル事項

七 市町村其他ノ公共團體ノ行政ニ関スル事項

八 國民貯蓄ノ獎勵ニ関スル事項

九 戰後對策ノ總括ニ関スル事項

十 土木ニ関スル事項

十一 都市計畫ニ関スル事項

十二 住宅ニ関スル事項

十三 建築ニ関スル事項

十四 土地收用ニ関スル事項

十五 水陸運輸ニ関スル事項

十六、水面埋立ニ関スル事項

十七、池ノ主管ニ屬セザル事項

第十四條ノ二、教育民生部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル但シ衛生部ヲ置ク府縣ノ教育民生部ニ於テハ第一號乃至第三號及第五號乃至第七號ノ事務ヲ掌ル

一、教育學藝ニ関スル事項

二、宗教ニ関スル事項

三、史蹟名勝天然紀念物ニ関スル事項

四、保健衛生ニ関スル事項

五、社會事業其他國民生活ノ保護指導ニ関スル事項

六、勤勞ニ関スル事項

七、社會保險ニ関スル事項

第十四條ノ三、經濟部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、農工商森林水産ニ関スル事項

二、物價ニ関スル事項

三、小販關係其他農産ノ利用關係ノ爭議調停ニ関スル事項

四、度量衡ニ関スル事項

第十三條、警察部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、警察ニ関スル事項

二、電力調整令施行ニ関スル事項

三、自動車交通及手車施行ニ関スル事項

四、陸運ニ於ケル企業許可及施行ニ関スル事項(小運送業者ノ營業陸上小運搬業ニ関スルモノヲ除ク)

第十六條、教育部ニ於テハ第十四條ノ二(第一號乃至第三號ノ事務ヲ掌ル)

民生部ニ於テハ第十四條ノ二(第四號乃至第七號ノ事務ヲ掌ル但シ衛生部ヲ置

ク府縣ノ民生部ニ於テハ第十四條ノ二(第五號乃至第七號ノ事務ヲ掌ル)

衛生部ニ於テハ保健衛生ニ関スル事務ヲ掌ル

土木部ニ於テハ第十四條ノ二(第十號乃至第十六號ノ事務ヲ掌ル)

略

都廳府縣等臨時職員等設置制(抄)

略

第六條 臨時北海道廳ニ農地部ヲ置ク

左ノ事務ハ北海道廳官制第十二條第五項ノ規定ニ拘ラズ農地部ニ於テ之ヲ掌ル

一 農地關係ノ調整ニ関スル事項

二 既墾地ニ於ケル自作農創設特別措置ニ関スル事項

第七條 北海道廳開拓部ニ於テハ北海道廳官制第十二條第六項ノ事務ノ

外臨時ニ未墾地ニ於ケル自作農創設特別措置ニ関スル事務ヲ掌ル

第八條 臨時府縣ニ農地部ヲ置ク

左ノ事務ハ地方官官制第十四條ノ三ノ規定ニ拘ラズ農地部ニ於テ之ヲ

掌ル

一 農地關係ノ調整ニ関スル事項

二 自作農創設特別措置ニ関スル事項

三 開拓ニ関スル事項

四 耕地ノ災害復舊ニ関スル事項

略

地方廳機構改正後に示した地方廳部名一覽表

青森	岩手	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	愛知	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄					

甲 至急

昭和二十一年十月二十四日

大臣

次官

人事課長
文書課長
會計課長



26/10 27347

内務部内臨時職員設置制の一部を改正する
必要があるから別紙勅令案を提出する。
右閣議を請ふ。

年

月

日

大

臣

五

閣總理大臣宛

内務省

内務

朕は、内務部内臨時職員設置制の一部を改定する
勅令を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

清 皇

年十一月十九日

内閣總理大臣
内務大臣

勅令第五五〇號 十一月二十日

内務部内臨時職員設置制の一部を次のやうに改
定する。

一 「専任百七十人」を「専任二百四十人」に、「専任
七百六十二人」を「専任千六十五人」に改める。

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。
内務省

1234567

理由

昭和二十一年度公共事業の中、内務省に於いて
 行ふ水事業、災害土木事業及び道路特別整備
 事業並に中小河川改良事業助成事務に従事させ
 る職員として、二級の内務技官七十人及び三級の内務
 事務官又は内務技官三百三人を増員する必要が
 あるからである。

内務省

事務官又は内務技官三百三人を増員する必要が
 あるからである。

内務部内臨時職員設置制

大正九年九月十日
勅令第三百六十九號

所管行政事務ニ從事セシムル爲内務省ニ左ノ職員ヲ置ク

内務事務官

專任 五十八人

二級 内スコトヲ一級ト

内務技官

專任 一人

一級

專任 百六十七人

二級 内スコトヲ一級ト

内務事務官又ハ内務技官

專任 七百五十二人

三級

防空總本部

昭和二十一年度経済安定費支出要求書

内務省

款	項	目	金額	算出内訳
一 臨時部 般費	治水事業費	河川工事費	五七五、四四九、九六五	内訳別紙の上より
		砂防工事費	六六、一一八、〇〇〇	
		保持費	五九、六一七、〇〇〇	
		機械器具整備費	六、五四四、〇〇〇	
		事業費	三、四七〇、〇〇〇	
		河川工事費	五、八一七、七六〇	
		築港工事費	五、五八八、九〇〇	
		築港工事費	六、九五四、〇〇〇	
		築港工事費	三、三七四、〇〇〇	
		築港工事費	二、〇七七、〇〇〇	
		築港工事費	四、四一九、四九〇	

項	目	金額	算出内訳
級官本事業費 諸新官及修繕費 北海道庁補助 開港費補助 森林費補助 土地改良費補助 地方費河川改修費補助 中小河川改修費補助 砂防事業費補助 道路改良費補助 河川統制事業費補助	工事費	二〇、八四五、二〇〇	算出内訳
	各新新官	一、一五〇、九三〇	
	開港費補助	九、〇六六、五七五	
	森林費補助	八、五四〇、〇〇〇	
	土地改良費補助	三、五七九、〇七五	
	地方費河川改修費補助	七、七七七、〇〇〇	
	中小河川改修費補助	一〇、六六五、〇〇〇	
	砂防事業費補助	八、五四二、九七〇	
	道路改良費補助	一、七、二八〇、〇〇〇	
	砂防事業費補助	四、八三〇、七〇〇	
	河川統制事業費補助	一、〇、〇七七、〇〇〇	

公使事務費トシテ天災救済等、爲此、經費支出ヲ要ス。	事由		
	出產都市再建整備 事業費補助 地下鉄整備事業費 補助	二四、九八、九五〇 九、七、二、四三五	

昭和二十一年度經濟安定費支出要額内詳

内務省

區	分總額	三ヶ月所要額 (今年度末)	前年度内 所要額	備考
臨時部				
一 般 費	九五八四一四、三三六	五七五、四四九、九六五	三八六、九六四、三七一	
治水事業費	一四四、三八一、七七九	六六、二一八、〇〇〇	七八、二六六、一七九	
河川工事費	一二四、五五三、二七九	五九、八七〇、〇〇〇	八四、九一五、一七九	
砂防工事費	四、八一〇、〇〇〇	二、五四四、〇〇〇	二、二七七、〇〇〇	
保持費	一九、七八〇、〇〇〇	二、四七〇、〇〇〇	二、三一〇、〇〇〇	
機械器具整備費	一四、五五〇、〇〇〇	三、七一〇、〇〇〇	一〇、八四〇、〇〇〇	
北海道拓殖産業費	三八三、四三六、七七四	二五八、二七三、六〇〇	一一五、一五八、一五四	
事業費	八三、二九五、五二四	五二、五八九、九〇〇	三〇、七〇五、七二四	
北海道拓殖土木費	四、七七五、九〇七	六、九五四、〇〇〇	一、八三一、九〇七	
治水工事費	四、八九九、七五〇	三、三七四、〇〇〇	六、五二五、七五〇	
築港工事費				

區	分總額	三ヶ月所要額 (今年度末)	前年度内 所要額	備考
土木費(土木事業費)	三、四四一、四三七	二、〇六七、〇〇〇	三、七四四、三七七	
道路工事費	七、一七八、五三〇	四、四一九、四九〇	二、六九八、三六三	
災害土木事業費	二、七七八、五〇〇	二、〇八五、二〇〇	一、九三一、三〇〇	
工事費	二、二〇二、五〇〇	一、八八一、〇〇〇	一、九二二、五〇〇	
高津川外河川改良費	五、四二一、〇〇〇	五、四二一、〇〇〇	〇	
北海道災害復旧費	一〇、一〇〇、〇〇〇	四、一八〇、〇〇〇	五、九九二、〇〇〇	
直轄河川災害復旧費	一、五〇〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	〇	
昭島海岸堤防築造費	一、八九八、〇〇〇	七、五九二、〇〇〇	一、一三八、八〇〇	
東支甲河川改良費	一、六三五、〇〇〇	七、七五六、〇〇〇	三、八七九、〇〇〇	
以下河川整備防築造費				
諸新築及修繕費				
各 新 築	一、七四四、四九〇	一、一三〇、九三〇	六、一四、五七〇	土木出款所最近使用費
北海道拓殖補助	一、五二四、八九五、二九	九一〇、六二五、七五	六、〇四二、六九四	

閑登費補助	一〇、八〇〇、〇〇〇	八、六四〇、〇〇〇	二、一六〇、〇〇〇
森林費補助	五、五七九、〇七五	三、七五〇、〇七五	〇
土地改良費補助	一、三六〇、四二九、四四四	七、七七七、七〇〇	五、八二六、九四四
地方自治費補助	一〇、六六五、〇〇〇	八、〇六六、五〇〇	〇
地方土木事業費補助	一、〇〇〇、二九九、一〇〇	八、五四九、七〇〇	七、四八二、九〇〇
中小河川改良費補助	五、四七四、〇〇〇	一、六二八、〇〇〇	一、八四六、〇〇〇
災害防衛施設費補助	一〇、〇〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	五、一八九、三〇〇
砂防事業費補助	二、八八四、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、六、五七二、〇〇〇
道路改良費補助	五、〇〇〇、〇〇〇	一、五五六、一三五	一、二四二、四八七、五
河川新築費補助	一、七五〇、〇〇〇	八、五〇〇、〇〇〇	八、七五〇、〇〇〇
河川新築費補助	二、九七九、七五〇	一、四九、九五〇	一、四九、九五〇
河川新築費補助	一、六、九七九、一〇〇	九、六一、二四三、五	一、二、六六七、三五

項目	計	早償債二計	規	總計	公共事業費	備	考
機械器具整備費	8,848.51			8,848.51			
砂防課	4,000.00			4,000.00			
直轄砂防二課二課スル経費	7,550.00			7,550.00			
治水事業費							
砂防工事費	1,200.00			1,200.00			
砂防工事費補助二課スル経費	2,500.00			2,500.00			
地方土木事業費補助							
砂防事業費補助	1,300.00			1,300.00			
計	13,648.51			13,648.51			
道路課							
直轄国道改良二課スル経費	1,100.00			1,100.00			
道路事業費							
道路工事費	2,200.00			2,200.00			
計	3,300.00			3,300.00			

項目	計	早償債二計	規	總計	公共事業費	備	考
道路改良費補助二課スル経費	2,200.00			2,200.00			
地方土木事業費補助	2,200.00			2,200.00			
道路特別整備費補助	2,200.00			2,200.00			
道路改良費補助	2,200.00			2,200.00			
直轄国道改良費補助二課スル経費	2,200.00			2,200.00			
地方土木事業費							
工事費	2,200.00			2,200.00			
計	11,000.00			11,000.00			
計査課							
地下土木施設整備事業費補助二課スル経費	7,700.00			7,700.00			
地方土木事業費補助	7,700.00			7,700.00			
地下土木施設整備事業費補助	7,700.00			7,700.00			
生産都市再建整備事業費補助二課スル経費	7,700.00			7,700.00			
計	15,400.00			15,400.00			

昭和二十一年度著手豫備金支出要求書

内務省

款	項	目	金額	備考
臨時部	新入職員改定費	俸給	六六七、〇〇〇	内訳別紙の通り
		諸給與	五八〇、〇〇〇	
一般費	臨時諸要務費	俸給	一五七、三八〇	
		諸給與	二四七、二五六〇	
	臨時諸要務費	事務費	三、一八九、六〇〇	
		俸給	八、〇〇〇	
	臨時諸要務費	事務費	一、〇八〇	
		諸給與	七六、二八二	
	臨時諸要務費	事務費	四、七三八	
		俸給	七六九、〇〇〇	
	臨時諸要務費	事務費	三五、七六〇	
		俸給	七六九、〇〇〇	

事由
公文事業費に伴ふ俸給及事務費の増減

款	項	目	金額	備考
		諸給與	一九〇、一一八	
		事務費	五四三、一一〇	

公共事務費に伴ふ事務費案上豫備金支出要額内譯

區分人員一人年額金額要額備考

臨時部	人員	一人年額	金額	要額	備考
一般費	115	1,080	7,414,719	5,820,000	單價修正分 三、七、九、〇、〇、〇、月 新規河川 六、四、八、〇、〇、〇、月 土地造成事業費 四、五、三、〇、〇、〇、月 内訳別紙通り
事務給	43	1,080	2,142,720	1,573,380	
技官	172	1,080	268,800	134,160	
技官	43	3,000	129,000	64,500	
級	129	1,080	139,320	69,660	
級	129	1,080	381,012	247,752	
級	129	1,080	2,014,200	1,573,380	
級	129	1,080	1,015,080	507,540	
級	129	1,080	686,400	343,200	
級	129	1,080	686,400	343,200	

區分人員一人年額金額要額備考

賞賜金	人員	一人年額	金額	要額	備考
賞賜金	1636	600	3,286,800	1,643,400	
職員給	248	600	712,800	356,400	
職員給	248	600	1,488,800	744,400	
職員給	788	720	567,360	283,680	
職員給	788	720	646,880	323,440	
職員給	98	240	23,520	11,760	
職員給	98	240	41,160	20,580	
職員給	98	240	3,189,829	3,189,829	
職員給	98	240	558,500	558,500	
職員給	98	240	2,063,300	2,063,300	
職員給	98	240	1,973,500	1,973,500	
職員給	98	240	2,136,000	2,136,000	
職員給	98	240	1,140,000	1,140,000	
職員給	98	240	2,112,600	2,112,600	

公共事業費に伴ふ事務費第十種備金支出要綱(内詳)

経済安定費

區	分人員一人年額	金額	備考
臨時諸要務費	二	八四二六二	八二〇〇〇
一般費	一	二一六〇	一〇八〇
俸給	二	一〇八〇	五四〇
事務官	一	一〇八〇	五四〇
技官	一	一〇八〇	五四〇
諸給與		七五〇〇〇	七六一八二
内國旅費		七五〇〇〇	七五〇〇〇
給與		一〇四〇	五二二
慰勞金		一三二〇	六六〇
雇員給	二	六〇〇	三〇〇
事務雇	一	七二〇	三六〇
技術雇	一		

備考

區	分人員一人年額	金額	備考
事務費		四七三八	四七三八
應費		一五〇〇	一五〇〇
雜費		三二三八	三二三八

中小河川改良費補助事務費 一五〇〇〇月
 砂防工事費補助事務費 二六〇〇〇月
 整備費補助事務費 二一〇〇〇月
 上下工先設整備費補助事務費 二〇〇〇〇月

公共事業費に伴ふ事務費等
経済安定費

臨時部
分人員一人年額金
備考

一般費	事務給	事務官	技官	二級	三級	諸給與	内國旅費	給與	馬託手給
八〇	八	四二	八	三六	八	八	八	八	八
一〇八〇	一〇八〇	三〇〇〇	一〇八〇	一〇八〇	一〇八〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
九六三七七	七九五〇	八六四〇	六三八八〇	二四〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
七九〇〇〇	七九五〇	四三三〇	二一四四〇	一三〇〇〇	一三〇〇〇	一九四四〇	一九四四〇	一九四四〇	一九四四〇
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

分人員一人年額金
要領
備考

慰勞金	雇員給	事務給	技術給	備人料	給仕	小使	事務費	廳費	各所新嘗	各所修繕	被服費	調査費	雑費
九二	一六	七六	七六	七六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
四二七三二	六四三二〇	九六〇〇	五四七二〇	六六〇〇	二四〇〇	四二〇〇	五四三三五	五六二〇〇	二六三〇〇	二六三〇〇	一七〇	三〇〇〇〇	四一八〇三五
二一三六六	二二一六〇	四八〇〇	二七三六〇	三三三〇〇	一、二〇〇	三、一〇〇	五四三、一一四	五六二〇〇	二六三〇〇	二六三〇〇	一七〇	三〇〇〇〇	四二七、八四四
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

治水事業費「單價値上り分」

區	分	人員	一人年額金	額	備考
臨濟部	一般費			四、三〇、九四三	
	請給費			二、三〇、三三八	
	内國旅費			一、一三、七〇〇	
	給與			七、一七、七七八	
	囑託手當	二四三	二、四〇〇	五、八三、三〇〇	二級官一人年三、四〇〇円九七人 大月分、一、六、四〇〇円
	慰勞金			一、三、四、五、八	三級官及囑託年一、八〇〇円五、七、八 大月分、五、〇、三〇〇円
	雇員給			四、一、六、八、八	雇一人年九、〇〇〇円一、三、四、八、 大月分、五、一〇、三〇〇円
	事務雇	一六二	六、〇〇	九、七、〇、〇	
	技術雇	四四四	七、二〇	三、一、九、六、八	
	雇人料			三、一、六、八、〇	

區	分	人員	一人年額金	額	備考
臨濟部	給仕	四八	二、四〇	一、一、五、二、〇	
	小使	四八	四、二〇	二、〇、一、六、〇	
	事務費			一、九、九、九、六、二、五	
	旅費			二、九、七、〇、〇	
	薪給			六、六、三、〇、〇	
	各修繕			九、三、三、〇、〇	
	被服費			八、一、六、〇、〇	
	調査費			三、九、〇、〇、〇	
	雜費			一、五、〇、四、一、九、九	
	備考			一、五、〇、三、四、二、〇	

右ニ對スル工事費
 河川工事費 六、七、三、九、三、〇、〇 月
 砂防工事費 三、六、八、七、〇、〇、〇 月
 事務費 八、工、事、費、ノ、五、分、四、厘
 工事費ノ九分

直轄河川改良費「新規河川」
臨時部
分人員一人年額金
要求額
備考

臨時部	分人員	一人年額金	要求額	備考
一 般 費	24	1,080	25,920	二級官年三、四、月三、四人 大、四、月一、二人 三級官年一、二、三、月一、三人
事務官	24	3,000	72,000	大、四、月一、三人 三、月一、二人
技 官	24	2,200	52,800	大、四、月一、三人 三、月一、二人
二 級	24	1,000	24,000	大、四、月一、三人 三、月一、二人
一 級	10	1,080	10,800	大、四、月一、三人 三、月一、二人
諸 給 喫			5,920	
内國旅費			4,680	
給 興			1,758	
鳴死寺道	34	2,400	81,600	大、四、月一、三人 三、月一、二人
合 計	146	16,760	408,800	

慰勞金	分人員	一人年額金	要求額	備考
雇員給	68	6,000	408,000	
事務給	27	7,200	197,200	
技師給	27	7,200	197,200	
備人料	40	2,400	96,000	
給仕	40	2,400	96,000	
小使	40	2,400	96,000	
事務費			92,750	
廣 費			27,000	
各所修繕			110,000	
調査費			90,000	
被服費			60,000	
雜 費			980	
合 計	236	45,920	1,059,670	

備考 河川工事費 三〇、六〇、三〇〇、月、五分四厘

別表昭託以上
在以下

土地造成事業費(新規分)

臨時部	分人員	一人年額	金	額	要	備
一級官給	四五	一〇八〇	四八三、四二八	四五三、〇〇〇	備	考
二級官給	九	一〇八〇	九、七二〇	三三、九四〇		
三級官給	三六	一〇八〇	五六一、六〇〇	一八〇、八〇〇		
事務官給	九	一〇八〇	九、七二〇	四、八六〇		
技官給	三六	一〇八〇	五六一、六〇〇	一八〇、八〇〇		
二級給	九	一〇八〇	九、七二〇	一三、五〇〇		
三級給	三七	一〇八〇	三九一、六〇〇	一四、五八〇		
諸給與			三一四、九七六	一五七、四八八		
内國旅費			一八三、六〇〇	九一、八〇〇		
給與			六三一、三三六	三一、〇六八		
懸望金	九	二、四〇〇	二一、六〇〇	一〇、八〇〇		

備註
二級官年三〇、〇〇〇月九人
大々月分一〇、八〇〇月
三級官年一八、〇〇〇月三人
大々月分三、四〇〇月
職給年一八、〇〇〇月九人
大々月分八、一〇〇月
雇年九、〇〇〇月九人
大々月分四、五〇〇月

區	分人員	一人年額	金	額	要	備
慰勞金			四〇、五三六	二〇、二七八		
雇員給			六、六四〇	三一、三二〇		
半給	一八	六〇〇	一〇、八〇〇	五、四〇〇		
技給	七二	七二〇	五二、八四〇	二五、九二〇		
備入給			六、六〇〇	三、三〇〇		
給社	一〇	二四〇	二、四〇〇	一、二〇〇		
心使	一〇	二四〇	二、四〇〇	一、一〇〇		
事務費			二六、二五七二	二六、二五七二		
廣費			五四、五〇〇	五四、五〇〇		
各所新設			二〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇		
各所修繕			一五、〇〇〇	一五、〇〇〇		
被服費			三四〇	三四〇		
調査費			一五、〇〇〇	一五、〇〇〇		
雜費			一四七、七三二	一四七、七三二		

備註
判在職院以上一人五、二〇〇
産以下一人二、五〇〇

河川工事費八四〇、〇〇〇円、五分四厘

考

考

「樂事土木費」單位値上り分

區	分人員一人年額	金	額	備考
臨時部		円	円	
一般費				
樂事土木費				
諸給與		三〇九、三九一	三〇六、〇〇〇	高津川分 九八、七七一
内國旅費		四七、七〇〇	三八、五〇〇	北海道分 二〇九、六二〇
給與		三一、三〇〇	三一、三〇〇	高津川分
囑託手當	六、二四〇〇	一四、四〇〇	七、二〇〇	
事務費		一四、四〇〇	七、二〇〇	
廢費		二六、三、六九一	二六、三五〇	高津川分
各所新營		一、二〇〇	一、二〇〇	
各所修繕		一、二〇〇	一、二〇〇	
調査費		二、六〇〇	二、六〇〇	
		五、〇〇〇	五、〇〇〇	

「經濟安定費」單位値上り分

區	分人員一人年額	金	額	備考
雜費		二五三、五九一	二五三、四〇〇	北海道災害分 二〇九、七七一
右ニ對スル工事費		四五五二、五〇〇		高津川分
北海道道路橋梁其 他災害復旧費		六、〇三、〇〇〇		

災害土木事業費新規分		臨時部	區
人員	一人年額	金額	備考
一	八	一、〇八〇	事務官
二	八	二、四〇〇	技官
三	六	一、〇八〇	三級官
諸給與		三、〇三、二五二	三級一人年三、〇三、二五二
内國旅費		一、八四八〇	六ヶ月分、九、六〇〇円
給與		四七、五三二	三級一人年、一、八〇〇円
嘱託手当		四、八〇〇	大ヶ月分、一、八〇〇円
慰勞金		四、二七三二	大ヶ月分、一、八〇〇円
雇員給		六四、三二〇	雇員一人年、一、八〇〇円
臨時部		六五四、三八六	
一般事務費		七、一五二〇	
災害土木事業費		四六七、〇〇〇	
要請		三五、七六〇	
請求		四、三二〇	
準備		二、四四〇	
		一、二〇〇〇	
		一九、四四〇	

右ニ對スル事業費		臨時部	區
人員	一人年額	金額	備考
事務官	一六	一、〇八〇	
技師	七六	二、四〇〇	
雇人料		六、六〇〇	
給仕	一〇	二、四〇〇	
小使	一〇	四、二〇〇	
事務費		二七九、六一四	
各所新嘗		五五、〇〇〇	
被服費		二五、〇〇〇	
調査費		一七〇	
雑費		二五、〇〇〇	
臨時部		一、七四、四四四	
一般事務費		一七四、四四四	
災害土木事業費		一、七四、四四四	
要請		二五、〇〇〇	
請求		一七〇	
準備		二五、〇〇〇	
		一、七四、四四四	

右ニ對スル事業費 一三、五三三、〇〇〇円

昭和二十一年十月十九日

高士 長



人事課長

内務部内臨時職員及置制定員増強に

關する件

昭和二十一年度公共事業費増強に伴ひ定員増強の必要あるに依り
既紙調書の通り増員措置を以て改正方針を擬計し願ひ成し

付 書 類

定員改正調書

定員内譯調書

理由書

河川橋樑修繕考書

道路橋樑修繕考書

增員調書

計	臨時諸要務費	道路事業費	災害土木事業費	治水事業費	區分		
					二級技官	三級事務官	三級技官
7	1	19	1	43	1	1	1
8	1	18	1	43	1	1	1
1223	1	57	36	129			

内務省

内務部内臨時職員設置制定員改正調書

官名	現行		増員	改正定員	備考
	級別	定員			
内務事務官	二級	二	八	二四	(内官等) 増 内務事務官 二級 八 内務事務官 三級 二 内務事務官 四級 二 内務事務官 五級 二 内務事務官 六級 二 内務事務官 七級 二 内務事務官 八級 二 内務事務官 九級 二 内務事務官 十級 二 内務事務官 十一級 二 内務事務官 十二級 二 内務事務官 十三級 二 内務事務官 十四級 二 内務事務官 十五級 二 内務事務官 十六級 二 内務事務官 十七級 二 内務事務官 十八級 二 内務事務官 十九級 二 内務事務官 二十級 二
同	三級	一		二四	同
内務板官	一級	九	一	二四	板官 一級 九 板官 二級 一 板官 三級 一 板官 四級 一 板官 五級 一 板官 六級 一 板官 七級 一 板官 八級 一 板官 九級 一 板官 十級 一 板官 十一級 一 板官 十二級 一 板官 十三級 一 板官 十四級 一 板官 十五級 一 板官 十六級 一 板官 十七級 一 板官 十八級 一 板官 十九級 一 板官 二十級 一
同	二級	一		二四	同
同	三級	一		二四	同

内務省

事業種別	現行	増	計	官制	官制	官制	官制	官制	官制	官制	官制	官制	官制	官制	官制	官制	官制	官制	官制	官制	
治水事業費	11)			11)																	
農林水産業費	18)	11)	11)	4)																	
道路事業費	19)	11)	11)	17)																	
臨時諸要務費	12)	12)		11)																	
計	112)	134)	142)	123)																	
治水事業費	11)			11)																	
農林水産業費	18)	11)	11)	4)																	
道路事業費	19)	11)	11)	17)																	
臨時諸要務費	12)	12)		11)																	
計	112)	134)	142)	123)																	
治水事業費	11)			11)																	
農林水産業費	18)	11)	11)	4)																	
道路事業費	19)	11)	11)	17)																	
臨時諸要務費	12)	12)		11)																	
計	112)	134)	142)	123)																	
治水事業費	11)			11)																	
農林水産業費	18)	11)	11)	4)																	
道路事業費	19)	11)	11)	17)																	
臨時諸要務費	12)	12)		11)																	
計	112)	134)	142)	123)																	

八二六一九
 八二六一六
 八二六一三
 八二六一〇
 八二六一七
 八二六一四
 八二六一一
 八二六一八
 八二六一五
 八二六一二
 八二六一九
 八二六一六
 八二六一三
 八二六一〇
 八二六一七
 八二六一四
 八二六一一
 八二六一八
 八二六一五
 八二六一二

内務省

理由

一、昭和二十一年度公共事業費豫算中直轄事業として施行する小貝川外八河川の改修工事並に以上地造成工目的とする。青森縣十三湖上地造成工事、利根川、駿川、敷上地造成工事、揖斐川河口上地造成工事、又々既置工事職員として二級技官四三名、三級事務官四三名、三級技官一〇九名の増員を必要とする。

二、昭和二十一年度公共事業費豫算中、筑港土木事業として且槽に施行する。表天甲河川改良並に川下沖海岸堤防築造事業に従事せしむべき職員として二級技官八名、三級事務官八名、三級技官二名の増員を必要とする。

内務省

三、昭和二十一年度公共事業費豫算中、中小河川改良事業認可事務に従事せしむべき職員として三級事務官一名、三級技官一名の増員を必要とする。昭和二十一年度公共事業費豫算中、道橋工事として施行する道路特別整備事業は、進駐軍命令に基き緊急事業として之が急遽完成を期するに刻下の急務を以て本工事に従事せしむべき職員として二級技官一九名、三級事務官二八名、三級技官五七名の増員を必要とする。

昭和二十一年九月十日

昭和二十一年度公共事業費豫算参考書

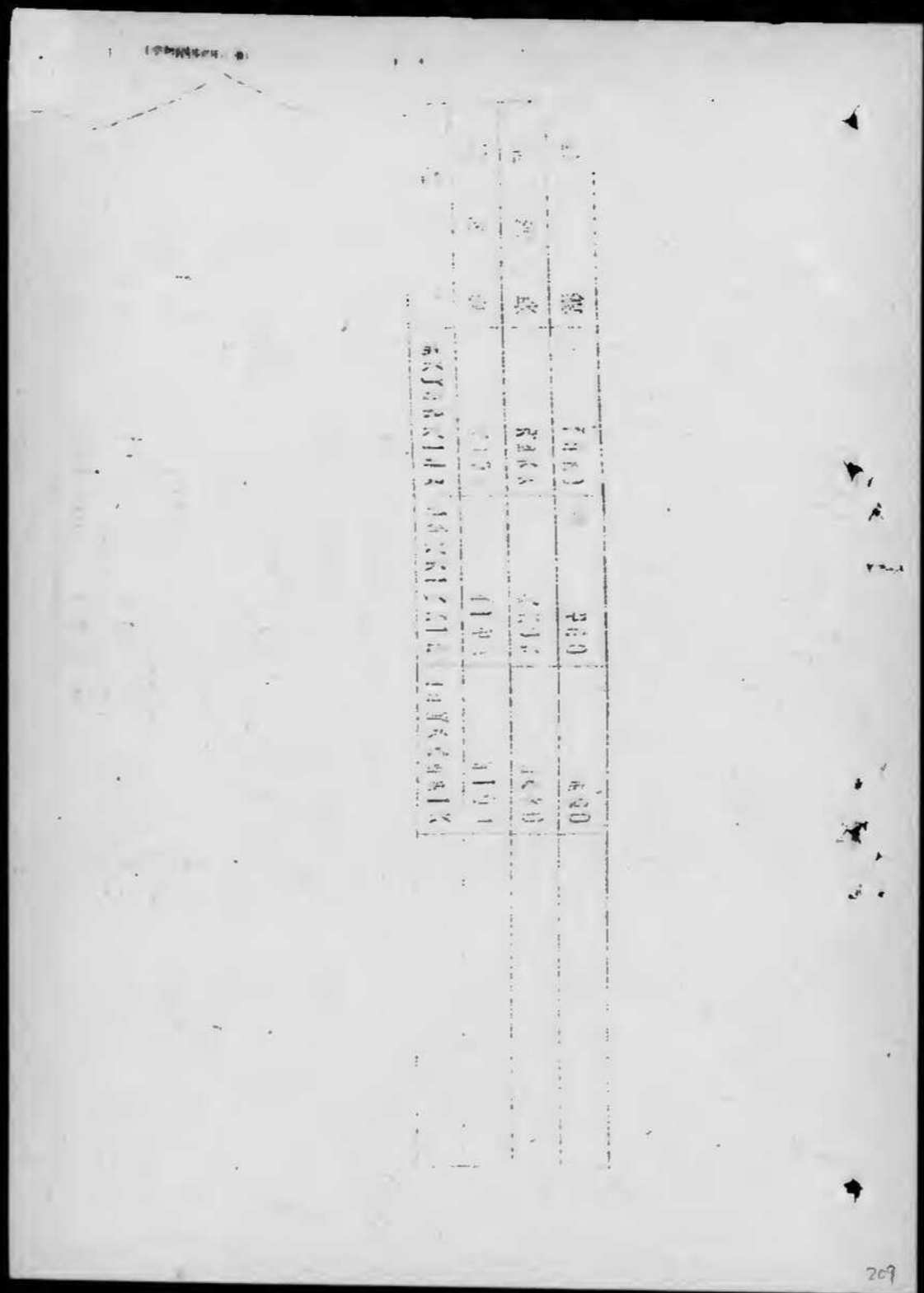
国土局 河川課

裏面白紙

昭和二十一年度河川関係公共事業費總計表

科 目	概算			新規	上中下	備考
	四月	八月	三月			
治水事業費	148,000	228,800	299,200	554,000	554,000	(一)
保 持 費	300,000	140,000	339,600	3,000	3,000	(二)
河川工事費	450,000	225,300	337,600	6,700	6,700	(三)
機械整備費	0	0	0	0	0	(四)
災害土木事業費	3,000	0	0	0	0	(五)
俸給事務費	0	0	0	0	0	(六)
工 事 費	130,500	80,000	50,000	3,500	3,500	(七)
高津川外三川	28,600	1,000	14,600	1,700	1,700	(八)
北海道災害	35,000	0	19,800	0	0	(九)
直轄河川	50,000	0	15,000	0	0	(一〇)
防犯海岸堤防	20,000	0	0	0	0	(一一)
表大甲河川	0	0	0	0	0	(一二)

山下川	1,000	0	0	0	0	(一三)
中川河川改修補助	10,000	0	0	0	0	(一四)
災害防除設備補助	0	0	0	0	0	(一五)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(一六)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(一七)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(一八)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(一九)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(二〇)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(二一)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(二二)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(二三)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(二四)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(二五)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(二六)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(二七)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(二八)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(二九)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(三〇)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(三一)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(三二)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(三三)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(三四)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(三五)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(三六)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(三七)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(三八)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(三九)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(四〇)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(四一)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(四二)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(四三)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(四四)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(四五)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(四六)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(四七)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(四八)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(四九)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(五〇)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(五一)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(五二)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(五三)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(五四)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(五五)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(五六)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(五七)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(五八)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(五九)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(六〇)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(六一)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(六二)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(六三)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(六四)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(六五)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(六六)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(六七)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(六八)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(六九)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(七〇)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(七一)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(七二)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(七三)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(七四)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(七五)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(七六)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(七七)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(七八)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(七九)
河川新事業補助	0	0	0	0	0	(八〇)



原本不明瞭

裏面白紙

別紙一

治水事業事務費内訳

(九月より十月迄七ヶ月分)

項目	新設	新設追加	新設成分	計	備考
一級技術員	1	1	2	18,610	
二級技術員	34	9	43	74,250	
三級事務員	34	7	41	27,090	
二級技師	102	27	129	11,250	
賞與				4,500	
諸給與				27,150	
内閣旅費				1,700	
諸手当				24,800	
退職金				400,000	
職員給				138,700	
事務費				400,000	
技術費				69,000	
雑費				33,800	
合計	147	43	190	1,372,000	

項目	備人料	給付	小使	事務費	庶務費	各所新設	各所修繕	衣服費	請査費	雑費	計	備考
備人料	36,550	2,770	2,390	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750	
給付	13,300	7,500	19,600	22,800	22,800	22,800	22,800	22,800	22,800	22,800	22,800	
小使	23,250	1,500	3,400	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900	
事務費	18,750	8,150	23,200	28,600	28,600	28,600	28,600	28,600	28,600	28,600	28,600	
庶務費	7,600	2,400	5,600	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	9,700	
各所新設	6,600	1,000	2,000	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	
各所修繕	9,200	9,000	1,900	19,100	19,100	19,100	19,100	19,100	19,100	19,100	19,100	
衣服費	3,200	1,800	1,300	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	
請査費	3,900	6,000	1,500	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400	
雑費	9,200	33,900	11,500	55,600	55,600	55,600	55,600	55,600	55,600	55,600	55,600	
計	117,100	60,800	55,600	138,700	138,700	138,700	138,700	138,700	138,700	138,700	138,700	
備考												事務費内訳表

期	計	新加	川	内
2-1
2-2
2-3
2-4
2-5
2-6
2-7
2-8
2-9
2-10
2-11
2-12
2-13
2-14
2-15
2-16
2-17
2-18
2-19
2-20

河川別紙(1)の部
河川別紙(2)の部

五十餘川	北	吉	堪	新	新	新	新	新	新
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...

新設河川改良費内訳
昭和二十一年

河川名	昭和二十一年			
	事業費	工事費	測量費	工事費分内訳
小貝川上流	5,000,000	3,200,000	1,000,000	1,100,000
太田川上流	5,000,000	3,200,000	1,000,000	1,100,000
物部川	1,000,000	600,000	400,000	500,000
加	1,000,000	600,000	400,000	500,000
大野川	5,000,000	3,200,000	1,000,000	1,100,000
森上川	3,000,000	1,800,000	600,000	700,000
天龍川	1,100,000	700,000	400,000	500,000
江川	1,000,000	600,000	400,000	500,000
常盤寺川	1,000,000	600,000	400,000	500,000
計	25,000,000	15,000,000	5,000,000	5,500,000

新設河川地方分金計算書別紙附表の項
新設河川地方分金工事費の三分の一

裏面白紙

冊紙(二)の附表

新規河川改修費地方分担金計算表

物部川高知	九四九〇〇〇	一四〇四九七八二	三五一二四四五	三〇四六二五二八	三四〇〇〇〇	七〇九〇〇〇
本田川上流廣島	三七八六〇〇〇	三三八九二四四六	八四七三二二二	一三三七〇八九七三	一三二一〇〇〇	二四七〇〇〇
小田川上流茨城	三七八六〇〇〇	三五四一九四六二	八八六九八六五	一三五七六七七一	一三二一〇〇〇	二四七〇〇〇
川上流群馬	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流栃木	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流山梨	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流長野	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流新潟	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流富山	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流石川	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流福井	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流岐阜	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流愛知	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流三重	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流滋賀	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流京都	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流大阪	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流和歌山	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流徳島	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流香川	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流高松	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流愛媛	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五
川上流高知	二五〇〇〇〇	一四一〇〇〇〇	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五	同上十分二五

小貝川上流改修市廳要項

一位

栃木縣 塩谷 郡須 芳賀 三郡
茨城縣 真壁 縣波 管城 新治 北相馬 前敷 六郡

二流域面積

山地 二九八四平方町

平地

計

全流域

改修區域内

水害面積

全流域

改修區域内

水害損失額

自治体 四年 十ヶ年平均 一、二八四、〇〇〇
 自治体 十三年 一、一三三、六五八

三山修築

幹川

左岸 栃木縣芳賀郡白河以下 茨城縣三波郡吉澤村ニ至ル 四二軒
 右岸 全 縣全 郡全 村全

右支助行川

左岸 栃木縣芳賀郡高根村以下 茨城縣東郷郡竹島村ニ至ル 三軒
 右岸 全 縣全 郡全 村全

右支大谷川

左岸 茨城縣真壁郡下町以下 幹川合流前ニ至ル 六軒
 右岸 全 縣全 郡全 村全

小石支野元川

栃木縣芳賀郡水 河内内 八五軒

本計

本計幾ニ於テハ成ル可ク現在ノ河狀ニ姿ネテ在來ノ堤外海水ヲ成ゼサル方計トシテ掘鑿法線内ニテ計噸萬水量ヲ快曉セシベキ所妥ノ河橋ヲ與ヘ流路ノ宇曲著シキ部分ハ之ヲ整正直進

八河

シメ又従来ノ橋メテ橋小海運ナル堤防ヲ利用シ築スルト共ニ必
 要ニシテ河岸高堤ノ築造シ以テ洪水波堤ノ虞ナカラシム尙嫌
 所ニシテ河岸高堤ノ虞ナラズル部分及河堤ノ屈曲甚シキ箇所ニハ
 堤或ハ水割ラ施シテ河堤ノ安固ヲ期シ併セテ河身ノ修治ヲ防グ
 モノニシテ昭和二十一年度ニ於テハ幹川右岸茨城縣真壁郡子
 河以下全縣結城縣江ノ江村間六〇千及右支動行川栃木縣芳賀
 郡本内河以下全縣全縣長岡町間一〇千軒ヲ修工セントスルモノ
 ナリ

六河

幹川 八五米乃至六六〇米
 右支動行川 五〇米乃至 八〇米

天竺山幹川五米乃至六米右支動行川一米乃至四米
 委那剛法二制尙必要ナル部分ニハ裏地ニ江富ナル小段ヲ附シ天
 竺山高ラ一米ニトス

天流

幹川 毎秒 八〇〇立方米
 右支動行川 毎秒 二二〇

三工

五千万圓
 昭和二十一年度 五千万圓

三林

(一) 修築區河ノ新宅地ニ於ケル水門池ノ霧ヲ除去シ各年ノ災
 害更甚重ニシテ其地諸領地ニ基ク水害損失ヲ免ルルノミナ
 ラズ昔新地ノ農作物増収ニ月ル利益甚大ナリ
 (二) 河堤ノ修築ニヨリ洪水ノ流甚良好トナリ其停滯期間ヲ短縮ス
 ルヲ以テ沿岸一帯ノ洪水消除ヲ良好ナラシメ洪水ノ害ヲ著シク
 減ス
 中津追地河橋築ニ交シ飯沼ノ安全ヲ確保シ沿岸郡邑ノ發展ニ寄
 スルコト大ナリ

本流川上流區修訂要領

一 區

山形、安佐、高田、英伯、安藤、夏茂

六郷 一市

二 活源面積

一、五、二〇平方町

三 活源別

全活源 一、四、八〇ヘクタール

水田 二、八〇

四 水田面積

全水田 一、四、二〇ヘクタール

水田面積内

五 水田損失

自昭和十一年平均 一、一、一〇ヘクタール

昭和十一年平均 一、一、一〇ヘクタール

六 水田損失

全水田損失 一、五、〇〇ヘクタール

水田損失内 一、五、〇〇

左支 一、五、〇〇

右支 一、五、〇〇

水田面積 一、五、〇〇

七 計

本流川上流區ハ山形町下ニシテ面積ニハ一、五、〇〇ヘクタールナルヲ以テ
テ下ニテ平均ノ一ナルトシテ平均ノ形ニシテ水田ニシテ平均ノ水田面積
クムールヲ有スルモ是レニテハ水田ニシテ平均ノ水田面積ノ水田面積
平均ノ水田面積ニテ平均ノ水田面積ノ水田面積ニシテ平均ノ水田面積
平均ノ水田面積ノ水田面積ノ水田面積ノ水田面積ノ水田面積ノ水田面積

原本不明瞭

坂巻二万五千石... 農人等ノ被害甚大ニシテ...

天... 米乃至... 米トシ向川...

川... 毎... 立方米乃...

ト... 米乃至... 米トシ向川...

一部 高知縣 香美 支團

二部

一流 河川

山形 一〇〇〇 平方町
 平地 七〇〇
 計 一七〇〇

二流 河川

全 一〇〇〇 〇 〇 〇
 改修區内 二〇〇 〇 〇

水害 河川

全 一〇七〇 〇 〇 〇
 改修區内 一〇〇 〇 〇

水害 河川

昭和十七年 平均 二〇二八二一
 昭和十八年 平均 二〇二八二一

昭和十三年

昭和十八年

川 左岸 高知縣香美支團 以下海ニ至ル 一〇〇
 右岸 全 縣 色 段 治 河 一〇〇

本計

本川ハ水田馬路ニシテ且流路屈曲甚ク水澤險峻ニ致スル
 故ニ被譽ラ受クルコトニナリ加フルニ近時水源河床出
 ノ下地保ハ土砂ノ溜出ヲ増大シ河床ハ急昇ノ一途ヲ迎リツツ
 リ然ルニ現在幾何弱ニシテ而モ河床減少ナルヲ以テ安全ニ
 水ヲ防止スルコト能ハザル状態ナリ
 本計ニ於テハ河床内ヲ掘削シテ充分ナル河槽ヲ與フルト共ニ
 可及的雨量ヲ利用シ無堤箇所ニハ新堤ヲ築造シ新舊高水深
 量ノ快慢ヲ圖リ河左岸野市町等先ハ河堤ニ築出セル快溜部アリ
 洪水ノ溜ヲ蓄スルコト若シテテ之ヲ排除去ス而シテ

防及利洋... 所ニハ充分ナル... 水脚ヲ施シ其安固
 ラ期スルト共ニ河身ノ移動ヲ防止セントスルモノニシテ...
 丁一年版ニ於テハ左岸百川... 先一新ヲ行セントスルモノナ

八箇
 二二〇米乃至六五〇米

防
 天... 米トシ... 法二... 必妥ナル部分ニハ...

二箇
 ナル小段ヲ附ス而シテ天... 餘裕高一三米トス

一箇
 砂 六一〇〇立方米

二工
 一八〇〇一〇〇〇

三
 昭和二十一年度 一〇〇一〇〇〇〇

果

(一) ... へクタールノ... 於ケル... 水... ノ... 概シ各

先ノ災... 並ニ... 兵... 遺... 耗ニ... 甚ク水... 程... 失ヲ完ルルノ

ミナラヌ... 沿川... 新... ノ... 増収ニ... 依ル可令大ナリ

同諸... 交通... 設備ノ... 安全ヲ... 維持... 營... 業... 都... 區ノ... 發... 達ニ... 努... スルコト大ナ

三各... 産... 業ノ... 發... 達... 對... 於... 生... 産... 狀... 態ノ... 改... 善... 爲... 營... 業... 仕... 兵ノ... 幸... クル... 福... 澤... 大ナ

大野川改修計画變更要項

域 熊本縣 河津 一郡

宮崎縣 西臼杵 一郡

大分縣 直入、大野、大分、北津部 四郡

平地 計 一、二二八三平方町

計 一、一五五六〇

改修區域内 一、二〇〇〇ヘクタール

自昭和九年 一〇七、一五二一圓

至全 十年 平均

最大昭和十年 六七、三三三、八〇

幹川 右岸 大分縣大分市戸次町先 一〇町

乙津川 大分縣大分郡松岡村先 一〇町

本山ハ主トシテ釜川ニ沿ヒ改修計畫ヲ當テ昭和四年度ヨリ

着手セルモ近年水原山地ノ亂伐ニヨリ幹川急激シキニ起因シ

一畝濠兩ニ見舞ハレルマ急激ニ増水シ昭和十八年全二十年

ノ洪水ニ於テ既定計畫水位ヲ超過スルコト二米以上ニ及ベ

リ依リテ既改修區域ノ一部引堤或ハ補強ヲ行フト共ニ派川

乙津川ヲ改修シ洪水ノ一部ヲ向川ニ放流セムトスルモノニ

シテ昭和二十一年度ニ於テハ幹川右岸戸次町即先並ニ派川

乙津川分岐結松岡村即先ヲ施行セントスルモノナリ

幹川 二、三〇〇米乃至三、〇〇〇米

乙津川 一、五〇〇米乃至二、〇〇〇米

表法二割、裏法三割乃至三割ト

トシ必要ナル部分ニハ適當ナル小

段ヲ附ス

天幕余裕高ハ一、五米トス

天幕余裕高ハ一、五米トス

天幕余裕高ハ一、五米トス

天幕余裕高ハ一、五米トス

天幕余裕高ハ一、五米トス

天幕余裕高ハ一、五米トス

天幕余裕高ハ一、五米トス

天幕余裕高ハ一、五米トス

天幕余裕高ハ一、五米トス

天幕余裕高ハ一、五米トス

天幕余裕高ハ一、五米トス

天幕余裕高ハ一、五米トス

天幕余裕高ハ一、五米トス

天幕余裕高ハ一、五米トス

天幕余裕高ハ一、五米トス

裏面白紙

幹川 毎秒 七五〇〇 立方米乃至六〇〇〇 立方米

狐川乙倉川 毎秒 一五〇〇 立方米

一 工 費 一、六〇〇、〇〇〇 圓

一 効 益 (一) 改修ニヨリ、一〇、〇〇〇ヘクタールノ耕宅地ニ於ケル洪水氾

濫ノ害ヲ除去シ、各年ノ災害額約一億圓ニ減却、其ノ他諸損耗ニ

對シテ水害損失ヲ免ルルノミナラズ、沿川耕地ノ作務ノ増進

ニ因ル利益大ナリ

(二) 下流ノ土砂堆積ヲ防ギ舟運ノ便ヲ増大シ、沿道郡邑ノ發展

ニ資スル處多シ

(三) 沿道、運路等諸交通機關ノ安全ヲ確保シ、沿岸郡邑ノ發展

ニ資スルコト大ナリ

(四) 各種産業ノ發達、衛生状態ノ改善等、沿岸住民ノ享クル利

益多ク大ナリ

江合場瀬兩川改修計畫變更要項
 官城縣 桃生、蓮田、官城、志田、
 加美、玉道、栗原、黒川
 八郡

一流域面積
 八七〇平方町

二流域面積
 全流域 二一五〇〇ヘクタール
 改修區域内 八四〇〇

水害面積
 全流域 一七五〇〇ヘクタール
 改修區域内 六九〇〇

改修區域
 新江合川 左岸 官城縣遠田郡青水村 以下湯瀨川合流點ニ至ル 六町
 石岸 全縣志田郡荒瀬村
 吉田川 左岸 全縣黒川郡吉田村 以下湯瀨川合流點ニ至ル 一八町
 右岸 全縣全郡湯瀨村

六町
 本改修ハ大正六年官城縣ニ於テ起工シ大正十二年河川法ニ依リ
 瀨ノ直轄工務トシテ施工セラレタルモ水源地帯ノ様相變化ト降
 雨量増大トニヨリ計畫高水位ヲ超過スル甚著シク其被害甚大ナ
 ルニ鑑ミ舊江合川ノ防切工等ヲ中止スルト共ニ同川ノ河狀ヲ整
 理シ併セテ新江合川及吉田川ノ補修ヲ施シ改修工務區域ノ保
 全ヲ計ラントスルモノニシテ昭和二十一年度ハ新江合川ニ於テ
 ハ玉道郡荒瀬村、敬玉村、吉田川ニテハ黒川郡湯瀨村、湯合村
 ヨリ湯瀨川合流點ニ至ル地先ニ於ケル各一部ヲ施行セントスル
 モノナリ

七河
 新江合川 二五〇米
 吉田川 二二〇米乃至二五〇米
 八堤
 天保堤新江合川五米乃至五五米吉田川五米トシ表裏法共二町

九 流

トシ尙必妥ナル部分ニハ適當ナル小段ヲ附ス
天澤余裕高ハ一ニ米トス

量

新江合川 毎秒 一、二〇〇 立方米

喜江合川 〃 〃 〃 〃

吉田川 〃 〃 〃 〃

泉 〃 〃 〃 〃

一〇 工
一一 効

- (一) 穀功ノ説ニハ新宅地ニ於ケル洪水氾濫ノ害ヲ除去シ各年ノ災
害復讐並ニ新地其他諸損耗ニ基ク水害損失ヲ免ルルノミナラ
ズ沿川新地ノ農作物ノ增收ニ因ル利益莫大ナリ
- (二) 河迫整理ニヨリ高水ノ疏通良好トナリ其停滞期間ヲ短縮スル
ヲ以テ沿川土地ノ惡水排除速ニシ湛水ノ害ヲ著シク減ズ
- (三) 鐵道、運路等諸交通機關ノ安全ヲ確保シ沿川都邑ノ發展ニ資
スル事大ナリ

(四) 各種產業ノ發達衛生狀態ノ改善等沿川住民ノ享クル福利大ナ
リ

別紙(1)の(四)

土地造成事業費内訳

河川名	總工事費	二十一年度事業費			
		工事費	事務費	計	地方費
十三湖	10,000,000	5,400,000	1,230,000	6,630,000	1,100,000
利根川廢川	10,400,000	5,000,000	1,730,000	6,730,000	1,100,000
揖斐川河口	2,240,000	1,600,000	860,000	2,460,000	400,000
計	22,640,000	12,000,000	3,820,000	15,820,000	2,600,000

裏面白紙

昭和三十一年八月二十日 国土局河川課直轄河川係

十三湖土地造成工事計畫要項

一 位置

青森縣北津輕郡西津輕郡

二 郡

二 造成区域

車力村武田村内湯村地先十三湖 六百三十町歩

三 計畫

本計畫ハ十三湖面積ニテ町歩内車力村武田村及内湯村ニ於ケル十三湖岸ノ一部六百三十町歩ノ面積ニ高ニ米ノ圍繞堤ヲ岩木川本堤ト連續シテ築設シ内部排水ヲ爲シ且鳥谷川左岸ニ高ニ五米築堤ヲ行ヒ以テ高水ノ氾濫ヲ防キ内部ヲ耕地化スルモノナリ

四 効果

一 本工事完成ニ依リ造成耕地六百三十町歩ニ及ブニテナス

車力武田内湯各村地先ニ於ケル千八百町歩ノ濕田ノ悪水ヲ排除シ又周辺館岡村中里村金木町ニテモ排水状態良好トナリ爲ニ直接間接的ニ五千六百町歩ノ土地カ造成又ハ改良セラレ併而十三水田ヨリノ塩害ハ全ク除却セラル故食糧増産ニ寄與スルコト極大ナリ
ニ 鳥谷川ヨリノ洪水ノ氾濫ヲ除去シ水害ヨリ生フル耕地ノ諸損耗ヲ免レシム

五 工費

五千萬圓

二十一年度工費 三百五十萬圓

利根川廢川敷土地造成計畫要項

一 位置

千葉縣 印旛郡 香取郡
茨城縣 稻敷郡 鹿島郡

四 郡

二 造成区域

左岸自茨城縣稻敷郡金江津村至千葉縣香取郡豐浦村
右岸自千葉縣印旛郡豐住村至今縣全郡橋村

三 計畫

本計畫ハ利根川左右岸廢川敷四百五拾四町步、面積ニ對シ其ノ一部各岸香取郡小見川町及ヒ笠川町地先、廢川敷並ニ印旛郡豐住村地先長沼、各埋立地ニ圍繞堤ヲ設ケ之ニ適切ナル護岸

ヲ施シ其、堤内並ニ他、地域ニ於テハ平均一〇米ノ土砂埋立ニシテ且適當ナル排水並ニ洪水防除ニ對スル施設ヲ施シ以テ四百五拾四町步ノ土地造成ヲ計リ食糧増産ニ寄與セントスルモノナリ
圍繞堤及埋立、土砂ハ利根川改修増補工事ニ依ル浚渫土ヲ以テ利
用スルモノトス

四 効果

本工事完成ニ依リ兩岸ニ於ケル利根川廢川敷四百五拾四町步ノ土地造成ヲ期スルノミナラス本地域ニ接續セル濕田ハ洪水ノ氾濫ヲ免レ又排水極メテ良好ナルカ故ニ之等開墾新地ノ增收莫大ナルコト加ヘ食糧増産ニ寄與スルコト誠ニ大ナリ

五 工費

壹千九拾五萬圓
參百參拾萬圓

總額

二十一年度分

昭和二十一年八月十日 国土局河川課直轄河川係

揖斐川河口土地造成計畫要項

- 一 位置
- 二 造成区域
- 三 計畫

- 三重縣三重郡城南村
- 三重縣三重郡城南村

本計畫ハ揖斐川河口右岸城南村地先ニ於ケル百五拾町歩ノ水面ニ對シ揖斐川右岸堤、松築ヲ計リ伊勢灣ニ面シテハ潮止匠堤ヲ築設シ堤内ニ於テハ平均ハ五米ノ土砂埋立ヲナシ適切ナル排水並ニ塩害ニ對スル施設ヲ為シ以テ百五拾町歩ノ土地造成ヲ計リ食糧増産ニ寄與セントスルモノナリ

堤防及埋立、土砂ハ揖斐川改修工事ニ依ル河口浚深キリ

四 効果

用スルモノトス

本工事完成ニ依リ百五拾町歩ノ土地造成ヲ為スニテナラズ本地域ニ隣接セル耕地ニ對シ水害塩害等ノ防除並ニ排水施設ヲ完第スルカ故ニ之等耕地、増收ニ亦著ク増加スルヲ以テ食糧増産ニ寄與スルモノトナリ

五 費用

六百八拾貳萬圓
 壹百六拾萬圓

總額

昭和二十一年度分

保 持 費 内 額

川 名	概算決額	増額要求額	總算額	備 考
士 川	九 九 四 〇 〇	一 一 九 一 〇 〇	一 一 一 八 五 〇 〇	
物 川	六 五 〇 〇 〇	八 七 〇 〇 〇	一 五 二 〇 〇 〇	
瀧 川	五 〇 〇 〇 〇	五 〇 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇 〇 〇	
瀧 川	五 〇 〇 〇 〇	七 八 〇 〇 〇	一 二 八 〇 〇 〇	
長 川	一 〇 〇 〇 〇	一 九 〇 〇 〇	二 九 〇 〇 〇	
三	六 六 〇 〇 〇	五 五 〇 〇 〇	一 二 一 〇 〇 〇	地方費の三分の一
五	一 〇 〇 〇 〇	一	一 〇 〇 〇 〇	
九一	一 〇 〇 〇 〇	三 五 〇 〇 〇	四 五 〇 〇 〇	

裏面白紙

裏面白紙

機織工場整備費 昭和二十一年度分

費目	数量	単価	金額	摘要
修繕費			一、二〇〇、〇〇〇	工場建物修理材料置場整備費
建物修繕	六、〇〇〇坪	五、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	工場建物修理材料置場整備費
地盤整理			三〇〇、〇〇〇	用水排水地盤整備費
他費			三六〇、〇〇〇	
機織機	二五〇台	五、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	工作機械解体運搬費
機械整備	二五〇台	六、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	工作機械組立据付修理部 今品交換等費用
施設備	大工場	一、〇〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	動力起重機等設備費
油料費	大工場	三、〇〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	設備試運転三島スル塗料油 脂等費
諸費			六〇〇、〇〇〇	諸消耗品費
計			四、〇〇〇、〇〇〇	

二、八、二〇

災害土木事業費「事務費」内訳 (九、三)

科 目	高津川外	北条	遠東	大甲	河川	川下	津島	計
三級事務官	三河川改修	災害復旧	大					八三四〇
二級技官								三三〇〇
三級技官								一〇、五〇〇
三級事務官								一四、〇〇〇
賞								一〇、五〇〇
諸給								二、〇〇〇
内國旅費								一三、〇〇〇
諸手当								二、〇〇〇
嘱託手								六、二〇〇
慰勞金								二、〇〇〇
雇員								三、七〇〇

事務費	技術員	雇人	給仕	小使	事務費	廳費	各所新營	各所修繕	被服費	調査費	雜費	計
4	16	3	3	3	5	1	5	5	5	5	5	9
110	670	115	420	735	530	125	500	500	500	500	2,647	2,647
12	60	11	11	11	19	4	2	1	1	1	1	1
3,600	2,500	420	2,540	2,695	1,970	4,500	2,000	1,000	187	2,000	3,647	3,647
16	76	14	14	14	5	7	1	1	1	1	1	1
4,480	3,190	530	1,960	3,430	745	2,300	1,600	1,700	238	3,000	7,691	7,691

高津川外三河川改良費

内	増額	既決定額	事務費	工事費	計
九一三	九二五七一	二八三八七八六	二八三八七八六	一七二一三七一四	二八三八七八六
〇一八	九二五七一	四六四四〇七一	四六四四〇〇〇	一八〇六二八五	四六四四〇七一
九一三	九二五七一	四六四四〇〇〇	四六四四〇〇〇	一八〇六二八五	四六四四〇七一

裏面白紙

北海道災害復舊費内訳

區分	概算決定		値上り増		計
	十九年災	二十年災	十九年災	二十年災	
事務費					
計	1	1	1	1	37675
十九年災			171945		171945
二十年災			209620		209620
計	348752	348752	627749		505500
丁種費					
計	2197645	2197645	2856855		505500
十九年災			3486396		3486396
二十年災			2484604		2484604
計	3486396	3486396	6341000		6341000
丙種費					
計	2488752	2488752	664424		1014175
十九年災			664424		664424
二十年災			1014175		1014175
計	2488752	2488752	1678600		1678600
内計	600000	600000	1		600000
計	1946396	1946396	3694224		5640620

裏面白紙

直轄河川災害復元費

左記の通り

河川名	概算中定額	積立金	計
鬼怒川	4,600,000	7,800,000	12,400,000
荒川上流	3,000,000	5,200,000	8,200,000
小湫川	1,400,000	2,600,000	4,000,000
千取川	4,300,000	7,500,000	11,800,000
香川下流	5,900,000	10,100,000	16,000,000
木曾川上流	3,700,000	6,500,000	10,200,000
大作川	1,300,000	2,400,000	3,700,000
天龍川	2,500,000	4,500,000	7,000,000
菊川	1,500,000	2,800,000	4,300,000
六福川	1,000,000	1,800,000	2,800,000
狩野川	5,200,000	9,500,000	14,700,000
渡川	1,100,000	2,000,000	3,100,000
那賀川	1,400,000	2,600,000	4,000,000
太田川	1,800,000	3,300,000	5,100,000

芦田川	1,900,000	3,500,000	5,400,000
旭川	2,800,000	5,100,000	7,900,000
斐伊川	1,500,000	2,800,000	4,300,000
千代川	1,700,000	3,200,000	4,900,000
大野川	1,200,000	2,300,000	3,500,000
大湫川	1,600,000	3,000,000	4,600,000
夕摩川	1,100,000	2,100,000	3,200,000
計	25,600,000	45,400,000	71,000,000
内	4,100,000	7,500,000	11,600,000
計	29,700,000	52,900,000	82,600,000

鳴尾海岸堤防築造費内譯

内	工費	分	概算決定額	値上り増加額	計	備考
九一五	四一八		二〇〇〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇〇〇	全額國費
				一五〇〇〇〇〇	三五〇〇〇〇〇	
1				1	二〇〇〇〇〇〇	
					一五〇〇〇〇〇	

裏面白紙

裏面白紙

表六甲河川改良費内訳

事務費	186,800 圓
計	1,000,000 圓 (全額地方費負擔)

表六甲河川改良費補助

業費 2,000,000 圓の二分の一補助 1,000,000 圓

川下沖海岸堤防築造事業費内譯

區分	金額	二一	一一	摘要
工事費	二一、一五五、〇〇〇	一、一六三、五〇〇	九、五五〇、〇〇〇	
本工事費	一、七七一、〇〇〇	九、七六八、五〇〇	七、九五五、〇〇〇	
機械器具費	五、〇五五、〇〇〇	三、一六五、〇〇〇	一、八九〇、〇〇〇	
測量費	六、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
營繕費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇、〇〇〇、〇〇〇	
附帯工事費	二、五八九、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、五八九、〇〇〇	
雜費	三、四七五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、四七五、〇〇〇	
事務費	六、六五〇、〇〇〇	三、六五〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	
合計	二一、一五五、〇〇〇	一、一六三、五〇〇	九、五五〇、〇〇〇	

裏面白紙

中小河川改良費補助

河川名	標準決定額	補助額	繰上額	備考
河川名	標準決定額	補助額	繰上額	備考
岩手	60,000	60,000	1,000,000	
橋本川	100,000	100,000	1,000,000	
和賀川	150,000	150,000	1,000,000	
津軽石川	200,000	200,000	1,000,000	
道川	400,000	400,000	1,000,000	
江白川上流	400,000	500,000	1,000,000	
迫川第一期	900,000	1,000,000	1,000,000	
白石川第一期	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
七北川	1,300,000	1,300,000	1,000,000	
鳴瀬川上流	1,500,000	1,500,000	1,000,000	
橋手川	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
大手川	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
鬼面川	900,000	1,000,000	1,000,000	
吉野川	700,000	700,000	1,000,000	
大且川第一期	600,000	800,000	1,000,000	
月老川	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
山形				
秋田				
福島				
茨城				
栃木				
群馬				
山梨				
長野				
岐阜				
富山				
石川				
福井				
滋賀				
京都				
和歌山				
奈良				
大阪				
兵庫				
徳島				
香川				
愛媛				
高松				
岡山				
広島				
山口				
福岡				
佐賀				
大分				
熊本				
鹿儿岛				
沖縄				

河川名	標準決定額	補助額	繰上額	備考
河川名	標準決定額	補助額	繰上額	備考
新潟	60,000	60,000	1,000,000	
富山	100,000	100,000	1,000,000	
石川	150,000	150,000	1,000,000	
福井	200,000	200,000	1,000,000	
滋賀	400,000	400,000	1,000,000	
京都	400,000	500,000	1,000,000	
和歌山	900,000	1,000,000	1,000,000	
奈良	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
大阪	1,300,000	1,300,000	1,000,000	
兵庫	1,500,000	1,500,000	1,000,000	
徳島	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
香川	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
愛媛	900,000	1,000,000	1,000,000	
高松	700,000	700,000	1,000,000	
岡山	600,000	800,000	1,000,000	
広島	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
山口	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
福岡	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
佐賀	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
大分	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
熊本	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
鹿儿岛	1,000,000	1,000,000	1,000,000	
沖縄	1,000,000	1,000,000	1,000,000	

鳥取	兵庫	大阪	京都	三重	愛知	静岡	兵衛	武蔵
大津川	小松川	左門川	杉原川	武庫川	伏見川	安成川	神崎川	天保川
一〇〇,〇〇〇	二六〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
一〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
二〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇

新津	富山	石川	福井	山梨	長野	岐阜	静岡	丹波
魚野川下流	小糸川	上越川	大野川	新橋川	高瀬川	高瀬川	田川第一期	田川第二期
一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇
一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇

鹿島島	別所	大木	牛津江	鹿島	久万	中野	岩松	我田	駿	有	真田	八	黒崎	小田	吉	銀
別所	別所	大木	牛津江	鹿島	久万	中野	岩松	我田	駿	有	真田	八	黒崎	小田	吉	銀
50,000	50,000	100,000	40,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	20,000	10,000	10,000	30,000	10,000	10,000	10,000
60,000	60,000	100,000	40,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	20,000	10,000	10,000	30,000	10,000	10,000	10,000
100,000	100,000	100,000	40,000	20,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	20,000	10,000	10,000	30,000	10,000	10,000	10,000

新規中小河川改良事業費補助

府縣名	河川名	工費	補助費	繰上費	豫算備考
青森	森五戸川	50,000	15,000	1,000	
	平川	50,000	15,000	1,000	
岩手	野田川	50,000	15,000	1,000	
宮城	追分川	50,000	15,000	1,000	
秋田	花岡川	100,000	40,000	4,000	
山形	丹生川	50,000	10,000	1,000	
福島	木戸川	50,000	15,000	1,000	
	永野川	80,000	30,000	3,000	
	水戸川	80,000	30,000	3,000	
茨城	國郡川	50,000	10,000	1,000	
栃木	巴波川	50,000	15,000	1,000	
群馬	栗川	50,000	15,000	1,000	
群馬	馬場川	50,000	15,000	1,000	
群馬	玉市野川	50,000	15,000	1,000	

府縣名	河川名	工費	補助費	繰上費	豫算備考
千葉	小山川	50,000	15,000	1,000	
	小糸川	50,000	15,000	1,000	
神奈川	相模川	50,000	15,000	1,000	
	中津川	50,000	15,000	1,000	
	坂田川	50,000	15,000	1,000	
新潟	俣野川	50,000	15,000	1,000	
	荒川	50,000	15,000	1,000	
	白岩川	50,000	15,000	1,000	
富山	越前川	50,000	15,000	1,000	
	越前川	50,000	15,000	1,000	
	越前川	50,000	15,000	1,000	
石川	大津川	50,000	15,000	1,000	
	大津川	50,000	15,000	1,000	
福井	清瀬川	50,000	15,000	1,000	
	河野田川	50,000	15,000	1,000	
山梨	瀬野川	50,000	15,000	1,000	

荒川	1050000	1050000	4000000
長門川	2050000	1050000	1400000
武石川	2050000	1050000	2200000
平川	2050000	1350000	1110000
豊後川	2050000	400000	1200000
野木川	2050000	1150000	2000000
大井川	2050000	2000000	2000000
大塚川	2050000	2250000	2000000
知波留川	2050000	2000000	1100000
左奈川	2050000	1250000	1000000
三田川	2050000	1250000	2000000
安曇川	2050000	1250000	2200000
菅野川	2050000	1250000	2200000
百歳川	2050000	2250000	1000000
山科川	2050000	2250000	2200000
管谷川	2050000	1250000	2000000

大坂	千早川	1050000	1250000	1500000
兵衛	天竺川	1115000	2250000	1500000
	六万川	2050000	2050000	1500000
	久斗川	2050000	1250000	2200000
奈良	宇陀川	2050000	1250000	2200000
	布智川北流	2050000	1050000	1200000
和歌山	市田川	2050000	1250000	2200000
	新宮川	2050000	1250000	1220000
鳥取	佐治川	2050000	1250000	2000000
	湯部川	2050000	2250000	2200000
	三乃震川	2050000	1250000	2000000
	島津川	2050000	2050000	2000000
岡山	旭川上流	2050000	1250000	2000000
	赤松川	2050000	1250000	2000000
	宇吉川	2050000	1050000	2000000
廣島	加茂川	2050000	1250000	2000000

三分一補助

府縣名	河川名	追加額
岩手	津田石川	一五〇〇〇
宮城	江合川上流	三〇〇〇〇
茨城	戀瀬川	二〇〇〇〇
群馬	廣瀬川	二〇〇〇〇
山梨	濁川第一期	一五〇〇〇
山梨	濁川第二期	一五〇〇〇
岐阜	坂瀬川	一〇〇〇〇
徳島	站喰川	一〇〇〇〇
佐賀	鹿島川	一五〇〇〇
大分	大木川	一五〇〇〇
大分	番匠川	一五〇〇〇
總計		一七〇〇〇〇

中小河川改良費補助（追加）

裏面白紙

河水統制事業費補助

縣名	河川名	概算決定額	増額要求額	合計額	備考
山口	厚東川	500,000	500,000	1,000,000	
大分	大野川	500,000	1,500,000	2,000,000	
計		1,000,000	2,000,000	3,000,000	

裏面白紙

(三) 災害土木費 昭和二十一年度補助額

道庁 郡 別	昭和十七年災害			昭和十八年災害			昭和十九年災害			昭和二十年災害			總 計		
	既決費額	増加額	改定額	既決費額	増加額	改定額	既決費額	増加額	改定額	既決費額	増加額	改定額	既決費額	増加額	改定額
北海道	100000	200000	300000	100000	200000	300000	500000	200000	700000	500000	200000	700000	1000000	300000	1300000
青森										400000	200000	600000	400000	200000	600000
岩手							900000	100000	1000000	1000000	100000	1100000	900000	100000	1000000
宮城	100000		100000				350000	150000	500000	350000	150000	500000	600000	250000	850000
秋田							1000000	100000	1100000	1000000	100000	1100000	1000000	100000	1100000
山形							1000000	100000	1100000	1000000	100000	1100000	1000000	100000	1100000
福島	500000	1000000	1500000				1000000	100000	1100000	1000000	100000	1100000	1000000	100000	1100000
茨城	1000000	1000000	2000000							500000	100000	600000	500000	100000	600000
栃木	400000		400000							900000	100000	1000000	900000	100000	1000000
千葉										400000	100000	500000	400000	100000	500000
神奈川	500000		500000							300000	100000	400000	300000	100000	400000
新潟							1000000	100000	1100000	1000000	100000	1100000	1000000	100000	1100000
富山							300000	100000	400000	400000	100000	500000	400000	100000	500000
石川										400000	100000	500000	400000	100000	500000
福井							400000	100000	500000	400000	100000	500000	400000	100000	500000
山梨										500000	100000	600000	500000	100000	600000
長野										500000	100000	600000	500000	100000	600000
岐阜										500000	100000	600000	500000	100000	600000
静岡	400000		400000				300000	100000	400000	400000	100000	500000	400000	100000	500000
愛知										500000	100000	600000	500000	100000	600000
三重										500000	100000	600000	500000	100000	600000

横面白紙

島	嶺									五七四〇〇	七七一〇〇	二二五五〇〇	四六〇三〇〇	七五三三〇〇	一三〇〇九〇	五七六〇〇〇	一〇六九二〇	三〇四三〇〇	
京	都												三〇〇〇〇〇〇	三三六〇〇〇	三〇〇〇〇〇	三三〇〇〇〇〇	四七六〇〇〇	五三六〇〇〇	
大	阪												一三六六〇〇	一五六一〇〇	三三六六〇〇	一三六六〇〇	一五六一〇〇	三三六六〇〇	
大	塚	三〇〇〇〇〇〇	三〇〇〇〇〇〇										一三〇〇〇〇〇〇	一五五〇〇〇〇	一七五〇〇〇〇〇	一三〇〇〇〇〇〇	一五五〇〇〇〇〇	一七五〇〇〇〇〇	
新	浪												九三三三〇〇	一〇三三三〇〇	一〇三三三〇〇	九三三三〇〇	一〇三三三〇〇	一〇三三三〇〇	
北	山												六〇〇六〇〇	六〇〇六〇〇	一〇六一〇〇	六〇〇六〇〇	六〇〇六〇〇	一〇六一〇〇	
鳥	取												五五五五五	八一九七	一三九三三	五五五五五	八一九七	一三九三三	
島	根												五三三〇〇〇	三三六〇〇〇	八〇六〇〇〇	四四四六〇	三三六〇〇〇	八〇六〇〇〇	
岡	山	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇										四〇〇〇〇〇〇	四六〇〇〇〇	一〇六〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇〇	四六〇〇〇〇	一〇六〇〇〇〇	
長	島									四四六〇〇	四四六〇〇		一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一七五〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	一七五〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	
山	口	一〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇	三三三三三	三三三三三	一〇〇〇〇〇〇	一〇〇〇〇〇〇	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三
德	島												三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	
津	川												三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	
愛	媛									三三三三三	三三三三三		三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	
島	知												三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	
福	岡	四〇〇〇〇〇	四〇〇〇〇〇	四四六〇〇	四四六〇〇					四四六〇〇	四四六〇〇		四四六〇〇	四四六〇〇	一三〇〇〇〇〇	四四六〇〇	一三〇〇〇〇〇	四四六〇〇	
佐	賀												三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	
長	時												三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	
熊	水												三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	
八	分	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三					三三三三三	三三三三三		三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	
宮	崎									三三三三三	三三三三三		三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	
鹿	島												三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	
鶴	野	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	三三三三三	

土木出資所應會其の他職災復修費

張所別	昭和二十一年既	追加額	所要總額	備考
畿	8,800,000	8,700,000	17,500,000	
中國四國	12,100,000	1,800,000	13,900,000	
九州	31,200,000	3,500,000	34,700,000	
計	72,100,000	14,000,000	86,100,000	

裏面白紙

別紙

中小河川改良事業助成事務費内訳（九月一三月）

科目	目	七ヶ月分	備考
奉給		一、二六〇	
三級事務官	1	六三〇	
三級技官	1	六三〇	
賞與		三、二八	
給與		九〇八八	
内國旅費		八、一〇〇	
諸手当		二、二八	
慰勞金		二、二八	
雇員給		七六〇	
事務雇	1	二、八〇	
技師雇	1	四、二〇	
事務費		四、一七四	

總費	額
總費	一、五九〇
給與	一、二七六
引	一、〇〇〇

昭和二十一年度
道路関係参考書

国土局道路課

裏面白紙

昭和二十一年度道路事業所定員調

(道三、八、二四)

區分	昭和二十一年度			昭和二十一年度			昭和二十一年度		
	當初	減員	増員	改訂	當初	増員	改訂	増員	
一級二技官	—	—	—	—	—	—	—	—	
二級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
三級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
四級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
五級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
六級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
七級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
八級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
九級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
十級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
十一級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
十二級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
十三級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
十四級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
十五級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
十六級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
十七級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
十八級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
十九級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
二十級事務官	—	—	—	—	—	—	—	—	
特別整備事業員	—	—	—	—	—	—	—	—	
追加	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	—	—	—	—	—	—	—	—	
改訂備考	—	—	—	—	—	—	—	—	

裏面白紙

昭和三十一年度道路事業所定員調

(二、八、二四) 又

計	區		分	
	三級技官	三級技官	外	内
	三	三	初	昭和三十二年度
	二	三	初	昭和三十二年度
			改	昭和三十二年度
			訂	昭和三十二年度
			當	特別整備事業
			初	特別整備事業
			計	特別整備事業
			改	特別整備事業
			訂	特別整備事業
			備	特別整備事業
			考	特別整備事業

裏面白紙

昭和二十一年度道橋國道改良工事に要した事務費内訳

科目	目録	額	當	初	特別整	特別整	値上
道	道路事業費	給	50,000	50,000			
		賞	50,000				
技	技官	一級	4,800	4,800			
		二級	4,800	4,800			
諸	諸給	一級	18,900	18,900			
		二級	63,000	63,000			
産	産員給	一級	1,000	1,000			
		二級	2,000	2,000			
技	技師	一級	1,000	1,000			
		二級	2,000	2,000			
賞	賞	一級	1,000	1,000			
		二級	2,000	2,000			
補	補給	一級	1,000	1,000			
		二級	2,000	2,000			
計	計	一級	1,000	1,000			
		二級	2,000	2,000			

科目	目録	額	當	初	特別整	特別整	値上
道	道路事業費	給	50,000	50,000			
		賞	50,000				
技	技官	一級	4,800	4,800			
		二級	4,800	4,800			
諸	諸給	一級	18,900	18,900			
		二級	63,000	63,000			
産	産員給	一級	1,000	1,000			
		二級	2,000	2,000			
技	技師	一級	1,000	1,000			
		二級	2,000	2,000			
賞	賞	一級	1,000	1,000			
		二級	2,000	2,000			
補	補給	一級	1,000	1,000			
		二級	2,000	2,000			
計	計	一級	1,000	1,000			
		二級	2,000	2,000			

合 議 局 號 及 受							首 號 及 受 付 月 日												
第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	第 十 號	第 一 號	第 二 號	第 三 號	第 四 號	第 五 號	第 六 號	第 七 號	第 八 號	第 九 號	第 十 號
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

甲

起 昭 和 三 十 年 十 月 四 日 付 局 受 第 一 號 局 第 一 號 日

決 行 月 日

大臣

次官

人事局長

主査事務官

文書課長

文書課長

請 議 案

内務部内臨時職員設置制の一部を改正するに要する別紙勅令案を提出する。

右閣議を請ふ。

年 月 日

大臣

裏面あり

日	月			
第	第	第		
號	號	號		
月	月	月	月	月
日	日	日	日	日

内閣總理大臣宛

裏面白紙

略は、内務部内臨時職員訂置制の一部を改正する
勅令を裁り、ここにこれを公布せしめらる。

市名 市一 壘

年 月 日

内閣總理大臣
内務大臣

勅令第

號

内務部内臨時職員訂置制の一部を改めらる。改正
する。

専任二十八人、専任之十七人、専任之十
五人、専任之八人、改めらる。

附則

此の勅令は、公布の日より、これを施行する。

内務省

裏面白紙

理由
聯合軍の要求に基づき諸調査を実施するに
必要の職員を要員とする必要があることあり。

内務省

裏面白紙

事由 聯合軍の要求に基づく諸調査を實施するため、この経費支出を要する	臨時調査費	臨時費	臨時費	臨時費	臨時費	臨時費	
	臨時調査費						
	俸給 諸給 旅費 事務費 報償費						
	七五二〇〇〇 一五四〇〇 二五〇六〇 一二二五〇〇 八九〇四〇 五〇〇〇〇〇						
	内訳別紙通						
					金額	算出内譯	

昭和三年度第二豫備金支出要求書

内務省

聯合軍の要求に基づく諸調査に要する経費内譯

区	分	人員	一人年額	金額	準備金(4ヶ月分)	追加豫算(2ヶ月分)	備考
臨時調査費	臨時調査費	7	3,360	23,520	7,520	2,596	
	俸給	7	3,360	23,520	7,520	2,596	
	二級事務官	7	3,360	23,520	7,520	2,596	
	三級事務官	21	1,080	22,680	7,560	1,890	
	此給與	14	3,600	50,400	16,800	4,265	
	清託手當	14	3,600	50,400	16,800	4,265	
	應勞金	14	3,600	50,400	16,800	4,265	
	旅費	14	3,600	50,400	16,800	4,265	
	内國旅費	14	3,600	50,400	16,800	4,265	
	普通	21	400	8,400	2,800	700	内訳別紙の通
事務費	二級事務官	7	600	4,200	1,400	350	
	三級事務官	21	400	8,400	2,800	700	
	特殊	14	1,180	16,720	5,480	1,370	
	庶務費	14	9,240	129,360	41,760	10,310	
	庶務費	14	3,880	54,320	17,680	4,420	
	普通	14	300	4,200	1,400	350	
	特殊	14	3,500	49,000	15,750	3,937	
	普通	14	1,900	26,600	8,540	2,135	
	特殊	14	3,500	49,000	15,750	3,937	
	普通	14	1,900	26,600	8,540	2,135	
調査費	調査費	14	1,730	24,220	7,720	1,930	
	調査費	14	1,730	24,220	7,720	1,930	
	調査費	14	1,730	24,220	7,720	1,930	
	調査費	14	1,730	24,220	7,720	1,930	
	調査費	14	1,730	24,220	7,720	1,930	
	調査費	14	1,730	24,220	7,720	1,930	
	調査費	14	1,730	24,220	7,720	1,930	
	調査費	14	1,730	24,220	7,720	1,930	
	調査費	14	1,730	24,220	7,720	1,930	
	調査費	14	1,730	24,220	7,720	1,930	
調査費	調査費	14	1,730	24,220	7,720	1,930	自動車備上料(前月500円、7ヶ月500円)
	調査費	14	1,730	24,220	7,720	1,930	内訳別紙の通

特殊旅費内譯

區分	種別	前月	五月	單價	前月額	摘要
連絡調査旅費	二級事務官	七	三五	七六〇	二六、六〇〇	
	三級事務官	七	三五	六七〇	二三、四五〇	
	小計				五〇、〇五〇	
駐在旅費	二級事務官	七	三五	三五〇	二、二五〇	
	三級事務官	二	一〇五	三〇〇	三、一五〇	
	嘱託	一四	七〇	三五〇	二、四五〇	
	小計				六八、二五〇	
					一一八、三〇〇	

裏面白紙

(12)
265

調査費内訳

區分	数量	平均単価	金額	所要額
日刊新聞	三〇	八〇	二四〇〇	三五四〇〇
週刊新聞	三五	六〇	二一〇〇	
地方新聞	二〇	八〇	一六〇〇	
通信	三〇	八〇	二四〇〇	
雑誌	一〇	五〇	五〇〇	
団体機関誌	五〇	一〇	五〇〇	
書籍	六〇	二五	一五〇〇	
その他の出版物			五〇	
計			七〇〇〇	

裏面白紙

(2/2)
265

裏面白紙

調査局總發第三八三號

昭和二十一年十月二日

調査局長



人事課長殿

内務部内臨時職員設置制の改正について
聯合軍の要求に基づく諸調査を實施するため、左記のとほり、職
員増員の必要があるから、至急首題官制を改正せられるやうに御
取計願ひたい。尙所安經費は第二豫備金から支出することとなつ
たにつき念のため申添する

記

二級事務官 七名

三級事務官 二一名

裏面白紙

事由 聯合單の要求に基づく諸調査を實施するため、この經費支出を要する	款 臨時費	臨時調査費			金額	内務省
	項	俸給	諸給	旅費	事務費	報償費
	目	七五二〇〇〇	一五四〇〇	二五〇六〇	一二二五〇〇	八九〇四〇
	金額	五〇〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇	五〇〇〇〇
		内訳別紙の通			算出内譯	

聯合軍の要求に基づく諸調査に要する経費内訳

区	分	人員	一人年額	金額	第1年度(4ヶ月分)	追加(2ヶ月分)	備考
臨時調査費	臨時調査費	八	八四四、七七四	七五三、〇〇〇	二五九、九六〇		
	二級事務官	七	四六、二〇〇	一五、四〇〇	三、八五〇		
	三級事務官	二	二二、五二〇	七、八四〇	一、九六〇		
	三級事務官	二	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	三級事務官	二	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	三級事務官	二	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	三級事務官	二	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	三級事務官	二	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	三級事務官	二	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	三級事務官	二	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
事務費	事務費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	事務費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	事務費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	事務費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	事務費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	事務費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	事務費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	事務費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	事務費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	事務費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
内閣費	内閣費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	内閣費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	内閣費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	内閣費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	内閣費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	内閣費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	内閣費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	内閣費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	内閣費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	内閣費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
調査費	調査費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	調査費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	調査費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	調査費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	調査費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	調査費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	調査費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	調査費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	調査費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		
	調査費	七	二二、六八〇	七、五六〇	一、八九〇		

内訳別紙の通

通信費、筆墨、文具類、入費、下所月一〇、〇〇〇円、七ヶ所の五ヶ所分

自動準備上料、下所月五〇、〇〇〇円、七ヶ所の五ヶ所分

内訳別紙の通

古
月
俸
給
考
査
不
可
得
也

調査局定員調

區分	一級事務官	二級事務官	三級事務官	現在定員	新規定員	計
	一	七	二	四三	二一	六四
		七			七	二四
						七一

内務省

裏面白紙

勅令第三百七十號 (二十一年八月七日)

内務省調査局臨時設置制

臨時に内務省に調査局を置き、左の事務を掌らせる。

- 一、聯合國最高司令官から帝國政府に返還された物品等の調査及び處分に關する事項
- 二、聯合國最高司令官の要求に基の政黨、協會その他の團體の結成の禁止等に關する事項
- 三、聯合國最高司令官の要求に基く正規陸海軍將校又は陸海軍特別志願隊將校であつた者の調査等に關する事項
- 四、内務省所管の事務で聯合國最高司令官の要求に基くもの(内務大臣の特に指定するものを除く)に關する事項
- 五、内務省所管事項に關する涉外事務の總括に關する事項

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

内務省

内務省分課規程 抄

調査局

總務課

- 一、内務省所管事項ニ關スル涉外事務ノ總括ニ關スル事項
- 一、聯合國最高司令官ヨリ帝國政府ニ返還セラレタル物品等ノ受領及保管ニ關スル事項
- 一、他課ノ主管ニ囑セサル事項

第一課

- 一、聯合國最高司令官ヨリ帝國政府ニ返還セラレタル物品等ノ處分ニ關スル事項

第二課

- 一、聯合國最高司令官ノ要求ニ基ク凍庫品ノ調査及處分ニ關スル事項

第三課

- 一、聯合國最高司令官ノ要求ニ基ク政黨、協會其ノ他ノ團體ノ結成ノ禁止等ニ關スル事項

第四課

- 一、聯合國最高司令官ノ要求ニ基ク正規陸海軍將校又ハ陸海軍特別志願將校タル者ノ調査等ニ關スル事項

内務省

裏面白紙

事 臨時費						
	款	項	目	金	額	算出内譯
	臨時調査費		俸給	七五二〇〇〇		内譯別紙
		諸給	一五四〇〇			
		旅費	二五〇六〇			
		事務費	一二二五〇			
		報償費	八九〇四〇			
			五〇〇〇〇〇			

縣合筆の要求に基く諸調査を實施するために、この經費を支出せしむる

昭和二十一年度第二豫備金又州費七千五百

聯合軍の要求に基く諸調査に要する経費の概算

區	分	人員	一年額金	額	備考
臨時部	臨時調査費		八八五五六	七五二〇〇	一六、九六五
	俸給		四六二〇〇	一五四〇〇	三、八五〇
	二級事務官	七	三、三六〇	七、八四〇	一、九〇〇
	三級事務官	二一	一、〇八〇	七、五六〇	一、八〇〇
	諸給與		七五、一八〇	二五、〇六〇	六、二〇〇
	臨時手当	四	三、六〇〇	一六、八〇〇	四、二〇〇
	慰勞金		一六、三入〇	五、四六〇	一、三六五
	雇員給	四	六、〇〇〇	八、四〇〇	七、〇〇〇
	旅費				
	内國旅費			一四、一三四	一、二二五
事務費	二級事務官	七	一、二〇〇	八、四〇〇	七、〇〇〇
	三級事務官	二一	九六〇	二、〇一六	一、六八〇
	特殊			一、二、九八〇	一、六八〇
	庶務費			一、二、二六四	四、二〇〇
	庶務費			五、八四二六	三、八〇〇
	普通			三、三六〇	二、八〇〇
	特殊			二、四八二六	二、八〇〇
	雜費			二、九二一四	一、四〇〇
	普通			一、六八〇	一、四〇〇
	特殊			一、三四一四	一、四〇〇
調査費	調査費		三、五〇〇	三、五〇〇	
	報償費		五、〇〇〇	五、〇〇〇	

内譯別紙の通

調査費内訳

区分	用前要額	平内要額	金額	新要額 (5月分)
日刊新聞	三〇	八	二四〇	
週刊新聞	三五	六	二一〇	
地方新聞	二〇	八	一六〇	
通信	三〇	八	二四〇	
雑誌	一〇	五	五〇	
圖書	一五	一	一五〇	
寄附出版物	六〇	二五	五〇	
計			七〇〇	三五〇

裏面白紙

ひら

百十人は
考十二人の
七百七十三
人の誤り

朕は、内務部内臨時職員設置制の一部を改正する勅令を認可し、
ここにこれを公布せしめる。

御名 御璽

昭和三年十一月一日

内閣總理大臣

内務大臣

勅令第一〇一號

内務部内臨時職員設置制の一部を次のヤリに改正する。

「專任六十人」を「專任六十七人」に、「專任百七十人」を「專
任二百四十人」に、「專任七百六十二人」を「專任千八十六人」に
改める。

附 則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

内務省

理由

昭和二十一年度公共事業の中、内務省において行ふ治水事業、災害土木事業及び道路特別整備事業並に中小河川改良事業助成事業に従事させる職員として、二級の内務技官七十八人及び三級の内務技官又は内務技官三百三人を、又聯合軍の要求に基づき諸調査を實施するため、二級の内務事務官七人及び三級の内務事務官二十一人を天々増員する必要があるからである。

内務省



裏面白紙

